

昭和四十六年四月二十七日(火曜日)  
午前十時四十三分開会

定したものに關しては、その元利償還に要する経費の二分の一について地方交付税の基準財政需要額に算入することとしております。

第四に、この法律は、昭和五十五年までの十年間の期限法としたこととしております。

このほか、公害防止事業団及び港務局への適用、地方交付税法その他関係法律の改正等について所要の定めをしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(若林正武君) これより質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○竹田四郎君 ます最初に、この特別措置に關する法律案が、昭和四十六年度から十九年というふうな期限立法になっているわけですが、この十年間という根拠は一体何なのか。十年間たてば一応いまいわれている公害というものは解消してしまふ、こういうふうな考えから、この十年間というものを出したのか。何か十年たてば公害というものはなくなつちやうというふうな感じを国民に与えるのではなからうかと思うのですが、この十年間の根拠というものを明確にしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) この法律の十年間という有効期間にいたしましたのは、今後国及び地方団体におきまして積極的に公害対策を展開するということによりまして、現在問題とされておりますところの公害の地域におきまして公害問題が起きているわけですが、これの一応の解決をせむ十年間という間に解決したいという一つの期待を持っていただいております。公害防止計画区域の追加指定もこれから逐次行なっていくことになる予定でございますし、そういう計画を中心にして公害対策が推進される。そうして公害問題の解決に資していきたい、こういうことでございまして、もちろん十年間で必ず公害がすべて解消されるということまではつきりと保証がつけられると

いうわけではないと思ひますけれども、やはりそのくらいのことまでの間にはぜひとも解決をはかるように、一応のめどを立てて推進をしていくというひとつの問題のそういう取り上げ方をすべきではないかというふうなことを含めまして、十年間という有効期間がついておるわけでございます。なお、十年の時点でもし解決されないというときには、あらためて期限を延長するその他の措置は、当然とらなければならぬというふうに考えております。

○竹田四郎君 そうしますと、一応十年間で公害を解消するということを期待しているということと、将来は当然これが持続して期限を延長することがあり得るというふうに確認をするわけですが、大体それじゃ、この十年間に公害防止計画によつてカバーする地域というのはいくつあるのか、考えておられるのか。

○説明員(植松守雄君) 公害防止計画を策定する地域でございますけれども、十年間にどれだけの地域を指定するかという詳細な計画までいま定められておるわけではございません。それは、何ぶん十年間といふと、現在の日本経済の成長をもつていたしますと、三倍ぐらいのスケールになるわけでございます。その間、各地域ごとの産業の動向あるいは公害の状況は相当な変化がある面があるかと思ひます。その辺を踏まえながら、その時点で必要な地域を指定しなければならぬわけでございますから、詳細なところまでいまきまつておるわけではございません。現在までにすでに基本方針の調査が終わつておるもの、あるいは公害防止計画そのものの内閣総理大臣の承認を終わつておるもの、それからほとんど基本方針の指示のために必要な事前調査が完了しておるもの、これらを合わせましていま十一地域でございます。それから今後指定しようと思つております地域につきましては、たとえば四十六年度予算におきましては、いま申しました十一地域に加えて五地域を予定されておるわけでございます。その後になりますと、まだ具体的な地点はきめてお

らないわけでございますが、まああれやこれや現在各地の状況をながめてみますと、やはり四十を下らない地域を指定しなければならぬのではなからぬと思つております。ただし、もちろんこれは一応の現在の目の子の計画でございます。やはり具体的に指定する段階においては、各種のデータをそろえて指定しなければなりませんので、いま具体的にどの程度の数ということにはちょっと申し上げにくいと思ひます。

○竹田四郎君 そうすると、四十を下らない地域がこの十年間に計画によつてカバーされる地域だということでありませう。具体的には、四十を下らないということでありませう。四十から五十の間というふうに理解できるのですが、それ以上だったら五十を下らない地域とおっしゃるにきまつておるのですが、そうすると、大体、さつき言つた十年間で四十から五十の地域を指定するということになる、一体公害というものは解消すると思ひますか、どうですか。

○説明員(植松守雄君) 申し上げるまでもなく、現在の公害規制立法、これはおもしろいものとして大気汚染防止法とか水質汚濁防止法がございまして、これらの法律につきましては、前回の公害国会におきまして、地域指定制というのが撤廃されて、全国どこに地域があるものもいふゆるなシヨナルミニマムとして規制を受けるということになっております。したがって、公害対策というものは日本全土にわたつて展開されるわけでございますから、あえて公害防止計画地域ということに限定しないわけでございます。その中で特にいわば臨床診断を要するような、総合対策を立てなければならぬような地域が十九条で公害防止計画地域として指定されるわけでありまして、したがって、いま四十を下らない地域ということ以外に申し上げたわけでございますが、まだその地域以外の地域につきましても規制法はかぶるわけでありませうから、それからさらにまた、それに必要な問題は予算措置でございますが、予算措置につきましても、ことしの予算は相当な金額を計上す

ることができたわけでございます。何とか公害計画は、法制面でもあるいは予算の面でも、緒につき始めたということではないかと思ひます。したがって、それらを着実に推進することによって、公害防止の実をあげていかんければならぬ。また、あげ得るのじやないかというふうに思つております。ことに総合対策を定めなければならぬところを公害防止計画という形で、さらに、いわばシラミつぶしに当たつていくという考え方でございまして、もちろん十年以内にはそれらの地域はすべて指定をしなければならぬし、またそうしたいと思つておられますが、これらの施策が進められることによつて、公害防止の実を十年間の間においてももちろん顕著にあげていきたいというふうには考えております。

○竹田四郎君 都市計画をつくつて財政上の特別措置をする地域というのは、これは一応現実には工場、事業場があるところとか、近いうちに工場、事業場が進出する地域というふうには、非常に抽象的に規定されていると思ひますが、具体的に、そういう地域を指定するもう少し具体的な何か基準といふものが、これはこういう地域だから、この地域にはひとつ公害防止計画をつくり、対象地域としてやつていくとか、こういうものが、私は当然もう少し詳しいものが何かあると思ひますが、そういう基準といふものが具体的に示していただかないと、この計画というものが、ただ単に市町村だけでつくるものでもなければ、内閣総理大臣の承認を得るという問題でもありませんし、またおそろくこの計画そのものについては各省間の調整というものもあるだろうし、それから、大体いままで出ているのは、県単位で問題を考へておられますし、また知事が当然この計画を具体的に作成する責任を持つておるということになります。各市町村との関係というものは当然出てくるというところになります。公害防止計画をつくるための地域というものは具体的にどういう地域なんですか。ある程度の指標というものは、そういうものがなければ、これは防止計画を

つくる立場にある都道府県にいたしましたし、あるいはその計画の中に盛り込まれるところの市町村の側といたしまして、この点は明確さを欠いてくるということになりますと、計画そのものの作成においても明確さを欠くために、調整に時間を要するとかいろいろな問題がここに出てくると思います。具体的にカバーする地域というものをきめていく具体的な基準というものはあります。

○説明員(植松守雄君) おっしゃるとおり、確かに今後各地域の指定が進んでまいりますと、ある程度具体的な基準をきめなければならぬのじゃないかというようにいま考えております。ただし現在までの段階におきましては、去年の暮れに内閣総理大臣が承認いたしましたのは、四日市、それから千葉・市原、水島でございます。これにつきましては、日本の代表的なコンビナート地域でございます。四日市はいわゆる四日市ぜんそくといわれる公害病の最も古くから発生した地域でございます。千葉・市原は新興のコンビナート地域でございます。水島はちょうどその中間にあるという地域でございます。それで、その三地域を取り上げることにしたのは大かたの異論もなかったわけでございます。それに次ぎまして、さらにいわゆるビッグ・スリーと申しますか、東京、横浜、大阪という地域が取り上げられておるわけでございます。この辺につきましては異論のないところではないかというように思います。そこで、さらにこまかな地域が今後指定されていくということになりますと、おっしゃるとおり各地の指標をとらえまして相互に比較検討して、特に優先度の高いものから指定していかなければならぬという事態も起こるのではないかと、このように考えるわけでございますが、現在までのところおおむね一般に異論のない地域ということ、それを選ぶことにそれは困難はございません。ただし、もちろんその間におきまして、これは予算の査定を受けましてこの防止地域をきめる

ということになっておりますから、大気汚染の状況、あるいはその地域における産業の動向、それから大気汚染の経年変化、あるいは水質汚濁防止につきまして、それぞれ各水域の同じような状況を把握いたしまして、相互判断をしていくという形でございます。特に数字的にどういう基準があるかと申しますと、いままでのところそこまでは持ち合わせがございませんが、今後こまかな地域を指定するような段階になりますと、おっしゃるような必要性が生まれてくるのではないかと、このように感じます。その場合には、それに備えたやはり基準、もちろん単純に数字だけで押すわけにはまいらないと思います。しかしそういうものも今後はだんだん用意していかなければならぬのではないかと、思っております。現在はいわゆる段階でございます。

○竹田四郎君 いま植松さんのお話を聞いていますと、何か悪いところだけ、こう業ばりにやっていると、いろいろな感じを私非常に強く受けたわけでございますが、実は既存の公害を防ぐ、解消をするというだけじゃなくて、やはりこれから起こり得る公害というものが未然に防ぐということが特に私は大切であろうと思つて、特にこれから起きるであろうという地域の場合には、防止事業も実はやりいわけですね。たとえば京浜のようには、もう工場と住宅とが密着してしまつて、そこでどうにもならないという場合は、これはどうにもしようがない。金がかかつてしょうがない。また住民自体も、なかなか新しい計画に、金がかかつてまいりますから乗りにくいというところで、こういう地域というのはいろいろな調整に時間がかかると思つておるのです。しかし新しい地域というのは、比較的そういうものがまだ少ないわけですね。そういう地域は、防止事業というものはむしろやりい地域だ。たとえば千葉の市原に緩衝地帯をつくつた、緩衝緑地をつくつた、この場合には、確かにその埋め立て地と既存の住宅地の間へつくるわけですから若干の余裕がある。こういうところには、緩衝緑地なら緩衝緑地は非常につくりにい

と思つておるのです。そうしますと、千葉県の計画で

も、千葉と市原の二つの市を対象地域に指定して、それが実際に袖ヶ浦地域にもかなりの埋め立てが進んでいるわけですね。あそこに出てくる工場というものもある程度わかつてゐる。それから木更津、あるいは君津地域なんというものは、これは公害で新聞に何回か書かれてきた地域であります。木更津ぜんそくではないかとすらいわれてゐる地域だと思つておるのです。そうしますと、どうもいまのお話を聞いてみますと、こう業ばりのないままでの公害防止の対策というものがあつた追いつきの形のものに非常に多かつたわけでありまして。大気汚染にしても水質汚濁の防止にいたしまして、まあその他の問題にしても大体そうだと思つておるのですけれども、いまのお考え方でいくと、どうも計画を実施する地域というものを拡大するんじやなくて、未然に防止するという考え方が非常に薄く、ひどい地域をこう業ばりの何とかがいけん手を打つて、それでございましていく。そういうことを言つて悪いかもしれないが、実際的にはごまかし政策というふうにしかならない。その点では、私、とれないわけですが、こういう点をもう少しはっきりしていただかないと、せつなくいままできれいなところがむしろ汚染されてしまふ、こういう可能性がかなり私は強いのではないかと。それはもちろん工場、事業場等については排出基準とか工場の立地制限とか、い

む。

○説明員(植松守雄君) いま先生おっしゃいますように、確かにこの公害防止に關しては先手先手を打つということがきつて重要でございます。その意味におきまして、いまこれから基本方針を示す段階に入つてまいりますところの東京や大阪というものは、確かに住工混在地域の都市改造というものは非常に新しいむずかしい問題をかかえておられます。したがしまして、その前にちゃんとしたレイアウトをして、公害をそもそも未然に防止するような立地規制あるいは各種の未然防止対策というものが必要であるということ、まさにおっしゃるとおりだと思つておる。

そこで、前回の国会におきまして、いままでの公害行政がやはり後手後手になりがちであつた、いわば公害が相当著しくなつた地域を規制地域として指定をしていくという形であつたものでございまして、例のたとえば田子の浦でございまして、あの公害騒ぎが起るまで規制地域に指定されておらなかつたという状況があつたわけでございます。したが、今後は新立法によりまして全国にナショナルミニマムの網がかぶつてくる。また地方団体の長である知事が、それについて必要に応じてさらにその基準を強化するといふことができるというようになつてくるわけでございます。また一方、そういう法律規制だけでは十分でございませぬから、いわゆる事前総合調査というのを政府としては実施いたしております。今後工場の集積あるいは人口の集中が著しい地域につきましては、相当密な、学者の協力を得まして今後どういふ形で工場地帯をその地域にレイアウトすればいいのかというふうなことにつきましては、事前調査を大規模に実施していくという形の試みをいたしておるわけでございます。

それからさらに今後の、たとえばむつ・小川原というふうな大規模工業地帯につきましては、さらにこれは政府の大きな方針として、この公害発生については、従来のたとえば鹿島といったような地帯と比べても、特に入念の事前対策を

講じていかなければならないという気持ちを持っております。

そこで、具体的には今後環境庁によりまして公害の行政が一元化されるわけですが、環境庁におきましては、そういう工業地域の開発あるいはいわゆる工場の立地規制につきまして、各省大臣に対して環境庁としての立場を主張する。そうして全体の総合調整の、環境保全という観点から、必要な総合調整も環境庁に与えるといったようなことで、事前にその点は十分詰めていくということにしなければならぬし、そういう仕組みに法規制は向かっておるわけでございます。ただし、現在どの地域を公害防止地域として指定するかということになりますと、これはやはり緩急の順序がございまして、現に公害に悩んでいる住民が多数いらっしゃる地域は、これはやはり優先的に指定すべきではないか。現に、現在公害対策基本法の十九条には、現に公害が著しい地域、それから今後公害が著しくなるおそれのある地域というふうに分けてあるわけでありまして、現在のところ、やはり公害が現に著しい、そこには具体的な総合対策という臨床診断が必要であるし、こういうところから指定をしていかなければならないのではないかと考えております。したがって、全体としての公害行政が後手後手にならないように網の目をかぶせまして、さらにまた各種の事前調査その他の行政面の手も打ちましてやっていく。そして指定もさらに、公害のいわば過密地域の指定が終りましたら、順次そういうところも必要に応じて十九条の指定もいたしていくわけでございますが、全体としてはそんなような方針でやっていくのが現段階においては合理的ではないだろうかというように考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 何かあなたのおっしゃっていることを聞いていますと、防止事業を実施していくこととそれからその区域として計画をまず立てていくことと、これが何かあまりはつきりしていないような感じを私はいまあなたの御答弁で受けたわけなんです、具体的に、計画地域でも、内閣

総理大臣の承認を得ても、その実施の時期というものとそれを計画をかぶしていくということとは私は必ずしも同じじゃないと思うのです。その市町村の財政事情にもよるでしょうし、それから実際の公害を他の方法によって規制をしていく、まあ具体的に言えば、排出するその個所で規制をしていくことによってやはりそういうこともできるわけですから、計画をするということと事業を実施するということは必ずしも時期的には一絡けでなくてもいい。しかしその地域を計画地域にカバリーさせるということは、やはり公害に対するその市町村なり都道府県なりの公害に対する姿勢、政治の姿勢というものを明確にしていくなければ、計画というものは私は相当先行しなければいけないし、その計画地域にカバリーしていくということ自体がやはりその住民の中にあるところの公害防止の意識というものを高めていく、まあこういうことにならうと思うのです。で、具体的な計画が出る出ないということもあろうと思うのですが、おおよそこの地域は計画を立てるべき地域である、したがって一つの県、市町村あるいは住民、企業、こういうものが相互にそのための意見調整をすべきである、こういうことも計画を樹立する上においては私はかなり必要なことであろうと思う。ただ市町村だけが計画をするのじゃなくて、企業もこういう計画についてはどのくらい協力できるのか、あるいは工場自体としての防止事業はどのくらいやるのか、住民としてはそれに対応して町の区画整理事業もあるでしょうしあるいは再開発の事業もあると思います。こういうものもその準備期間というものは私は相当の時間を要するものだと思う。そういう意味では、計画地域というものをやはり早くきめていくということが私はどうも必要じゃないかと、こういうふうに思うのですが、いまあなたのお話を聞いていますと、どうもひどいところだけを先にやる。事業はそうでしょう。それはひどくて人の健康に被害が出るというところでは、これは何とか具体的な事業を先

にやっていかざるを得ないでしょう。しかし将来起こるであろうという地域については、少なくとも計画を進めていくという段階というものを、基本方針を政府のほうから私は指示をしていくべきだと、こう思うのですが、どうですか。

○説明員(植松守雄君) 公害防止計画地域に指定しようとして現在考えておる地域で、すでに地方団体に通知をして、地方団体もそのつもりで準備をいたしておる地域が現に十三地域ございまして、したがって、おっしゃる通りに確かに計画には時間がかかるわけございまして、できるだけ早く目に前広に指定をしてその準備をしてもらうというところは必要だと思えます。しかし現に十三地域それぞれの地域において準備が進められておるという状況でございます。また、この公害防止事業と申しますのは、計画がなければできないというわけのものではもちろんございせん。最も公共事業として金目のかかるもの、また各地方から要求が強いものとして下水道の事業があるわけございまして、下水道につきましては別途二兆六千億という御承知の五カ年計画の事業費がきめられておりまして、これは公害防止計画地域に限らず、全国必要な地域について実施をしていくという体制でございますから、したがって、計画地域にならないと事業が停滞する、事業が進まないというわけのものでは必ずしもございせん。もちろん総合計画を立てることに越したことはございせんけれども、そういう一方において、一般的な法律なり予算に基づく措置は措置として進められるわけございまして、で、公害防止計画地域としましては、いま申し上げましたように、あらかじめ相当計画をつくり上げますのに時間がかかるわけございまして、できるだけ早くその地方には通知をするということにはしなければならぬと思っております。そういうようなことでいま進んでおるわけでございます。

○竹田四郎君 どうもその辺が、おっしゃって地域の広さに、十三地域といつても、地域のきめ方にもありますね。東北地方というきめ方もあ

るでしょうし、関東地方という地域のきめ方もあるのですけれども、常識的にいままでも出てきている三つの計画地から見ますと、そんな大きな地域ではない。その十三地域にいたしまして、大体市を二つ三つくらい合わせた単位のところもあるだろうし、あるいは市を五つくらい合わせたところもあるだろうし、それは各種各様でしょうけれども、おそろくこの十三地域も、全県をカバリーしておるという地域もあるかもしれないけれども、東京とか大阪なんというのはおそろく全郡の地域あるいは府の地域を全部カバリーするようなことにならざるを得ないだろうと思えますけれども、その他の地域では、私は県を全部カバリーするといふような大きな地域にはおそろくなっていないだろう、こういうふうに常識的に考えられるわけですが、具体的にそういう地域が、先ほど四十を下らない地域というのですが、その具体的に四十を下らない地域というのが現実的にはどんなふうな状況になっておりますか。たとえば先ほどの三つの地域は、すでに昨年度ですか、内閣総理大臣によって承認された地域でありまして、あるいは現実にまだ承認はされなくても審議中というものもあるでしょうし、あるいは基本方針を指示して、府県市町村で調整して作成中のものもあるだろう。あるいは作成にはいかなければ、事前調査をしている地域もある。あるいは全然そういうことにまだ関連していない地域もあるだろうと思っております。まあ分け方は、私の分け方が適当であるかどうかわかりませんが、そういう形で四十を下らない地域の具体的な動きといえますか、大別してどんなふうな状況になっておりますか、教えていただきたい。

○説明員(植松守雄君) 確かに広域的に計画を立てる地域といたしましては、御指摘のように、東京、大阪それから神奈川、これが一番その代表的な例でございます。この地域におきましては、いまのところ、神奈川県は西部のほうはだいぶ様相が違いますけれども、たとえば相模川以東の地域であるとか、東京、大阪でございますと、いわゆる

市街化調整区域といふのはちよつと特殊でございます。東京都内にも過疎地域がございますから、そういう意味で特殊でございますけれども、まあおおむね全都府県カバーされるというところにならうかと思ひます。また、たとえば、現在調査をしてはば結論が出かつておる地域の中に名古屋がございまして、名古屋につきましても、名古屋とか東海市を中心といたしまして相当広い範囲にわたらなければならぬと思ひます。それからまたさらに、実はそれだけでは十分ではございせん、東京の水質汚濁対策を講ずるためには、当然のことながら、埼玉県も千葉の整備もやらなければならぬと、大阪の場合ですと、京都、奈良、淀川とか、大和川の浄化対策のためには、隣接府県との関係の広域防止計画を立てなければなりません。そこでそういうところにつきましても、単に、私いふことは勘定に入れないで四十を下さる地域として申し上げたのでございすけれども、東京の場合には当然隣接府県も考えなければならぬということになるわけでございす。そういう広域的な防止計画を立てるという方向では、当然地域域の特殊性に応じてそういう考慮を払わなければならぬというふうに考へておられます。

それからそれ以外の地域につきましては、たとえば北九州というような地域につきましては、相当やはり広域的な計画を立てなければならぬのではないかと思ひますが、あとはやはりコンビナートが比較的多いのではないかと、いうふうに思ひます。その例をいたしましては、鹿島であるとか、あるいは大分であるとか、あるいは姫路地区であるとか、あるいは岩国であるとか、各地にございす。そういう地域域によりまして相当広域的な計画を立てるところと、それから比較的地域にまとまりがございまして、その一定の地域を押えればおおむね目的が達成されると思はれるところとあるわけでございす。

いま十三地域あると申し上げたのでございす、その中に大きなところの地域は、東京、大

阪、神奈川、それからさらに名古屋、あるいは尼崎を中心とする兵庫県の県東と申しますか、大阪府と隣接する地域、そういうところは当然カバーしなければならぬと思つておられます。またそのさらに隣接府県についても同様に広域的な計画を立てなければならぬというふうに考へておられます。

○竹田四郎君 後半の答弁がされてないのですが

ね。  
○説明員(植松守雄君) いま十三地域と申し上げたところにつきましては、いまのところを中心にして、あとは各地のコンビナート地域、いま具体的に申し上げますと、富士とか、大牟田とか、姫路市近辺、大竹、岩国、それから鹿島、名古屋、尼崎、北九州、大分、それから先ほど来話が出ておりますところの東京、神奈川、大阪と、こういう地域を現在ほとんど調査が完了し、あるいはこれから調査に取りかかるということ、すでに各地方とも承知をしておるところでございす。

それ以外の地域につきましては、まだ具体的な細目まで定められておりません。当然今度の予算編成時期までにはさらに対象をほつてきめなければならぬ地域でございす、あとはかなり比較的地域的にはまとまりのある地域が多いと考へておられます。

○竹田四郎君 十三地域のお話じゃなくて、具体的に防止計画が全国的にどんな進捗状況を示しているのか、その進捗の段階ですね。たとえばさっき申しましたように、具体的に三つの地域では承認が済んでおるわけで、政府自体でそれをある程度審議をされているという段階のものもあるでしやう。あるいは県段階で政府部内の各省との連携をはかりながら、まだ計画ができていないというものもあるでしやう。まだ全然そこまでいかないうちで、事前調査の段階のものもある。そういう防止計画が、去年全国的にあらだけ願がれておるわけですから、政府のほうとしても、あるいは京都府、市町村としても、公害防止については

認識を新たにしているところだと私は思ひます。ですから、その計画が具体的にどの辺まで進みつつあるのか。これは、とにかくその十三地域の場合には、公害国会以前からその計画というものが立てられておるわけですね、現実には、そういう意味では何もここ三四月、四五月の問題では私はなからう、こう思ふのです。だから進捗の内容が一体どういふような内容なのか、どのくらいに進み方をしているのかということが私どもとしては興味のあるところであるし、それを早くやつてもらわなくちゃ困るわけなんです。そういう内容が具体的にどうなのかというのをいま後半でお聞きしたつもりですが、あなたの答弁は十三地域の御説明だったような点で、私の問いとあなたの答へとだいぶ食い違つたようなわけであります。その進捗状況が一体具体的にどういふ状況になっているか、その辺をお示し願ひたい。

○説明員(植松守雄君) 失礼いたしました。

御承知のように千葉・市原、四日市、水島、これは去年の十二月の初めに内閣総理大臣の正式な承認が出ておるわけでございす。それから、それに続く三地域の東京、神奈川、大阪につきましては、われわれは九九%もうできておると思ひます。したがって、少なくともここ一月以内に基本方針の指示をいたしたいと、こういうふうに考へておられます。

で、これにつきましてはいろいろな事情が実はあつたわけでございす。確かにおっしゃいますように、ある程度時間をかけて地方団体とわれわれの間の話し合ひはすつと続けられてきたわけでございまして、地方団体もおおむね了承を得ておる基本方針の内容になつておるとわれわれ考へておられます。ところが、問題になりました最初の点は、先ほどちよつと説明をいたしましたように、広域的な防止計画をこの際立てないと、単に東京都、大阪府だけでは片手落ちではないかという議論が当然のことながら出てきたわけでございす。そこで、われわれのほうといたしまして、神奈川と千葉、それから京都、奈良、こういうところ

に声をかけまして、それらについてもそれぞれ東京と大阪と協議をしながら総合的な計画を立ててもらうように、こういう要請をいたしたわけでございす。ところが、それぞれの県といたしましては、やはりそういう防止計画を立てるというところを実はあまり具体的に考へていなかった面がございまして、だいたいその辺について時間がかつたわけでございます。しかし、現在非公式ながら、それぞれの県とも水質汚濁防止についての計画を、少なくとも県河川と申しますか、都道府県を貫流してある水域についての汚濁防止計画は同時に立てるべきであるという気持ちで固まりまして、ごく最近のことでございますが、一緒にひとつやつてみようというところになつております。そこでわれわれもまたそれぞれの隣接府県向けの防止計画の基本方針をつくりまして、それについてほぼ協議を終わつておる段階でございす。

それから、さらに九九%だと申し上げて一〇〇%と申し上げられなかったのは、例の大阪で知事選挙の結果、知事さんがかわられてしまつたわけでございまして、まあ基本方針でございすから、われわれはそれほどの大きな変化はないと思ひます。いままで県の副知事以下のスタッフの方とは十分協議をしておつたのでございすけれども、大阪府のほうから、何分知事の交代という大きなできごとがあつたので、その辺もう少し時間をかしてほしいという要請がここ一週間くらい前にございまして、それで、しかしそのためにほかの地域を待つておれませんか、それでは大阪のほうで態度をきめてこちらに意思表示してもらいたいというのを申しまして、暫時待つておるといふ段階でございす。その辺がどういふことになりましたか、あまりそれがよくあるようなことになりましたと、切り離してほかの二地域は指示しなければならぬというふうに考へておるわけでございす。できれば三地域一緒にやりたいということ、大阪の回答を待つておる段階でございす。それから、その次の鹿島、名古屋、尼崎、北九州、大分の五地域につきましては、これは実は環

境庁ができますと、環境庁で一貫して公害防止計画に関する事業をやるわけでございますけれども、現在はまだ厚生省が原案をつくるというより、な仕組みになっておりまして、厚生省でこの防止

計画のための学者を入れた研究会がございました。その研究会でおおむね結論に近づいておるといふ段階でございます。環境庁発足までに、できればわれわれ公害対策本部の手でまとめたいと思っておるわけでございますけれども、ちよつとその辺はいまのところはつきり申し上げかねる状況でございます。しかし、これも基本方針の指示に関する限りにおいては、骨格はほほでき上がりつつあるということでございます。あとは各省との協議がございますから、若干時間がかかると思いますが、もちろんことしのそうおそくない時期には基本方針の指示をしなければならな思っております。

それから、その他の五地域につきましては、予算で地域がきまつたという段階でございまして、具体的な調査はこれからというところでございます。

○竹田四郎君　いま、東京、大阪、神奈川については、大阪が一分ほどきまらないということで、神奈川はきまつたと、こういうお話なんです、が、実は私、きのう神奈川県へ行って担当者会って聞いたわけですけれども、この前一応案を出したそうですね、政府に。それについて何ともかんとも話がない。いままで、厚生省中心に計画を立てていたときは、非常に厚生省からいろいろな改善意見というようなものが具体的に出された、かなり思い切った意見も実はいたんだと。ところが、中央公害対策本部ができてからどうもそういう話し合いはほとんどない。だから、神奈川県自体といたしまして、すでに出した計画がこれを通るのか通らないのか、かなり大幅な改正があるのかどうなのか、こういうふうなことも現実には担当者としてまだ見きわめがつかない、こういう状態なんです、が、あなたのいまおっしゃる点では、一〇〇％神奈川県はいい、一％悪いのは大阪

の府知事の交代だけで、こう言う。どうも私はそう思わないんですが、これは神奈川県が間違っているんですか、あなたの言い方が間違っているのか、その辺明確にしてもらわないと困ります。

○説明員(榎松守雄君) 神奈川県の説明ははなはだ奇怪でございます。私自身、神奈川県に最近参りまして、実際に公害防止計画地域については詳しく実情も見てまいったわけでございますし、また、内容の話し合いも何度もやっております。それで、われわれはもう指示する原案を神奈川県にも見せておりまして、神奈川のほうもまだ正式な文書ではかわしておりません、かわしておりませんけれども、われわれはセットしている、ほとんど九九%以上のセットをしているというふうに考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 実はその辺が問題だと思ふんですね。実はあなたのほうはもう具体的にこれはほぼぼろぼろは、実際にはこれがいいのか悪いのか暗中模索をしておる。そういうことであるということはおそらくこの計画というものが一本本気で考へられているのかどうなのか。急がなければならぬものが、片一方では、あなたのほうでは十分やっている、受けるほうはまだ何とも暗中模索の状態で、私どもの出した案がいいのか悪いのか、それについてすら確信を持っていない、こういう状態です。こういうことだったら私は困ると思ふんですね。これからどんどん進めていかなければならぬ計画の初めの段階、しかも公害がかなり多い地域、さつそくやらなければならぬという地域で、こういう形であるということは、私非常に残念だと思ふんです。もう少しこの辺は相互の連絡——実際の計画担当者、そういう者とあんなた方の意思疎通というものがどうも不十分のようだ。神奈川県は大阪と違つて革新知事じゃございませんで、その辺はすでにいまでも十分に連絡がとれているはずだと私は思つて、実はきのう聞きに行つた。担当者としてそういうふうに言つているわけです。その辺、もう少し連絡を密に——

てもらわなけりや私困ると思うんですが、どうな  
んですか。

○説明員（植松守雄君） 神奈川県の公害課長が公  
害対策本部に来て話をしてまだ十日にもならない

と思います。したがって、いま本部がナシのつづで、さっぱり連絡がないというのは私全く理解できません。それ以外にも、もちろん公害防止計画の基本方針につきまして、具体的な文書でここにもでき上がっておるわけでございますけれども、それについて具体的に意見交換をし、神奈川県、川県の言い分でお直しするところはお直しいたしておるのであります、われわれは正式にそれをして今後文書で地方団体の意見を求めるという形をとれば、もうそれでセツトできるんじゃないかというふうな思っておるわけでございまして、連絡が

きないのでございますが……。

○竹田四郎君　私も担当者に会つて直接聞いたわけですからね。あなたと向こうの担当者と対決してもらわなくちゃ、実際どつちが正しいのか、私は判断がつかないわけなんです。だから、これをいまここで解決できない状態で、まあ私は間に入つて聞いているだけなんで、ここで議論をしていろいろのおかしいんですが、もう少しその辺を明確にしてもらわないと實際困るのじゃないかと私は思ふんです。何か御意見があつたら……。

○説明員(植松守雄君) いま自治省から伺いました話によりますと、あるいは県はこういふことを言っておるのかもしいたのです。われわれがいい基本ま九九%セツトしておると申しますのは、基本方針でございます。それに基づいて具体的な公害防止計画を立てるわけでございます。それに對しまして県のほうが別途独自の計画を立てて、その計画についてまだ具体的に応答がないというやうなことでないかと、いま自治省が申しておるわけでございます。あるいはその基本方針というのと、それからその具体的な計画との間の、即ち描いてゐるものとの間の食い違いがあるのかもしいたないと思ひます。われわれがいま作業を急いでお

りますのは、基本方針のほうの策定の関係でございまして、それについて県との間の意思の疎通が十分でないとか、あるいは県との間の連絡が十分でないというようなことは私はないというように

考えているわけでございます。

○竹田四郎君　その辺が公害行政の私は一番ポイントじゃないかと思うんですよ。国のほうの考え方と県自体の考え方、その辺がやはり調整されていなければいけないんじゃないかと、こう思うんですが、問題をちょっと前に戻しますと、たとえば神奈川県の場合には、相模川以東が計画対象地域になっている、こうおっしゃっておる。しかし実際は、酒匂川水域ですね、この地域はおそらく京浜地帯の今後の上水道の水源にもなる地域であるし、さらに酒匂川水系の両脇に対する工場が進出というものは最近はかなり目ざましいものがあるわけですね。当然あそこについては、県としては流域下水道をつくらなければ酒匂川自体がよくなってしまふ、こういうことで、あそこにも酒匂川流域下水道の計画というものがあられるわけなんですけれども、その点は別として、これは神奈川県も私はその点は問題があると思うのです。相模川以東だけを計画対象区域にすればそれでいいんだということには私ははならぬと思うんですよ。さっきいうの未然防止という立場にはきますと、小田原を中心としたあの酒匂川水域にはかなり私は問題があると思う。そういう地域をあえて入れないという理由というものがある話されておるのかどうなのか。あの地域はあなたがさっきおっしゃったように、将来発生する地域だから、いまはそんな計画の中に入れてもいい、こういうふうにおっしゃるのか。これはほかにもこういう例はあると思うのですが、ほかの地域の実情というのは私詳しく知りませんから言わないだけでありますが、おそらくほかになだつてそういう地域があると思うんですね。瀬戸内海の沿岸の県におきましても、その県の西と東において公害地帯が出ておる。片方はもうかなりよくなっている、片方はまだそれほどでもないというような地域も瀬戸内海沿岸にけ

私はあるように思うのです。そういったしますと、この神奈川県例を一つとてみても、どうもあなたのは対象区域を積極的に広げて公害を未然に防止するというような態度に欠けているんじゃないか、私はこう思うんですが、そういう点で、いま具体的に例としては神奈川県例を出したわけでありまして、その地域をこの際抜かしていいというような、比較的軽いから抜かしていいというようなことはどうも理解に苦しむわけですね。どうなんですか。

○説明員(植松守雄君) どの地域を指定するかという点につきましては、確かにそれぞれの立場の相違によりましてある程度意見が分かれる面もあるかと思ひます。ただし、先ほど申しました相模川以東の地域を公害防止計画区域として立てるといふことは、これは県当局と十分話し合つて、地元も納得した地域でございます。これは私自身神奈川県に行つて話をし、それでけっこうであるという話を得た地域でございます。現在、いま先生おっしゃいました小田原の酒匂川地域でございますが、これにつきましては、国の法律がござらないので、県が独自の規制をしておる地域でございます。もちろん今後そこが水質汚濁がはなはだしくなるというおそれがないとは言えないと思ひます。言えないと思ひますけれども、現段階におきましては県が独自の規制をしておるといふ地域でございます。それでも、公害防止計画地域に取り上げられないからといって公害対策が全然進まないわけでは本来ないわけでございます。そこで、どこで線を引くかという点も問題でございますが、現状では、全般的に申しまして神奈川県西部のほうはむしろ自然環境の保護という観点に力を入れたいと、私もそのようにことを申し上げておるわけでございます。それで、いまのところ、全国的なこのベースというものを考えて指定する場合には相模川以東地域が適当ではないかというので、政府とそれから県当局との間で合意をした線としてわれわれ考へておるわけでございます。

でございます。

○竹田四郎君 どうもその辺がちょっと先ほど私が言いましたように何かこう案ぱりである。たとえば自然環境の保護というの、ほらつておけばいいという問題ではないと私は思う。むしろ自然環境の保護というの、これは金がかかるものであるというところがある。そういうものに対応して、それじゃあそういうような周辺の市町村というの、それじゃあそれだけの能力があるかどうか、財政的な能力があるかどうかといふと、財政的な能力があるところもあるし、ないところもある。そういう点からいふと、そこがぽかぽかと穴があいていくような感じは私には受けるわけです。それをまたして県が全部かぶつてくれるかという、必ずしも私はそういう状況じゃないと思ふ。これはひとつ大臣にお伺いしたいんですが、どうもそういう感じが、私はこの法律を見て、受けてしよる感じが、私にはどうも未然に防ぐというところじゃなくて、もうこうわけてしまったところをどうも薬ばりのやつていくという、その公害対策基本法ができる以前の考へ方が、やっぱりここにもそういう思想が出てくるようにも思ふんですけれども、そういうものはむしろ未然に防ぐ、いい環境はいい環境として事前に守つていくと、こわれてからそれを元へ返すというところは非常に困難で、金もかかることです。だからそういう点で、そうした地域をいまの内閣として私はもう少し考へ直して、もうわななくちゃいけない、こういうふうな思ふんですが、ひとつ大臣としては一体どうなんですか。

○国務大臣(秋田大助君) 基本的な御趣旨につきましては竹田委員と同感でございます。ただし実施の段階におきまして、その原則の適用等につきましては、関係省と地方庁との間の具体的な交渉によりまして、十分意思疎通の上、決定をされるべきものでありまして、具体的な事例につきましては神奈川県と了解をつけておるようでございます。しかし、こういう点につきましては、将来やはり御趣旨のような考へ方を十分取り入れて当たらべ

きものかと考へております。

○竹田四郎君 そういふ点、私もそのとおりだと思ふんです。ただ、この中に出てくる、いままで答弁をした思想の中に、必ずしもまだそういう思想が入つていないように思ふんです。千葉、千葉県だつて同じですよ。君津、木更津地域あるいは袖ヶ浦地域というの、一体どうするの、こういうのも実は入つてくる。そう考へてみますと、どうもさっきの対象地域というものが四十地域を下らざる範囲という範囲が、非常に私は限定されているように思ふんです。公害というの、ただそれだけ、既存のところだけで起きる問題ではないのだと思ふんです。だから全国的に問題になったのだし、大気汚染にしても水質汚濁にしても、規制の地域を全国に広げていったという理由のものは私はそこにあると思ふんです。そう考へてみますと、まあ大臣の考へ方はそれでいいと思ふんです。具体的にそれを進めていくところの関係各省の各局の思想というものを私はもう少し変えてもらわなければ困ると思ふんです。これは、最初に思想を変えてもらわなければ、ほかのほうも変えようがございせんから、その辺をもう少しはつきりさせてもらいたい。

○説明員(植松守雄君) 私の説明が十分でございまして、別にさういふ向きという形ではわれわれ考へておるわけではございせん。先生の考へることに全体として特に異議を申し立てていふというわけではもちろんございせん。ただ、現在十九条の指定がまだ始まつたばかりでございまして、最初はさう案ぱりだといふことの御批判を受けたわけではございせんけれども、特に公害の激しい地域からやはり指定していく必要があるだろ、さういふことを申し上げただけでございまして、全体の公害防止計画地域を策定する場合の考へ方におきまして、やはり公害防止に必要なら自然保護という関係は入れなければならぬだろ、さういふことも基本方針に実はいらつてございまして、それから今後指定が進んでまいり

ますと、さらに前向きな公害の予防という観点を入れて地域指定をしていかなければならぬ、さういふことにならなければならぬ、さういふふうな考へておるわけではございまして、特にさう先生のおっしゃつておることに對してわれわれ公害対策本部の考へ方が違つておるということではないのじゃないかといふふうな考へておるわけではございせん。

○竹田四郎君 ことばの上じゃなるほどさういふふうには私には言わざるを得ないだらうと思ふんですが、ただ、私は四十地域を下らざる範囲という四十地域というものが非常に気になるわけですが、まあ沖繩がこの十年間に返つてくると、四十七都道府県ということになります。さうすると、少なくともいまの状態では、平均して一県に一地域ではないと思ふんですが、二地域あるところもあると思ふんです。さうすると、四十を下らざるという、四十を下らざるんですから、百になるか百五十になるか、それは論理的には、概念的にはさういふことが言えると思ふんですけれども、具体的に四十を下らないといふことを言へば、四十から五十と普通は考へると思ふんです。さういふ点で、どうも非常に対象区域を、私はその数字を聞きまして縮小して、広げることをむしろ望んでいないと、さういふ感じを特に受けましたから、さういふ議論をしたわけではございせん、これはいままながら、それじゃ百を下らざるというふうなことにすぐ直るわけではないと思ひますから、その点ではひとつ私の意見に反對ではないようございまして、さういふ点を考へるということ、これをひとつお願いをしたいと思ふんです。

○説明員(植松守雄君) 四十を下らざる地域というの、先ほど私も私お断わりしたつもりであつた

のですが、もとよりそれに固執するという数字ではもちろんないわけでございます。いま、ただ目の子で問題になりそうな地域を数えてみて、四十を下げると申し上げたわけでございます。それにこだわる意味、それで制約する意味では毛頭ございません。そこで事業費でございますが、事業費は相当詳細な計算をしなければならぬわけでございます。三地域につきましては、五年間で千四百億という数字が公共事業として出ておるわけでございます。それが東京、大阪、神奈川となりまして、いわゆるビッグスリーになりますと、東京が例の防衛計画というのをつくっておりますので、これで十年間でございまして、二兆八百億という数字を申しておるわけでございます。したがって、まだ実は大阪、神奈川のはうの具体的には東京ほどまとまった計画はわれわれは見たいと思いません。まだ鋭意立てられておる段階だと思ひます。そこで、そういう状況でございます。また、まだ全体どの地域を指定するのか、また指定するまでは各地域の情勢も相当大きく変化することでございますので、全体として、たとえば下水道につきましては二兆六千億というふうな計画がございまして、ある程度具体的な当てはめがございすけれども、全体にしていま十年間にどの程度の事業を予定するのかという事は、ちょっといま推算はむずかしい状況でございます。

○竹田四郎君 十年間むずかしいという、事業も始まったばかりであるから、それはある程度わかるのですけれども、他の部局ではいろいろな五カ年計画というものを次から次へ立てておるわけですね。そうすると、大体十年間はむずかしいにしても、前期の五カ年計画の総事業費は幾らぐらいに大体なるか、国の財政の伸びから見て大体総額どのくらいのがこれに割り振らなければならぬのか、こういうことが大体私に見当つくんじゃないかと思ひます。一つ一つの各府県のそうした公害防止対策事業を積み上げてくても、おおよそいままでの社会資本のおくれを取り戻してい

くのは、大体五年間で財政の伸びはどのくらいある、したがって公害対策には大体どのくらいのが国としてつき込めるのか。そうなつてくれば、地方財政の面でも大体どのくらいつき込んでいけるのかという目安もできてる。言うなれば、少なくとも十年間はむずかしいとしても、私は五年間くらいのもので事業費の総額というものは、もちろん正確なものじゃないと思ひますが、おおむねこれくらいはつき込まなくちゃならぬというものが出てくると思ひますが、道路にしても、あるいは下水道にしても、ごみにしても、その他の問題についても、少なくともいま五カ年計画くらいは出しているわけですね。そうすれば、五年間くらいはものは、私は公害防止事業の五カ年計画の事業費というものはおおよそ見当がつく。もちろんそれはその年の年による状況もあることでしょうし、公害の発生度合いにも関連してくるだろうと思ひますが、大体五年間くらいは出るんじゃないですか。

○説明員(橋本守雄君) 現在策定されました三地域、これは千四百億というのを申し上げたわけなんです。その中で実は八〇%が下水道の事業費でございます。で、下水道につきましては二兆六千億という五カ年計画がございまして、いま鋭意各地域の当てはめをやつておるわけでございます。それから、それをある地域についてどの程度予定してあるかということ拾へば、いますぐはできませんけれども、今度の予算編成時期までにはおおよそその辺の当てはめを終わらなければなりません。それから、ある程度の計算はできるかと思ひます。それからあと廃棄物処理施設でございますが、一般のゴミ焼却施設につきましては、これもやはりことしの夏くらいまでは五カ年計画を固めなければならぬという段階になっております。ただし、産業廃棄物処理施設につきましては、御承知のように、廃棄物処理法がこの前の公害国会で制定されたばかりでございます。具体的な例として、いま大阪で用地の取得をしておるとい程度でございます。またこれにつきましては、率直

に申しまして、まだ全国でどの程度の計画になるのか十分な試算ができておりません。で、あとこの廃油処理施設等々につきましては、これはまたある程度具体的な計画がございすから、廃油処理施設等につきましても計算をいたせばできないわけではないと思ひます。しかし、全体の大宗をなすものは何といつても下水道でございます。その辺につきましては建設省の専門家も参つておりますが、地域地域に計算を出せば、ある程度の計算はできないことではないと思ひますが、いまちょっとその用意はいたしておりません。

○竹田四郎君 財政局長、地方財政の立場から、都道府県あるいは市町村、そういうものが今後五カ年くらいに地方財政の面から公害防止に一体どれくらいを割り振るのか。こういうことは自治省のほうでは全然計算しておりませんか。

○政府委員(長野士郎君) いま植松審議官のほうからお話がございましたのと大体私ども同じでございます。具体的にこの五カ年なり十カ年で大体どれくらいは事業ならばこなせるということを計算するのはかなりむずかしいわけでございます。と申しますことは、公害防止対策事業というものは、いまの下水道が大きなウエートを占めておりますけれども、それが普通の公共事業の中で、あるいは都市的な施設の整備事業の中に公害防止に役立つ関係の事業というものが入つてくるわけでございます。それから、そういう面で非常にむずかしい。それを取り出して考えていくということにいたしますためには、やはり公害防止についての計画ができれば、それによつて見通しをつけたらというところが必要だと思ひます。下水道について申しますと、この二兆六千億というのはいま全体としての計算になつておるわけでございますが、それでも毎年たしか三〇%以上は伸びていかなければならぬ。この二兆六千億を消化いたしますために、平均でございますが、三〇%以上は伸びていかなければならぬように、私、記憶しております。したがって、下水道事業の実行を確保することだけを取り上げまして

も相当努力を要するわけでございます。これにつきましては、しかし私どもとしては五カ年計画が十分達成できるような用意はぜひいたさなければならぬというところでいろいろ検討いたしておりました。それを中心にいたしまして清掃施設整備の五カ年計画、あるいはほかの公害対策関係の事業費というふうなものは、これは少なくともそういう計画を立てていきます限り、総額のめどはまだまだつきつきませんけれども、これは当然こなししていくように自治省も努力していかなければならないというふうに考えております。

○竹田四郎君 自治省のおやりになることはこの地域だけのことでないと思ひますがね。実際問題は計画地域もあるし、計画外地域もあるわけですね。実際問題としては、そうすると、いままでの地域の社会資本のおくれということ、地方財政白書なんかでも、あるいはその他の政府の発行するいろいろな白書類でも、そうしたことは常に言われていたこととす、ここの五、六年ね。社会資本の充実をなくちゃいかぬというふうなことが言われてきたわけですね。そうしますと、自治省あたりでは将来の地方財政の内容として、公害防止に対して一体どれくらい費用を地方財政の中で割り振つていかなければいけないのか。これは今後の都道府県、市町村に対する私は大きな指針になるはずだと思ひます。私は、少なくとも、十年という見通しはつけにくいにしても、五年くらいというものはつけられると思ひます。それは公害防止計画があるなしにかかわらず、当然そのくらいはつけなければならぬと思ひます。出てくるんじゃないかと思ひます。そういうものはやはり防止計画が次から次に出てこなければ、自治省の財政当局としてはできないというのか。あるいはある程度そういうものをやつてみる——いまはやつておらないようにですけれども、やつてみるつもりがあるのか。どうですか。

○政府委員(長野士郎君) いま申し上げましたのは、お話をいたしましたように、私どもとして公害防止計画策定地域だけの問題ではございません

か。

○政府委員(西川喬君) その点でございますが、先般の臨時国会で成立いたしました水質汚濁防止法、これによりまして排水基準のほうは一応ナショナルミニマムとして全国一律にかけておるということにいたしましたしておりますが、環境基準につきましては、これはそれぞれの水域の特性があるわけでございます、一つ一つこれはどの類型に当てはめるというのを決定いたしませんと、実際にはつきりしないということがございます。ですから、やはり当てはめというものは残るということになっておるわけでございますが、いままでのような行き方で国が一つ一つ当てはめを行なっていくというのでは、これは非常に時間の問題もでございます。そのようなわけで、前国会におきまして公害対策基本法の環境基準のほうの改正によりまして、これを県知事へ委任することができるということが法律の改正で入ったわけでございます。それで、現在そのほうの委任する方法につきまして関係各省と詰めておるわけでございますが、大体方向といたしましては、非常に二府県以上の利害関係が問題となりそうな県際河川、物理的な県際河川ではございませんが、実際に上下流にあるいは対岸同士で利害が相反して、その調整を必要としそうな限られた県際水域なり県際海域、これにつきましては国に残しておきまして、その他の水域につきましては全部この当てはめのあれを県のほうへ委任するという方向で現在手続を進めておるところでございます。そういたしましたと、今後県知事さんのほうにおきましてその実際の実情に応じましてどんどん環境基準をきめていっていただきたい。これは、当然水質汚濁防止法におきまして全国一律基準がきまるわけでございますが、さらにこの一律基準に上乘せ基準をつくろうというときには、いわゆる環境基準の達成を目標として、よりきびしい基準を設定するということになりますから、環境基準が定められておりませんと、上乘せ基準の根拠がないということになりますものだから、県のほうでこの上乘せ

基準をつくるというときには、必ず県知事さんのほうにおきましては環境基準をその水域についてつくらなければいけない、こういうことになりま

んですが、そういう点で、県自体がそういうものをやっていくということについて、各都道府

県——まあ先進的なところはほとんどやっています。もう一つ、おくらぬけれども、国が補助をしてくれて、事業計画の立案をする、こういうふうな考えでいるところではないかと考えています。

○竹田四郎君 まあ当面のかなり重要な点になっている点は、そういう点にあると思ひますが、これは自治省としてもそれはひとつ便宜をはかつてもらわなければ困ると思ひます。ひとつその点は、企画庁のそういうものを中心にして行政指導を積極的に進めていかなければ、計画のほうも実際には進まない、こういうことに私はなると思ひます。それは、格段のひと努力を払っていただきたい。これは自治省も協力してもらわないと困りますから、協力していただきます。

○竹田四郎君 知事のほうに委任して上乗せをしていくことはけっこうでございますけれども、しかし基本になる企画庁のほうのそうしたものが明確になってないと、委任しても県としてやりにくいんじゃないですか。そういうものなしでも、基準になるものなしでも、それは県としては自由にとんどうやっていいんですか。どうなんですか。

○政府委員(西川壽君) 環境基準の基本方針につきましては、すでに御承知かと思ひますが、河川につきましては六類型、湖沼につきまして四類型、それから海域につき三類型という類型で基準値をきめておるわけでございます。しかも、それぞれの類型に該当いたします利用目的の適用性——その水域にどういふような利用があつたならば、少なくともこのくらの、これ以上の類型のあれは確保していかなければいけないというふうなものを基本的なきめておるわけでございます。それに従ひまして当てはめを行なうわけであります。従来すでに当てはめを行ないました八十水域におきまして県のほうとも十分協議いたしておりますから、県といたしましてはその考え方というものはもうすでに浸透しているかと思ひますが、われわれといたしましては、今後は実際にその当てはめを行ないますときには、事前に経済企画庁のほうに通知をいたしてもうことにいたしております。その通知によりまして十分行政指導を行ないたい、このように考えております。

○竹田四郎君 その辺が進まない、計画もできないし、下水道の計画もまたおくれましていうことになると思ひますが、これは建設省のほうはどうなんですか。そういう点はただ下水道の問題だけでおやりになつていて、そのほかとの関連というものは、これは下水道をつくるほうの立場から進めていかなければ、なかなか川が浄化されていくとか、あるいは海域が浄化されていくというふうなことがなくなるのじゃないですか。建設省のほうはその辺はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(久保起君) 建設省のほうでは、水質汚濁防止をする作業の一部を下水道対策という上であつて、受け持つわけでございますが、水質汚濁防止をはかるには下水道以外の対策も必要でございます。先生御指摘のよう、そのためには一つの水質の目標、行政目標であるところの環境基準というものが先にきまりまして、これに伴つて個別の排水規制の対策なり、あるいは市街地部分における下水道の対策というものが生まれてまいりまして、それらが総合化された水質汚濁対策と、こういうふうな理解をいたしておりますので、環境基準が定められた水域、もしくは定められようとしている水域、それらにつきましては、流域全体をとらえた流域別、下水道整備総合計画というものを府県の知事さんに策定していただきまして、その総合計画のもとに個別の事業計画が動いていくように、先般の下水道法の一部改正でそのよ

うにいたしたわけでございますが、今年度からそういう調査がしやすいように、国の助成も——調査ではございますけれども国の助成をして、事業計画の立案をする、こういうふうな考えでいるところではないかと考えています。

○竹田四郎君 まあ当面のかなり重要な点になっている点は、そういう点にあると思ひますが、これは自治省としてもそれはひとつ便宜をはかつてもらわなければ困ると思ひます。ひとつその点は、企画庁のそういうものを中心にして行政指導を積極的に進めていかなければ、計画のほうも実際には進まない、こういうことに私はなると思ひます。それは、格段のひと努力を払っていただきたい。これは自治省も協力してもらわないと困りますから、協力していただきます。

○政府委員(長野士郎君) 下水道の問題につきましては、御指摘のような御意見も確かにあるわけでございます。結局下水道が水質汚濁の關係では一番大切な事業ということになりまして、同時に下水道につきましては、現在、公害防止の事業という観点だけでなく、全国的に都市に共通した、一日も早くその整備がされるべきことが急がれている事業でございます。今回第三次の下水道の五カ年計画ができましたのも、そういう観点からは

○政府委員(西川壽君) 従来水質保全に關しましては、実は非常に國の直轄的色彩が強かつたといふことでございます。指定水域も全部國が行ないます、それぞれの基準も全部國がつくる、調査費も全部國が委託費として予算を確保するというような形でございました。現在企画庁におきましては、スタッフが水質専門ばかりのスタッフといたしまして二十数名おるわけでありまして、このスタッフが従来は全部直轄的な仕事にかかつておつたという状況でございました。そのような観点で、先生がたまたまおっしゃいましたように、いわゆる先進県はともかくといたしまして、まだ公害問題がそれほど大きくない後進県におきましては、確かに直ちにいろいろな権限を委任されましても能力的に問題がある点もあることは事実でございます。それに対しては、従来とも、私も一応この水質に關します研修会と申しますのは一年に一ぺん開いておつたわけでございますけれども、今後はこの研修会というものをと強化

○政府委員(西川壽君) 環境基準の基本方針につきましては、すでに御承知かと思ひますが、河川につきましては六類型、湖沼につきまして四類型、それから海域につき三類型という類型で基準値をきめておるわけでございます。しかも、それぞれの類型に該当いたします利用目的の適用性——その水域にどういふような利用があつたならば、少なくともこのくらの、これ以上の類型のあれは確保していかなければいけないというふうなものを基本的なきめておるわけでございます。それに従ひまして当てはめを行なうわけであります。従来すでに当てはめを行ないました八十水域におきまして県のほうとも十分協議いたしておりますから、県といたしましてはその考え方というものはもうすでに浸透しているかと思ひますが、われわれといたしましては、今後は実際にその当てはめを行ないますときには、事前に経済企画庁のほうに通知をいたしてもうことにいたしております。その通知によりまして十分行政指導を行ないたい、このように考えております。

○政府委員(西川壽君) 従来水質保全に關しましては、実は非常に國の直轄的色彩が強かつたといふことでございます。指定水域も全部國が行ないます、それぞれの基準も全部國がつくる、調査費も全部國が委託費として予算を確保するというような形でございました。現在企画庁におきましては、スタッフが水質専門ばかりのスタッフといたしまして二十数名おるわけでありまして、このスタッフが従来は全部直轄的な仕事にかかつておつたという状況でございました。そのような観点で、先生がたまたまおっしゃいましたように、いわゆる先進県はともかくといたしまして、まだ公害問題がそれほど大きくない後進県におきましては、確かに直ちにいろいろな権限を委任されましても能力的に問題がある点もあることは事実でございます。それに対しては、従来とも、私も一応この水質に關します研修会と申しますのは一年に一ぺん開いておつたわけでございますけれども、今後はこの研修会というものをと強化

○政府委員(長野士郎君) 下水道の問題につきましては、御指摘のような御意見も確かにあるわけでございます。結局下水道が水質汚濁の關係では一番大切な事業ということになりまして、同時に下水道につきましては、現在、公害防止の事業という観点だけでなく、全国的に都市に共通した、一日も早くその整備がされるべきことが急がれている事業でございます。今回第三次の下水道の五カ年計画ができましたのも、そういう観点からは

○政府委員(西川壽君) 従来水質保全に關しましては、実は非常に國の直轄的色彩が強かつたといふことでございます。指定水域も全部國が行ないます、それぞれの基準も全部國がつくる、調査費も全部國が委託費として予算を確保するというような形でございました。現在企画庁におきましては、スタッフが水質専門ばかりのスタッフといたしまして二十数名おるわけでありまして、このスタッフが従来は全部直轄的な仕事にかかつておつたという状況でございました。そのような観点で、先生がたまたまおっしゃいましたように、いわゆる先進県はともかくといたしまして、まだ公害問題がそれほど大きくない後進県におきましては、確かに直ちにいろいろな権限を委任されましても能力的に問題がある点もあることは事実でございます。それに対しては、従来とも、私も一応この水質に關します研修会と申しますのは一年に一ぺん開いておつたわけでございますけれども、今後はこの研修会というものをと強化

○竹田四郎君 いまおっしゃたようなそういう点が、いままでもそういう点を企画庁のほうがおやりになつてきたというふうなことで、まあ企画庁のほうを指導してきたというところだろつと思ひ

○政府委員(西川壽君) 従来水質保全に關しましては、実は非常に國の直轄的色彩が強かつたといふことでございます。指定水域も全部國が行ないます、それぞれの基準も全部國がつくる、調査費も全部國が委託費として予算を確保するというような形でございました。現在企画庁におきましては、スタッフが水質専門ばかりのスタッフといたしまして二十数名おるわけでありまして、このスタッフが従来は全部直轄的な仕事にかかつておつたという状況でございました。そのような観点で、先生がたまたまおっしゃいましたように、いわゆる先進県はともかくといたしまして、まだ公害問題がそれほど大きくない後進県におきましては、確かに直ちにいろいろな権限を委任されましても能力的に問題がある点もあることは事実でございます。それに対しては、従来とも、私も一応この水質に關します研修会と申しますのは一年に一ぺん開いておつたわけでございますけれども、今後はこの研修会というものをと強化

○政府委員(長野士郎君) 下水道の問題につきましては、御指摘のような御意見も確かにあるわけでございます。結局下水道が水質汚濁の關係では一番大切な事業ということになりまして、同時に下水道につきましては、現在、公害防止の事業という観点だけでなく、全国的に都市に共通した、一日も早くその整備がされるべきことが急がれている事業でございます。今回第三次の下水道の五カ年計画ができましたのも、そういう観点からは

○政府委員(西川壽君) 従来水質保全に關しましては、実は非常に國の直轄的色彩が強かつたといふことでございます。指定水域も全部國が行ないます、それぞれの基準も全部國がつくる、調査費も全部國が委託費として予算を確保するというような形でございました。現在企画庁におきましては、スタッフが水質専門ばかりのスタッフといたしまして二十数名おるわけでありまして、このスタッフが従来は全部直轄的な仕事にかかつておつたという状況でございました。そのような観点で、先生がたまたまおっしゃいましたように、いわゆる先進県はともかくといたしまして、まだ公害問題がそれほど大きくない後進県におきましては、確かに直ちにいろいろな権限を委任されましても能力的に問題がある点もあることは事実でございます。それに対しては、従来とも、私も一応この水質に關します研修会と申しますのは一年に一ぺん開いておつたわけでございますけれども、今後はこの研修会というものをと強化

○竹田四郎君　それはなるほど、水質を向上させていくという意味の直接的な役割りは、それは確かに終末処理施設が一番大きいと思う。しかし、それが集まっていつて初めてそのところでその効果をあげるわけでしょう。集まらないで横へ流されたら——終末処理場でなくて横へ流されたら、これは河川がきれいになるとか湖沼、港湾がきれいになるということにはならぬのじゃないですか。しかもいまあなたは、まあ起債である程度見て、あるいはその元利償還で交付税によって二分の一

○政府委員(長野士郎君) 先ほど申し上げましたように、下水道の整備というものは、いわゆる二兆六千億につきましては、全国の主要な都市について一斉に整備をしていくということで考えられているわけでございまして、自治省といたしましても、その四十六年度分の事業実施のために、地方財政計画の策定の上におきましても、地方債とか交付税を通じて、四十六年度の事業が全国主要都市においては十分執行できるというふうな財源手当てをいたしているわけでございます。したがって、そういう中で、公害防止計画区域に就いての問題をどう扱うかということではないです。

知のよきには、指定都市などは全部交付団体でござ  
いますから、やはり今後の公害防止対策事業にお  
けるところの計画区域の下水道整備という問題を  
考えますと、いまのこの特例法に規定しておりま  
す部分がただ見せかけということでなくて、私ど  
も相当な寄与をいたすものだというふうに考へて  
おります。

○竹田四郎君　どうも局長の言うのは言いのがれ  
だと思ふのですよ。六大都市なんていうのは、こ  
れはこのほかにも公害防止のやらなくちゃならぬ  
ものは多いわけですよ、うんと。実際問題とし  
て、だからそこに少しばかりやるから六大都市も  
恩恵があるからというの、これは私は観念的な  
譲弁だと思ひますよ。どうしても私はその辺が納  
得できないのですよ。これだけどうして——一番  
金がかかるのでしょうか。いままでの防止計画の中  
でも一番主要なものでしょう。三地域の問題から  
見ましても、大体こういうことになるだろうとい  
う標本が出ていますので、一番重要な事業で  
ある。それに対して、とにかくいままで四割です  
よね、今度のかき上げはたったその一割上げるだ  
けでしょう。だから、私はそれは当然入れるべき  
だと思ふのですね。入れれば、終末処理だつてこ  
れは完全に能力を発揮するし、公害防止の基本的  
な方針というものに私は役立つ、こう思ふのです  
よね。どうも抜かした理由というのは、いまの話  
は、抽象的なことばでおっしゃっているのですけ  
れども、これはよくわからぬ。これは大臣、どう  
ですか。これだけ抜かしたという根拠というのは  
どういふところにあるのですか。はつきりその点  
おっしゃっていただかないと困ると思ふのです  
よ。

○国務大臣(秋田大助君)　われわれといたしまし  
ても、下水道事業が公害防止対策事業として重要  
であり、また大部分を占めることをよく認識をい  
たしております。これが補助率の引き上げはもと  
より望むところでございます。実際上もそういう  
主張をいたしておるわけでございます。しかし、

何さま、全体といたしまして事業進捗率がおくれ  
おること御承知のとおりでございます。ただ  
いま局長からお話を申し上げましたとおり、総  
事業量を上げて普及率を上げたいと存じてもお  
ります。またそのことが緊急の要請であることも  
事実でございます。それならば、補助率も上げ、  
総事業量も上げていくべきではないか。  
当然理屈の上ではそうでございます。しかし  
た、いままでのいきさつ、財政上の事情等々も  
ございまして、一挙になかなかそういえない点も  
ございまして、御承知のような今回提案のような措  
置になったわけでございまして、総事業量をまず  
確保しながらいくと、こういうことから、ただ  
まのようなことになっておるわけでございませ  
この点につきましては今後さらに努力を重ねたい  
と存じております。

○竹田四郎君 そうしますと、自治省は、あと十  
分の一分だけこれにもつけないと、こう考えて、最  
初はそういうつもりだった。それが大蔵省あたり  
で削られたというのか。どうなんですか、それ  
は。自治省と大蔵省との間で話がまとまらない  
で、とにかく十分の四の、いままでの下水道法に  
基づく財政負担しかなかったと、こういうこと  
となんですか。どうなんですか。

○国務大臣(秋田大助君) いろいろわれわれの希  
望は、ただいま私が申し上げたとおりでございま  
す。それが実際上の交渉過程において具体的に  
なつていったかと申しますと、必ずしも明確でな  
い点はございまして。しかし全体としてわれわれは  
そういう希望を持つ。しかし、総事業量を確保し  
ようではないかという点につきまして、特定の下  
水路あるいは特別の終末処理場等についてまず確  
保する、こういうようなことになったわけでござ  
います。

○竹田四郎君 総事業量を確保するといふので  
すが、これは十分の一分に出すよりも出さないほ  
うが総事業量が確保されるのですか。どうなん  
ですか。

○政府委員(長野士郎君) 結局、総事業量を確保

するといふんですか、ほかの都市でもやはり緊急に  
整備を必要とするものがあるということ、その  
総事業量の確保というものが一緒になって考え  
られるという問題があるわけでございまして。基本  
的には、やはり下水道の施設というものは都市の基  
本的な施設である。したがって、都市としてその整  
備をするという点についての責任といたしま  
す。そういうものも当然あるわけでございませ  
ん。それが現在の、私もあまり高いとは思いません  
けれども、補助率というものが一応なつていま  
わけてございまして、それを前提にして、総事業量を確  
保していく、二兆六千億というものを確保して緊  
急に実施をしていくという考え方。それから、公  
害防止について非常に有効な働きをするがゆえ  
に、したがって公害防止計画を策定する地域の公  
共下水道については補助率を当然高めるべきだ  
という考え方。二通りの考え方がいろいろ議論を  
されたわけでございまして、結局、現実の問題とし  
て中間をとったということではないと思ひます。け  
れども、直接公害防止に寄与する施設というもの  
はその中では終末処理施設だということな点に  
着目をして、その部分の補助対象のかさ上げとい  
うことを行なうことによつて、公害防止地域にお  
けるところの、まあ一定の期間に非常に事業の実  
施が多方面にわたるわけでございまして、そう  
いうところにおけるところの下水道整備事業も十  
分行なえるようにいたしてまいりたい。こういう  
ことで調節を見たということでございます。これ  
はそういう意味で、先ほど大臣もお話ございま  
したが、結局、総事業量を確保するといふ考え  
方と、それから公害防止対策としての面を強調して  
補助率をかさ上げをいたしたいという考え方との二  
つを調節をしたというものが現在の御提案申し上げ  
ている内容だといふふうに了解をいたさないと  
思ひます。

○竹田四郎君 そうすると、他の地域の下水道事  
業に費用が回せないから、そちらのはうの事業を  
やっていくために、これをとにかく十分の一割つ  
たといふことですね。そうすると、計画はかぶ  
せられる。計画にかぶして、内閣総理大臣の許可  
を得て国から補助が行く。こういう事業だけは、  
これは必然的に早くやらざるを得ないということ  
になつてくると思ひます。そうすると、ほか  
の事業――今度は市町村の内部あるいは都道府県  
の内部から考えると、むしろほかの事業を縮小せ  
ざるを得ないというやうな、金の配分の問題が  
おそらく出てくると思ひます。いままで補助が  
すくなく、たとえば、大きな道路には国の補助が  
つく。小さな道路については配意をしないといふ  
やうなことが現実には起きているわけですね。そ  
うすると、どうもその辺が、計画はかぶせられて義  
務だけは負うけれども、ほんとうに市民が望んで  
おるところはちつとも進んでいかない、こういう  
事象というものがこれによつて起きてくると私は  
思ひます。具体的に、十分の一これに対する  
補助を削るということによつて、一体どのくらい  
の額になるのですか。そういうものが計算されて  
いるから、十分の五でなくて十分の四にしている  
わけでしょう。ただ観念的にやっているだけじゃ  
ない、私は思ひます。いまおっしゃられたこと  
では、たとえば十分の一を削ったというように  
よつて総事業費の伸びがどのくらい伸びるかとい  
ふものがなければ、これは削った根拠にならない  
でしょう。

○政府委員(長野士郎君) 十分の五になるのを一  
割削ったというお話でございますけれども……  
○竹田四郎君 ほかは全部二分の一じゃないです  
か。

○政府委員(長野士郎君) これはいろいろな考え  
方があるわけでございまして、私どもは、公共下  
水道事業からいいますと、終末処理については少  
なくともかさ上げをした、つまり四割のものを五  
割にした、こういうことでございまして、一割  
分だけをプラスした、こういうふうにお考え願ひ  
たいと思ひます。決してほかの部分  
十分の一削ったということではないわけござい  
まして、現行の制度は公共下水道全般につきま

して四割補助でございまして、公害防止  
計画区域内におきまところの終末処理場につ  
ては五割補助にしようと思ひます。それから、  
終末処理場については一割ふやしたんだ、ま  
ず、そういうふうにお考え願ひたいと思ひます。  
また、そういうふうにお受け取つていただ  
くのがきつめて常識的ではないかと思ひわけ  
でございます。そこで、それを削ったことによつて  
事業量を確保したといふことと、むしろ  
ふやしたわけでございまして、それがふやして  
いくべきだといふ点では、検討をいたしまして  
は、現在の三地区が問題になるわけでござい  
ますから、三地区につきまして、その程度のこと  
で、一体どういふ形になるかといふことござ  
います。先ほど申し上げましたような特別措置等  
によりまして、大体六億四千万の増加に相なつ  
ております。それから地方債の先ほど申し上げ  
た充当率のかさ上げ等におきまして、十六億四  
千万のかさ上げによる一般財源の負担軽減とい  
います。そういう問題も出てくるわけでございま  
す。一般財源等におきましては、全体として二十  
二億程度の軽減になるわけでございまして、し  
たが、いま、下水道事業を行ないます場合に、た  
とえば市原市にありましては、普通でございま  
す。という一般財源の負担が、この関係では二・  
二%から三・四%に上がるということになるわけ  
でございます。いまのような措置によりまして  
二・七%程度にとどめることができる、あるいは  
倉敷におきましては、二・〇六%の一般財源の負  
担が総額でございまして、二・九%程度に上げ  
るわけでございまして、それが二・一%程度に下  
がつてしまふという一応の見通しをつけておりま  
す。この程度の範囲に多少負担の割合を改善す  
ることもできるやうな見込みもございまして、十  
分だとは申せませんが、そこでそれらの地域  
におけるところの公共下水道の整備ということも

ますます他の関係にしわ寄せをしないでもやっていける。私どもは案々やっていますと申しませんが、実際多少の奮発をしてもらわなければいけないと思ひますが、ほかの事業を削るというようなところまでいかないで、公害防止事業計画に載っており公害防止事業も実行ができるというふうな見通しをつけているわけでありませう。

○竹田四郎君　もうやめますが、終末処理場について上げていたのですが、ほかは、大体おたくのほうからいただいた資料ですが、ほかのこれに対する一号事業、二号事業、三号事業、四号事業、その他を見ても全部二分の一以上です、ここに掲げられたものは、その一番重要な一号事業の公共下水道の管渠というのには一番重要な仕事でしよう。終末処理場だけを上げたのじゃないでしよう。ほかも上げたでしよう、三分の一を二分の一に上げるとか、みんな上げていくわけでしょう。あなたのいまのお話だと、終末処理場だけを十分の四を十分の一だけ上げたというふうな感じですね。ほかも全部上がっているんじゃないですか、ここにあげられているのは、しかも一番重要な事業でしよう。私はそれじゃちよつと承認できませんよ、そんなことでは。まあ国の、大蔵省が強く言うのでどうにもその点で妥協せざるを得ないというならば、そういう政治情勢もあると思ひますが、自治省自体が初めからそれを抜いていたのじゃ困る。どうですか。そこをはつきりしてください。

○政府委員(長野士郎君)　私がいま申し上げましたのは、あるいはことが足りませんで申しわけなかつたかと思ひますが、公共下水道事業だけ横に見て先ほどは申し上げたわけですが、公共下水道事業は全国の都市におきまして全部四割の補助になつていくわけですが、補助対象事業が、その中で終末処理場につきましては、公害防止計画を策定する終末処理場については五割に上げる、こういうことを申し上げたわけでありませう。公害防止対策事業としてここに御提案申し上げております今回の法律の中では、これはたいいてい事業について

は原則として二分の一、そしてそれ以上のものは三分の二まで上げる。これは公害防止対策事業としてはそうでありませうが、下水道事業を横にながめまして場合には、他の都市におきましては四割補助でありませうけれども、この地域の終末処理場については一割をプラスして五割に上げたというところを申し上げたのであります。なぜ終末処理場だけに限つたのか、管渠部分を認めなかつたのかということ、これは先ほど申し上げましたように、そもそも下水道事業というのは公害防止計画区域をつくる都市だけの問題ではない、全部の都市の問題である。したがって全部の都市との均衡において考える。あるいは都市の基本的施設としての下水道事業を急速に整備していかなければならぬ。そういう点において、公害防止計画区域における都市においても当然これの実施が急がれるというわけでありませうから、その点において、終末処理場については特別に公害防止に寄与するという観点にかんがみて、若干の補助を上げようということにいたしましたのであります。しかしそれが適當であるかどうかというところは御指摘のとおりいろいろ議論があると思ひます。私どもはそういう意味で、補助率の高いことを決して悪いと申しているのじゃなくて、むしろ望ましいと私自身は思つておりますが、自治省としては、現状においては、こういうことで調整をされた結果御提案を申し上げているということでありませう。

○竹田四郎君　わからぬね。  
午後零時四十九分休憩  
○委員長(若林正武君)　暫時休憩いたします。  
午後二時一分開会  
○委員長(若林正武君)　地方行政委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き、質疑を行ないます。  
御質疑のある方は順次御発言願ひます。  
○竹田四郎君　下水道課長にちよつとお聞きしますけれども、四十六年度の公害防止の対策費として

九百二十三億が組まれました。その中で六百二十億ですか、これは下水道の整備補助金というところになつておると思ひますが、あれは流域下水道あるいは公共下水道が補助対象になつておるもので、ほかのほうかと思ひます。その場合には、具体的に補助率というのはどういう形になつておりますか。

○説明員(久保起君)　下水道事業費の中が下水道の種目ごとに分かれておりますので、補助率もそれについて申し上げますと、流域下水道につきましても、補助率が二分の一、十分の五でございませう。それから公共下水道につきましても十分の四、それから雨水排水を主にします都市下水路につきましても十分の一です。それから特定公共下水道というのがございませうが、これは四分の一でございませう。その四種類になつております。

○竹田四郎君　これはこの六百二十億のいま言われたこととえば流域下水道、金額で幾ら、そういうのをちよつとおつしやうしていただきたいことと、それからもう一つは、この防止計画地域に入っているもの、あるいは近い将来に入ることが間違いないものというのとはそのうちどのくらいあるでしよう。

○説明員(久保起君)　下水道事業にかかるとる総国費は、四十六年度につきましても六百四十七億四千五百萬、ちよつと端数がつきますけれども、そのうち数字になつております。そのうち公共下水道は、下水道事業費全体で六百四十七億四千五百萬、公共下水道につきましても四百七十八億九千六百萬でございませう。それから流域下水道は百二十二億六千八百萬、都市下水路が三十八億、特定公共下水道が七億八千一百萬でございませう。それから、先生ただいま御指摘の公害防止地域、三地域の計画でございませうが、三地域の分につきましては、ただいまここに資料を持つてまいりませんでしたけれども、千葉縣の一部と、それから岡山縣、三重縣でございませうが、これは全体としては現状ではきわめてわずかな数字になつております。

以上でございます。

○竹田四郎君　この下水道整備補助金が国の場合においても公害対策の一部としてそれが考えられていると、こういうふうな形にいたしますと、なおさら先ほどの幹線管渠に対するものは流域下水道で、いまのお話でも、十分の五だということであるならば、私はこれは少くとも公害を防止する、先ほど中央政策本部の方からお話のあった特にひどい地域、こういうものから優先的に手をつけたいという立場であるならば、他の地域の流域下水道とはやはり違つた態度をとつていかないと私には思ひます。去年の公害国会で政府の統一見解として、公害防止の財政上の負担といたうことについては国が第一義的責任を負うのだ、こういうことを明確にされておるわけですが、そういう観点からいいますと、今度の三地域の問題、今後の公害防止計画の内容でも一番大きい割合を占めておるところの下水道の費用に対して、それが国が第一義的、しかも公害防止について国が責任を負うというこの態度といふものがないのじゃないですか。その関係は一体どう考えたらいひのですか。この補助率もつと高いというならばこれはわかります。しかし、公害防止事業の一番大きい分野を占める公共下水道だけを落としていけるというところは、国が公害防止について第一義的な責任をとる、国のほうが財政的に責任をとるというところについての関係で理解ができません。半分ぐらひ出してくれば、まだそれに幾らかひつかかるぐらひの点では、国が責任をとるという統一見解があるわけですが、それが十分の四だということになりますと、国が責任をとるという統一見解に違反していると思ひます。これは大臣どうですか。この点はせつかくあのときあれだけなんで統一見解が連合審査会で出たわけですね。それとの関連はどう思ひますか。

○国務大臣(秋田大助君)　先ほど申し上げましたとおり、多きに越したことはないわけですが、同時に国が第一義的な責任をとるという観点からのまた御所論でございませう。そこで、下

水道につきましてはいろいろ考え方もありまして、主要な公害に直接関連するところの特別の公害共下水道及び特定の都市下水路及び終末処理というものを引き出しまして、これに対する二分の一を下らざる特別の補助をしたいということで、公害に関する部分は十分措置がされているじゃないかという所論もございまして、こちらの点につき、われわれはそれ以外についてもやはり下水道につきましては考へべき点があるのじやなからうかということを考へておるわけでございますが、いろいろそのらの所論がありまして、少くとも典型的なものについては抽出をして特別の措置をしたい。この意味におきまして、国の第一義的責任という点については、あるいは御議論もございませうけれども、少くとも最少限度の措置はされておるものと、その趣旨は十分くみ取っているものと、こう考へておるような次第でございます。

○竹田四郎君 大臣ね。なるほどこのいたいた資料をずっと上から下まで数字だけをこの紙の上だけでながめてみると、なるほど二分の一、二分の一、二分の一と、こう並んでおりますからね。私はそういうふうに紙だけ見れば、確かにそう思うのです。実質的には一番公害防止の大きな事業の公共下水道の管渠に対して、この地域について除かれていくということだと、私はいま大臣が言ったようなことにはならぬと思うのですが、なるほど、その他の緩衝緑地とか屎尿処理施設だとか、産業廃棄物の処理施設だとか、そういう点では、二分の一ですから、まあまあぎりぎりのところでしょうでそういうことができると思うのですが、一番大きな事業の公共下水道それが四割ということとじゃ、どうもいまの大臣の答弁あまり何といえますか、ちよつとそれているように私は思うのですけれど、どうですか。もう一回聞いておきたい。

○国務大臣(秋田大助君) 重ねて申し上げますが、下水道関係の中でもここに抽出いたしましたように、特定の下水、公共下水道及び特別の都市下水路及び終末処理というものを抽出してまいり

まして、それに二分の一という補助率を特記いたしましたわけでございまして、十分そこいらを見ていただきますと、もちろん竹田先生御指摘のように、さらにそれ以外にもすべしという議論も成り立ちますし、また、これが望ましいことは私も同意見であります。少なくとも、ただいまの処置がされている点におきまして、国の責任というものについては最小限度少なくとも考えられておると、こう私どもは考えておる次第でございます。

○竹田四郎君　たいへん遺憾でございますけれども、大臣のいまのことはそのまますくり私はお返しをしておきたいと思っております。私はそういうことを聞く耳を現在のところ持っておりませんので、そのままお返しをしておきたいと思っております。

いつまでもこの議論をやっているしょうがないですから、非常に自治省が本来の立場を私はほんとうに守っているというふうには考えられないということを申し上げておきたいと思っております。

次に、下水道課長にお聞きたいのですが、この地域内においても、今後受益者負担ということと住民から負担金を徴収していくというあり方は、これはこの地域においても、いままでのように三分の一ないし五分の一という形でこれはやっていくおつもりですか、どうなんでしょうか。

○説明員（久保耕君）　公共下水道事業を実施していく場合に、公共下水道事業の整備区域が、一つの行政区域の中で整備区域が非常に特定をされるわけでございますが、その特定された区域の中の土地の所有者、主として所有者になります。それらの方々が下水道の整備をされることによって受益がある、こういうふうに判定をされる場合には、市の条例でもって、根拠法は都市計画法を運用いたしておりますが、市の条例で受益者負担金の条例を制定している都市が多数ございます。この三地域の中でも、たしか岡山県の倉敷市とか、そういうところでは受益者負担金の条例をつくっているかと思っておりますので、その条例が存する限りその条例に基づいて適切な運用をされることになると思います。

○竹田四郎君 いままでにあるところは、これは實際既定事実で、取っているところはなかなか一挙に廃止するというわけには公平の原則から言ってもできないと思いますが、これからのところは、これから下水道を設置していくというところにおいては、少なくともそういう形で、税金の二重取りと言つて私はよかろうと思うのですけれど、下水道事業は、世界各国から見ても、GNPが自由世界で第二位という、こう言っているところで、せいぜい都市で二五％になるかならないかというような実情だと思ふのですよ。そうしてそれが今日公害につながっているということを考えてみますれば、当然私はこういう受益者負担という制度そのものについても、下水道を整備し、公害をななくしていくという上では、やめるのが適當ではなないかと私は思ふのです。特にこれが大きな都市ににおいてはほとんどやられていないわけなんです。横浜でも川崎でも、あるいは東京都でもやらなくてはいないわけです。それで、ここに住んでいたた人たちが實際はここを逃げ出して、その近郊に行くわけですね。そこで下水道の負担金を取られるということになると思いますと、これは私はかなり抵抗感を感じると思ふのですよ。先ほどの計画をつくる上に、こういう負担金を取るのか取らななくするかということも、やはりその計画の中に重要な意味を私は持つてくると思ふのです。そういうふうに考えるならば、この受益者負担条例によつて税金の二重取りをやつていく、このことは私はかなり問題があるだろう。しかもその取り方にも、たとえば高層建築のところから取る金額も、あるいは平家建てのところから取る金額も、同じこの床面積で取つていく、地積で取つていく、こういうことになる、実際の下水道の施設に対する利用率といふことも、そういう基本的なものにおいてもこれは変わつてくるわけですね。そういう意味において私はこれは廃止すべきだと思ふのです。が、どうですか。

○説明員(久保起君) 受益者負担金の問題を含め

まして、公共下水道の財源をどういうようにしていったらいいだろうか、こういう問題につきましては、国の財源なりあるいは地方の財源を総括して下水道の建設費が出てくるわけでございますが、その中で明らかに受益があるというように市民の皆さんもお考えになるころでは、先ほど申しましたように、都市計画法の運用によりまして条例をつくっておるわけでございますが、そういうような条例をつくるときにいろいろな議論がございます。もちろん先生ただいま御指摘のように、土地の面積だけに応じて受益をはかるということが適切であるかどうか、あるいは建物の高さ、あるいは平家建てのところ、あるいは二階建てのところ、いろいろな土地の形態がございますので、それらの状態を踏まえてどういうようなやり方をしたらいいのかということは、条例で定めることでございまして、住民の意思によって一つの合意に達したやり方を運用しているのが実態でございます。これは国の事業ではございませんので、国のほうでそのような仕組みをとるということではなくて、市議会条例をきめて、それを運用するというようになっておるわけでございます。

それからその次に、今後そのようなことに対する方針いかんという問題でございますが、これにつきましては、先般下水道法の一部改正、第六十四国会でございます、その一部改正法を国会で御議論いただいたときに、国会審議の過程で衆議院及び参議院の建設委員会におきましても、それらの問題についてかなり突っ込んだ議論がなされました。結果としては、附帯決議がついていることは先生御承知のとおりでございます。この附帯決議におきましても、この受益者負担金の問題について、将来、国の補助率なりあるいは国が補助対象事業にする範囲というものを拡大をしていくことを前提にして、その過程において検討をすべしという趣旨の附帯決議がついておるわけでございまして、建設大臣も、その附帯決議を尊重して、将来をうける受益者負担金に見合う何らかの財源

\_\_\_\_\_

を含めて検討するという事で答弁をしておるわけでございますが、私どももそういう趣旨に沿って考えているという事でございしますが、現状直ちにこれを、ほかの財源を見つけれない現状でこれを直ちに廃止するという事は困難であらうというふうに考えております。

○竹田四郎君　そうしますと、ひとつ確認しておきたいのですが、たとえばそういう条例ができた場合、その場合には国のほうは補助金は出しますか、出しませんか。

○説明員(久保君)　現在国の補助金は、たとえば先生御指摘の東京、横浜はじめ大都市はそういう制度を条例に基づいてとっておりませんけれども、現実には補助金は出しております。全国で一番大きな補助金を受けているのは東京都の下水道局でありまして、現実に出しておりますから、将来ともその条例がつくられないからといって補助金を直ちにやめる、そういうようなことは毛頭考えておりません。

○竹田四郎君　そうしますと、建設省のほうでは下水道をある地域へつくっていくという場合に、負担金をとるような指導、こういうことは一切しませんが。

○説明員(久保君)　これは先ほど来申し上げておりますように、市議会が条例を定めることとございまして、下水道事業を実施していく現在の財源構成の中で、国の補助金も私ども必ずしも十分だとは思っておりませんが、国の補助金が現状のままで、あるいは国からの財源の付与が現状のままで不十分であって、やはり受益がある、こういうふうな判定をされて条例をつくられるということにつきましては、公共団体の意思でございすから、それに対してどうこうというふうには考えておりません。

それからなお、公共下水道事業は、先生御指摘のように終末処理場もございしますが、あるいは太い幹線もありまして、それから住民の方々のちやうど台所の先のほうまで入っていくような枝線等もございします。それら全体を含めまして公共下水

道が機能するわけでございます。現状では、国の助成は全施設に対して国の助成を行なっているわけではなくて、たとえば終末処理場であるとかあるいは幹線もしくは幹線に準ずるようなもの、これに対して国が助成をしておりわけでございます。校線はこれは単独事業という事になっております。しかしながら、その単独事業を実施する過程で、一部受益者負担金もその中に充当されて幹線と校線がそれぞれ整備される。しかもなお校線のほうに受益者負担金が充当される、こういうような運用をされているのが実態でございます。そういうような校線の整備の費用を住民の方々の受益者負担金その他含めてされている場合には、その校線の整備に見合う幹線なり終末処理場の整備をいたしませんと全体として機能いたしませんので、国のほうでは、そういう幹線あるいは終末処理場の整備には、やはりそれに適応する助成策をとらざるを得ないのではないだろうか、かように考えているところでございます。

○竹田四郎君　こまかい点に触れたいわけですが、その校線というのは、大抵常識的に言って径何ミリぐらいのやつを校線というのですか。

○説明員(久保君)　これは処理区域の大きさによりあるいは排水面積の大きさによって異なると思いますが、非常に大きければ平均的に言いますと、パイプの内径でたとえば四百ミリ以下ぐらいのところは一般の状況であらうと思えます。これはもちろん排水区域あるいはその排水の面積によってパイプの大きさが変わりますけれども、非常に平均的に言えればそのくらいであらうと思えます。

○竹田四郎君　時間がありませんので次に移るわけでございますが、この二条三項の各号の事業の中に流域下水道を含めなかつた理由。それから地盤沈下対策としての工業用水道あるいは河川の汚濁によつて上水にいままでの井戸水が使えなくなつた、あるいは水位の低下によつて井戸水が使えなくなつたという場合に上水道を布設しなくちゃならないのですが、そういうものに対して、この中

では抜けているわけでありませうけれども、どうしてそういうものを抜かしたのか。地盤沈下というのはこれは公害の定義の中に入っていると思うのですが、そういうものを抜いた理由というのはどういうわけですか。

○政府委員(長野士郎君)　地盤沈下対策事業として公害防止関係の事業というのが当然考えられるという事は御説のとおりだと思いますが、地盤沈下対策としておまな事業といふのは、いわゆる高潮の対策事業でありますとか、あるいは地盤沈下のための工業用水道事業、それから地下水のくみ上げを制限するといふようなことになるわけでありまして、高潮対策等の事業につきましては、どちらかと申しますと災害復旧的な事業として従来から取り上げられておる、あるいは災害防止的な事業として取り上げられておる、こういうことであらうと思います。対象事業から一応は除外しているわけでありまして、それから工業用水道事業についてもお話のような点は確かにあるわけでございますが、これは現在の補助率につきましても、地盤沈下の場合には多少普通の工業用水道事業より補助率がいいわけですが、それ以上上の点につきましては、やはりこれは一般的には事業者の費用負担によつてまかなわれるべきもの、つまりそれは使用料と申しますか、そういうものでまかなわれるべきものと考えられますので、そういう面でも今回の公害防止対策事業の中に取り入れなかつたのでございします。それから、水道事業につきましてもお話のような点は出てくるかと思ひますけれども、現在のところまだそういう地盤沈下対策のために水道事業をやるといふような具体の例にも接しておりませんので、いまのところはこの対象として取り上げるといふことをいたしております。

それから流域下水道でございしますが、流域下水道につきましましては、これも補助率が高ければ高いに越したことはないわけですが、これはすでに現在二分の一という補助率を持っておりまして、これは一応対象からははずしておる、こういうこととでございます。

○竹田四郎君　財政局長、あなたの御認識では、地盤沈下というのは海岸の高潮対策で、その地域においてのみ地盤沈下ということが起きているのだというふうに大体お考えだから、そういう高潮対策があるから要らないのだ、こういうふうに私は受け取れるわけなんです、今日工場が内地域にどんどん入っていくわけですから、そういう地域に新しい工場ができて、そこでまあ工業用水がないから地下水をどんどんくみ上げています。しかしこれが、いまあなたは、それは企業が工業用水を引くためにその負担に應ずべきだと、こういうふうにおっしゃったんです。実際、この企業が地下水をくみ上げて、どれだけくみ上げておるから地盤沈下がこういう形で起きたといふことは、測定にどのくらいかかると思ひますか、それがわかるのに。あなた自身すぐわかると思ひますか、そういうこと。どういうふうに思つておりますか。そんなに簡単に、AならAという企業が地下水をくみ上げておるからそれによつて地盤沈下が起きたと、そんなに簡単にわかるものですか。どのくらいかかると思ひますか。

○政府委員(長野士郎君)　専門的な事柄でございしますので、私どもはまあでき上がりまして結果についての問題としていま申し上げておるわけでございます。その工業用水道をつくらなければ地下水のくみ上げによる地盤沈下というものを防ぐことができないという状態の認定ができるということになりますためには、やはりそれは相当な時間的な経過がありましようし……。

○竹田四郎君　何年くらいかかると思ひますか。

○政府委員(長野士郎君)　また同時に、あるところの地下水のくみ上げによつてそれがそうなつたと、直ちに因果関係がはつきりするかと、いふことは、よくわかりませんが、まあ結局そういう疑いのある場合に、行政措置なり法律措置としてどういうふうに地下水のくみ上げを規制していくか。地下水のくみ上げを規制していった結果、そのかわりとして工業用水道事業というものが出

てくる、こういうふうに私どもはなるんだらうと思ひます。したがって、まあそういう場合には現在工業用水道事業の補助率も、地盤沈下対策のための場合には通常の補助率よりもたしか一〇〇補助率を上げてゐるの状況でございます。そういうことで、それ以上の負担については、これは下水道の使用料によって負担をしていくべきものだと、こういうふうに私どもは考えておるわけでございます。

○竹田四郎君 植松さん、あなたどのくらい、地盤沈下の現象が起きて、それがどここの工場がくみ上げて地盤沈下が起きたということを決定的にするまでにどのくらいかかるとお考えですか。

○説明員(植松守雄君) おっしゃるとおり、実際の原因結果を突きとめるというのは非常にむずかしいと思ひます。実は、例の事業者の費用負担法の審議の際にもその点が問題になったわけでございます。そこで、私、どの程度かかるかということとを正確にいま技術的に申し上げるだけの用意がございせんけれども、いま財政局長のはうが答えておりましたのは、この原因者、つまり地盤沈下の原因者に費用を負担させるという意味ではなくて、工業用水道が布設された場合には、その工業用水道を利用する利用者というものは特定するわけでございます。そこで、その特定した利用者から工業用水道の水道料金という形で相当の事業費が回収できるという意味だと思ひます。それで、先ほど申し上げました事業費事業者負担法の場合におきましても、理論的には、その原因結果が突きとめられた場合には、それに初度投資の費用負担をかけることも可能であらうけれども、実際問題には非常にむずかしい。そこで、さらに現在の工業用水道の布設の実態を申し上げますと、非常に先行投資的なものが多いわけでございます。そこで、特に原因者に對して建設費を負担させるということにはむずかしいけれども、先行投資をいたしまして、それで将来その工業用水道を利用する者から水道料金という形で漸次建設費を償還していくと、こういう考え方であるかと思ひます。したが

いまして、その原因結果を突きとめることがむずかしいけれども、しかしこの工業用水道料金という形でもって相当の償還を期待できるということとは、これはまた事実ではないかと、こういうふうに思ひわけでございます。

○竹田四郎君 どうも非常にのんびりした話ばかりされていて、実はこれは困るのですね。実際内陸部門において、地盤沈下で実際問題は家がひつかないで、そこには現実に住めないというふうなものも幾つも出てゐるのです。よくこのくらのたんぼにいたしていても、地盤沈下によって、その中にさらにあぜを幾つかつくらないと水が保持できないというふうな事態は幾らでも起きているのです。そうして、さらにそれじゃどこが水をくみ上げ過ぎてゐるかということ調べる方法で現在ないのです。たとえば具体的にこれは工業用水道を引く地域だといふふうに地域指定されれば、それは、その工場へ行つて検査することできます。毎分何リッターくみ上げてゐるかというところは調べることはできます。しかし、そうした地域でないところは、立ち入つて調べる権限がないのです。せいぜいある意味で無理をすれば保健所が水質の実態を検査しよう。行つてせいぜい入るだけであつて、水量を検査するということとは、立ち入り検査はできないです。断わられるのです。そういう状態で、家はひつかたが、基礎は割れてしまふし、そういう事態が内陸地帯ではほとんど起きているのです。それを調べるのに、あちらこちらに井戸を掘つて水位を調べて、結論を出すというのは五年以上かかるのです。どうですか、そういうものをそのままに放置しておいていいんですか。私はかなりこれは手を入れなければいけない問題だと思ひます。どうですか。

○説明員(植松守雄君) それはまさにおっしゃるとおりであると思ひます。それで、この工業用水法というのが御承知のようにあるわけでございます。それで、先ほど申されました立ち入り検査権は、これは工業用水法に定められてゐるわけでは

ございます。

○竹田四郎君 地域でなければいけないでしよう。

○説明員(植松守雄君) それで、現在立ち入り検査はあるわけでございますけれども、問題は、確かに厳密な因果関係を突きとめることはむずかしい。そこでやはり地盤沈下の現に著しい地域について、しかもその周辺の工場の地下水の採取状況等から見て、やはり大きな原因が工業用水採取にあるというふうに認める場合には、そこに地域指定を、いまおっしゃいましたように、いたしまして、そこで先行的に工業用水道を布設すると、これは確かに、たとえば大阪のように、相当の工業用水道布設によつて相当顕著に地盤沈下防止対策という上において効果のあつた地域もございまして、相当工業用水道を布設いたしましたも、まだ他の原因がある、十分にその原因とマッチしておらない結果だと思ひます。ですから、必ずしもその地盤沈下が食い止められていないといふところもあるわけでございます。しかし、確かに地盤沈下、おっしゃいますように非常に重要な、今後に残されたあるいは現在われわれが直面しておる公害の中の重要な項目であることは十分自覚しておるわけでございます。たとえば今度の環境庁設置法におきましても、そのための、従来の工業用水道の布設に關しましては、地盤沈下対策審議会というものが企画庁にございまして、それで各省が寄り集まつて、そこで審議をするというよりな仕組みであつたのですが、環境庁で特別の担当の課を設けてまして、本格的にこれは取り組まなければならぬというふうに考へておるわけでございます。その重要性は決してわれわれ認識していないわけじゃないのでございまして、従来対策が十分であつたといふことはこれは確かににおっしゃる通りに申せないと申しますが、現在のような状況、いま申しましたようなことで考へておるわけでございます。

○竹田四郎君 その重要性がそれだけわかつてゐるのなら、こういう地域の工業用水道を引くという問題についても、国の補助率を私は引き上げるべきであるし、これは実際問題、おっしゃられたように実際の企業がどれだけくんでゐるからこうなつてゐるかというところは實際わからないのです。しかも、そういう地域が将来工業用水をどれだけ必要とするかということだつてそれはなかなかわからないのです。そういう地域こそやはり地方自治体が責任を持つてそうした措置を私はやつていかなくちゃいかぬと思ひます。どうですか、財政局長。

○政府委員(長野士郎君) 地盤沈下対策事業について、お話のように、非常にいろいろな措置について十分でない面がある、これをしっかりと整備しろという御意見でございます。私もそのこと自体について、そういう措置なり対策事業なりというものが明確になつてくるということはぜひとも必要であらうと思ひますが、現在のところそういう点についての諸事業といふものの整備といふものが現実にはまだ十分どころまでいっていないといふことも一つあるかと思ひます。したがらいまして、現在のところは、先ほど申し上げましたように、地盤沈下対策事業としてのいわゆる防潮堤等のような事業を中心にして考へられてゐるものと、それから工業用水道のようなものがあつて、それらの点については、むしろ先ほど申し上げましたような観点で、災害復旧なりあるいは事業者負担なりで措置をしてゐるというか、こうであるので、いまこの補助負担率の特例法のはうにこれを取り入れることをいたさなかつた、こういうことであります。今後の検討によつてそれらの事業についての対策措置等がとられるようならば、私どもとしてもこれは当然検討しなければならぬだらうと思ひます。

○竹田四郎君 そういう地盤沈下の場合、家が

いて助成をするという事は考えておられるのですか、どうですか。それは政令が何かでおきめるのですか、どうですか。その辺。

○政府委員(長野士郎君) 公害防止事業として住居移転という事業がどういふふうに位置づけられるかということでは、ほんとうは事業者が原因者の費用負担の関係では、ほんとうは事業者が原因者であるというところがはつきりいたしたした場合に、これは当然事業者が負担するというのがたてまえであるということになるわけでは、ないまして、しかし、その点は負担法の政令等によってその範囲等の問題等がこれから明確になるというところのようでございますが、公害の一つのあらわれ方として、住宅をどうしても移転する必要があるというふうな問題は今後とも出てくるわけでは、ないまして、そういう意味で私も、現在のところこの法制の中に入れておきませんけれども、公害防止事業としてそういう必要が出てくることも当然予想されますので、今後政令等で具体的に事業を指定する必要がある場合には追加していくという一つの検討問題として考えておるところでございます。

○竹田四郎君 それはひとつ考えてもらわないと、五年もひつかたいた家に住んでおられるわけにはいかないですよ、現実問題としてね。危険の上もないわけでは、ないし、それじゃ、その原因者がある特定の企業であるということを知るまでには五年も六年もかかるわけでは、ない。そんな長い期間ともできないので、これはやはり政令事項の中に私をいう地域を入れてもらわないと困ると思うのですが、そこを売ってほかに出ようとしたって、もうそんなところを買う人はありませんからね。土地としたって安くならないうし、はつきり入れてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 現在の三地区の関係を中心にして、具体的な事業と対策というものが出てまいっているものを中心にして整理しているわけでは、ないです。この関係では、三地区には

いまその問題が出ていないのでございますが、先ほど申し上げましたように、原因についていろいろな差もありますし、地盤沈下というものにおけるところの住居移転事業というような問題は、これはやはり先ほど申し上げましたように今後の検討事項として私どもは考えていかなければならないと思っております。

○竹田四郎君 学校移転の問題はこの四号事業の中にあるわけですが、病院とか福祉施設ですね、保育園もあるでしょうし、あるいは老人の施設もあるでしょうし、そういうものは一体どういふふうに考えておりますか。やはりその他の政令で定める事項の中に入るわけですか。

○政府委員(長野士郎君) これもいま申し上げましたと同じでございますが、現在、三地区を中心にして考えております場合には、義務教育の諸学校の移転事業というものが具体的にありわけでございます。したがって、この法律を整理いたします際にその点は一規定として加えていいわけでは、ないです。防衛施設の周辺整備でございますが、あるいは空港の周辺整備というふうな特別の法律におきましては、お話がございましたように、他の学校でありますとか病院その他の施設の移転という考え方もあるようでございます。これはやはり防衛施設等の特殊性、国際空港等の特殊性というものを考えられながらでき上がったとも思われますが、今後公害防止事業として、そういう病院とかその他のものについての移転の必要が出てまいらないという保証はないわけでは、ないです。先ほどの問題と同じように、今後そういう問題が出てまいります際には、政令指定について検討いたしてまいりたいと考えております。

○竹田四郎君 この三地区の計画を見ても、都市の土地利用問題、特に再開発の問題、あるいは区画整理の問題、こういうものが公害防止との関係でやはりかなり大きなウェイトを占めているわけでは、ないです。既存の工業地域においては、現実的にここに触れられている緩衝緑地というよ

うなものとはこれはなかなか実問題でできないんじゃないかと思うのですけれども、大体既存の工業地域というものは工場と住宅地域が密着している。せいでいわずかな幅の道路を隔てて工場地域と住居地域がくっついていて、こういうことで都市再開発の形で、たとえばどうしても緑地が必要ないというふうな場合には、工場があり、その次にはあるいは事務所、倉庫の群というものをとり、そしてそのあとに住宅というふうな、そういうした措置によって、一応緩衝地帯的な緑地ではないけれども、緩衝地帯的な都市再開発というものをやることによって、大気汚染からの影響を緩和していくというふうなことが必要だと思っております。そういう再開発とか区画整理事業、そういうものの事業というものは、その中に含まれていないようなんですが、それはどういふことでございますか。

○政府委員(長野士郎君) いまお話がございました市街地再開発事業というふうなものになります。これは都市計画事業そのものという考え方になろうかと思っております。そういう意味では当然都市の基本的な事業、都市施設整備の基幹的な事業でございます。それは、たとえば街路整備事業等が、そういう再開発事業として行なわれて、そしてその上でそういう遮断緑地等の問題を考えていくことになるのかもしれないが、いまの街路整備事業と申しますものは補助事業として相当高い補助率でありますことでもございまして、また先ほど申し上げましたように、これは都市計画事業として都市本来の整備事業でございますので、その公害防止対策事業の中には含めておりません。

○竹田四郎君 これは再開発の事業にいたしましたけれども、区画整理の事業にしても、かなり金がかかることですね。必然的に、そういうところに行き住居というものは、おそろしくいままでのような住宅じゃなくて、比較的高層な住宅というふうなもの

のに変わっていくと思うのです。必然的にその間だけ事務所や倉庫を取られるといたしますれば、そうすると、いままでよりもそこへ入るにはたいへんなお金を負担しなければならぬというふうなことになると思うのですが、それがただ、いままでの再開発の問題だけでなく、公害防止の対策としてそういうことをやっていくというふうなすれば、やはりそれは二分の一程度じゃなくてさらに大きな補助を私はして、緩衝地帯的な役割をそういう形で補うべきだと思っております。これは建設省のほうではそういう場合にどういふふうに指導されているのですか。やっぱりそこに緩衝緑地をつくれという指導をされているのですか、あるいはそういうところは、いま私の言ったような、一つの案だろうと思っております。そういう形にしろというふうに指導されているのですか、どうなんですか。

○説明員(重元良夫君) ただいま先生のおっしゃいましたような緩衝緑地自体を現在までやってまいりました市街地再開発事業の中で直接取り上げておりましたというふうには、まだ現実にはいたしていませんが、たとえば今後東京・江東地区等では、大地震等の対策の一つとして、かなり大規模な防災設備の再開発プロジェクトを実施したいと思っております。そういう場合には当然防災拠点の役割が、避難場所及び避難路を最低限度どうしても確保したいということでは、ないです。各拠点には相当大規模な避難場所、すなわち緑地ないし公園といったものを確保するという計画をいたしております。このような計画が今後い

ろいろな形で進められていくことになると思います。当然緑地等も相当取り入れた形の市街地の再開発というものを考えていくということになろうというふうに考えます。

○竹田四郎君 それは、一般的な市街地の再開発じゃなくて、そうした公害地域の再開発もやはり同じような考え方です。そこらに緑地をつくっていくと、そういう形ですか。

○説明員(重元良夫君) 現在の再開発の事業の制

度でございますが、これは土地の所有者あるいは建物の所有者等、非常に権利の、利害関係の調整が非常にむずかしい事業でございます。再開発をやるという場合に、これが相当な規模であればあるほど、地元の再開発に対する取り組み方といえますか、盛り上がりといいますか、これが相当高まりませんと、現実にはなかなか事業のペースに乗ってこないというのが再開発の一つの特徴であろうかと思います。したがってそういうふうなことで、やはり公害対策としてまあ土地利用の用途純化をはかる、環境を改善するということなどで、再開発に対する気運がそういう地区等と、国のほうとしてもできる限りこれは当然に積極的に推進するというふうにしてまいりたいというふうに考えております。

○竹田四郎君　どうもびんとした御答弁をいただかないのですがね。先ほど局長、そういう場合の、さつき言つたように、二分の一の補助があるからいい、特に考える必要がないと、こういうことなのですか。何か公害防止という立場で、そういふ、さつき言つたような再開発、あるいは緑地でもないと思ふのですが、実際には緑地もできないかと思ひます。そういう形で再開発をやる場合には、やはり二分の一程度でいいわけですか。何かその上にかさ上げするといふふうなことはないのですか。

○政府委員(長野士郎君) まあ住宅地域と工場地域とが密着しているというような場合に、それを、間を何らかの形で遮蔽するということになりますと、そういう場合に、一番多くの場合は、街路とかそういうものが通ずるようなことを考えるようなことになるのだらうと思いますが、そういう場合の街路整備事業というのは、都市計画法に基づいて行なわれます場合には、現在三分の二の補助率になっておるわけでございまして、まあそういう街路ができました上に、いわゆる緑地帯のようなそういう緑地帯とかグリーンベルト

トというようなものをつくっていくというようなことが出来ます場合には、緩衝緑地等の事業の対象にも入れていくこともできるだろうと思うわけでごままして、したがって現行法との関連では、街路等の整備が行なわれた上に緑地帯の整備というようなものをつくるというようなことであれば、現在の特例法がその際に適用ができるというふうに私も考えます。しかし根本の問題は、そういうような市街地再開発事業として先ほどからお話がありますような、再開発によって非常に緩衝緑地とかそういう施設をある程度中心に置いて考えていくような再開発事業ができてくるというようなことになります場合には、当然この公害防止事業の一つの問題にもなっていくわけでごまましてから、そういう場合のこととしては、さらに積極的に、そういう事態になってくれればそれを受け入れて事業の実施を円滑に推進するために検討してまいるということは起きてまいらうかと思います。

○竹田四郎君 何か、街路をつくればそれによつて公害が避けられるというような感じを受けるのですがね。あとは何ですか、ついたり緑の木を少し植えておくと、そういうことで大気汚染の公害、あるいは騒音も含まれると思うのですが、遮断できるのですか。これは、緩衝緑地だつてかなりの幅の緑地を取つているのでしょう、奥行きは。少なくともその緑地だけで五十メートルくらいのものがなければ緑地としての役割りは果たせないのじゃないですか。それを五十メートルなら五十メートルの幅で取つて、そしてさらにそれに街路をつけると、こういう考え方ですか、どうなんですか。そんなことはできないでしょう。

○政府委員(長野士郎君) まあその辺になりますと、私もちょっと詳しいことはわかりませんけれども、緩衝緑地の整備事業の中には、お話のよう  
に相当幅を取っているものもあるように聞いてお  
ります。中にはリクリエーションといいますが、  
運動場施設までも中に入っている、言ってみれば  
幅の幅広い、あるいは帯状の公園緑地的な、そ

という相当大きな規模の地帯の整備をされているというような場合もあるようでありますが、現実にはそういう問題についてどういうふうにこの特例法が動いてまいるかという問題であります。一つは、基本的にはこういう公害防止対策事業として、都市再開発事業を前提に、事業の執行を前提にしなければならぬかと思えますけれども、そういうもので非常に大きな緩衝緑地帯の整備をしていくというようなことが具体的な計画の中に盛り込まれてまいりますならば、私どもはこのいまの御提案申し上げておりますところの法律によるところの緑地帯の整備事業というのは直接適用になるのだらうと思えます。しかしその前に、まず工場と住宅地帯を、その空間をあけていくというような再開発、それが必要なわけですから、それはいまのところは都市計画事業そのものとして考えられていくんじゃないのだらうか、こういうことでもつて、その後に緑地整備という問題が出てくるんじゃないかというふうに考えておりますが、これは具体的計画との関連で考えてまいらなければならぬのだらうと思えます。

○竹田四郎君　ひとつその点は、私は緑地だけに何かとらわれているような気がするのです。緑地だけが唯一のそういう緩衝地帯をつくるもので私はないと思う。確かに健康なおとなの働く場所と、老人や子供の二十四時間居住する地域とは、その地域というのは当然違っているはずなんです。だから、労働時間は大体ある程度制限されるし、住居にいる者は一日二十四時間いるというところから、大気汚染によるところの健康への被害の問題、そういう関係が出てくると思うのです。だからこういう緑地だけを唯一の緩衝地帯というふうに私は考えていないのですがね。こればかりといういろいろな方法が、私は緩衝地帯をつく

る方法はあるのだ、こういふふうに思ふのですかね。それをただ緑地だけにこういふ特例を設けるという形はどうも感心しないと思ふのです。街路についてはおっしゃるとおりです。それはわかります。しかしその他の住居のあれですね、高層化

あるいは事務所の建設、そのほかいろいろな問題がそれに付随して当然くるわけです。そういうものもこの特例に考えてもらわなければ私はいかぬと思うのですがね。どうでしょう、植松さん。

（Ｃ訪員「根柢守雄君」）ちやうどいま財政局長の申しましたものに補足させていただきたいと思いますが、確かにいわゆる緩衝緑地、狭義の緩衝緑地だけではございませんで、現在この三地域で実施されておりますものにつきまして、俗に言えうものもございまして、岡山の例でございまして、呼松水路というものがございまして、その両側に緑地をしつらえる。それからまた百メートル道路をつくりまして、左右五十メートルに達するくらい緑地をその両側につくるといふようなやり方もございます。しかし、これはコンビナートでございまして、比較的そういう設計がしやすい面もあるかと思ひます。そこで既存の住工、混在地帯におきましては、これはやはり住宅移転といふものが先行しなければなりません。ところがこの住宅移転というのが、事柄の性質上もちろん強制的な要素を加えることはできないわけでございますから、どうしても思の長い、相当長期にわたった計画をなけければならない。

そこで四日市の例で申し上げますと、市当局並びに県の当局は、周辺に団地をつくりまして、その団地に優先的に、公害で苦しんでおる住民の移転を勧奨する、その人たちに優先してその土地を分譲するというような仕組みをいたしておりまして、現在市営住宅の約四割があいたままになってゐるわけであります。これはもう少し時間がかかゝるわけでありまして、それが全部あきますと、その市営住宅を取つ払つて団地を緑地化するといふような計画でございます。

また東京、大阪で最近基本計画策定に伴ひまして、私も現地を見て回つたのですが、最近まででは非常に残念なことに、土地が足りないために、せっかく工場が移転した残りのところをまた住宅公団がアパートを建てるというところがある。

ざいます。これは東京、大阪も今後ではできるだけやりたくない、できるだけ緑地を確保するというところでいきたい。それで、整然たる都市計画というのとはなかなかめんどろな、むずかしいわけでございますけれども、いろいろな機会を利用して、いまおっしゃるような緑地を適宜設定していくというふうなことで、各地方団体とも努力しておるという現状でございます。

その場合に、費用負担でございますが、もちろんその場合に原因者たる事業者が判明している場合には、事業者の費用負担法によりまして、そういう場合にもすべて費用負担の対象になるというふうに費用負担法の政令で明確にいたしたいと考えております。それから公共負担でございますけれども、公共負担につきましては、いま財政局長兼が答弁いたしましたように、街路につきましては都市計画事業としての補助がもちろんございまして、それからさらに、先ほど申しました緩衝水路とか緩衝街路とかというものにつきましては、これは緑地部門をとらえて、一種の緩衝緑地という考え方で考えていったらいいんじゃないかというふうに対策本部としては考えております。あと住宅の高層化とか、周辺の住宅団地に移転する場合もファイナンスをして用地を確保し、あるいはそこに住宅を建て、これを一般の住民に売却するという形になるわけでございますから、その間におきましては、やはり一種の通常の取引が行なわれるという形になるのではないかと思うわけでございします。もし土地の値下がりその他による損失、移転に伴ういろいろな損失等があった場合には、これは事業者が明らかな場合には事業者負担になるわけでございますけれども、通常の場合には、一般の資産の売買という形になるのではないかと、いうふうに思っております。

○竹田四郎君 非常にその点簡單にお考えになっておるような気が私はするわけです。もう少しその辺を、既存の工業地帯についてはひとつ実態をもう少し見ていただかないと、私はそう簡單にいい

かぬと思うのですよ。たとえば大気汚染の公害にしても、企業を確定するということは私は非常にむずかしからうと思うのです。いろいろな企業が複合公害を起こしておるような場合が多いのです。たとえば四日市なんか、比較的工場の数が少ないところでは、私はわりあい公害を起こしている原因者というものを突きとめやすいと思うのです。京浜地帯とか、あるいは阪神地帯ということになりますと、具体的にどの工場がどういう公害を起こしているかということとは必ずしも言えないと思うのですよ。一つの工場から出ている廃棄物と他の工場から出ている廃棄物がそこで化学反応を起こして特殊な公害を起こすこともあるのですから、片方が出していないければ片方は実は公害にならないという例も私はあり得ると思うのです。そういう意味で、大都市、大工業地帯の緩衝地帯というものを考えるときには、ただ単にそういう形の緑地だけを頭に置くということは、これから工業地帯のそういう緩衝地帯というものは考えないんだ、こういうふうに言つてよろしいと思う。どうしても、これはたいへんな額になりますよ。そういう地域に住んでいる人が一体そういう新しい住宅をつくつてもらつてそれが買える状態にあるののか、もし買える状態ならどうかに引越していますよ。買えるような状態でないから、空気が悪くてもそこに住んでいざるを得ないということだとおもう。比較的低所得層の人が多いと思うのです。そういう点は緩衝緑地、緑がなければだめだ、何でもかんでもそこに緑を入れなければだめだという考え方だけで進んでいくことは、私はやはり公害防止という本来の大きな目的をそこで忘れてしまふ結果になるのではないかと思うのですが、その点どうですか。

○政府委員（長野士郎君） 私がいま申し上げることは、先生のお話に当たっているかどうかちよつ

とわかりませんが、もちろん緩衝緑地だけではない方法として、つまり市街地再開発、大きくひっくりめれば全市市街地再開発事業とこう言えるかも知れませんが、その中にはいろいろな手法がある。いろいろな手法を使ってそれぞれの実態に適したやり方ができるはずで、緑地だけではない、もちろんそのとおりだと思います。したがって、お話のように、事務所をつくるとかあるいは倉庫をつくることによって遮断をするという方法もあるのではないかと言えばまさにそのとおりだろうと思います。したがって、それは個々の都市のうちに再開発事業の具体的な計画の中でどういうふうになされるかを措置していくかという問題だと思います。で、そのような広範な事業について、どこまで公的、防衛的対策事業として考えていくかということに

なるわけですが、現実には、この法律で御提案申し上げておるものは、お話がございましたが、私もそういふ趣旨での再開発事業としては大いにあると思いますけれども、現実にはここに並べておられますのは、いまの公害防止計画を策定しております地域がむしろまあと言えば新しいコ

ソビナト地域であるからかもしれませんけれども、いわゆる緩衝緑地あるいは遮断緑地と言いますか、そういうのに類した事業を行なうというかつこうで進んでおる。それに多少引きずられなと言つてはあれでございますけれども、そういうかつこうでものごとが考えられている。今後それ

が再開発事業なり何なりがどういふふうに進展していくかということとの関連で、やはり問題を検討していくということになるのではないかと思います。しかし現在ではどうなるかと言へば、それはやはり都市再開発事業としてやっていくということになるので、直ちにこの法律が適用されるとい

うかつこりでは、この法律ではこの緑地をとらまえておきますから、あるいはその他それに類するもの施設の設置ということで、どこまでそれを実態に合わせて考えていくことができるかという問題でございしますが、現在はまだ緑地的なものを頭に描いて考えているということでございます。

○竹田四郎君 財政局長、先ほど中央公害対策本部からも言われたのですが、東京、大阪、神奈川はもう一〇〇%、そのほとんどが計画よろしいと言っているのですよ。そういう目前に来ているわけです。しかも、この地域は既存の工業地域です。全く公害を出す工場と住宅が密着している、密接にまじり合っている地域です。目の前にあるのです。将来の、遠い百年先、十年先のことでは

の中に私は実際は話し合いがつけば盛り込まれる  
 ものだ、話し合いがつかなければもう緑地だけに  
 限定せざるを得ないと思うのです。そういうもの  
 も考えていけば、現実には緑地はもちろん必要だと  
 思うのですけれども、緑地をつくるに至らなくても  
 も、私はそういう緩衝地帯というものは設けられ

ていく可能性はあると思うのです。それによって公書を防ぐことは私はできると思うのです。なぜそういうことをお考えいだだかないのか。私は非常に残念だと思うのです。早急に考えて法律を変えていただく意思があるならばけっこうなのですが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) これは具体的な計画によってどういう事業が取り上げられますか、そういうものとの関連で、さらにまた検討さしていたきたいと思います。

○山本伊三郎君 山中大臣、何かお忙しいようですから、中途ですが私から基本的な問題について

何いたいと思います。

この法律の名前からいきますと、公害の防止に  
関する事業に係る国の財政上の特別措置とあるの  
ですが、地方行政委員会で行っているのですが、  
国の財政ということになれば、あなたのほうの関  
係だと思ひますが、違いますか。

○国務大臣(山中貞則君) これは公害全体の私が担当大臣でございますから、私のほうで提出してもよいということも言えませんが、私のほうで提出してもよかったですと思います。しかし、これは地方財政というものの上に配慮をいたしまして、そうして公害防止という特別な国家的な緊急事態に対応する

事業をやつてもらう場合に、国がやはり一義的な責任というものを示す必要がある。そのためにまた地方財政の無用の圧迫というのを避けなければならぬという配慮をいたしたため、自治省のほうにわずらわしたわけでございますが、あえて自治省でなければならなかったのだというふうにとらえて考えているわけではございません。

○山本伊三郎君　そこであなたに来てもらいたいという要求をしたのですが、時間の制限があるということ、実は非常に私には不満であります。お忙しいのはだれも大臣は忙しいのです。やはりこういう重要な問題があるときに、あなたの担当であれば早く来ていただきたい。わしは三時十五分から十五分しか行かないのだと、こういう回答を聞いたのですが、それはほんとうにいやみではないのです。法律がそうなっておりますから、そういう意味でちょっと質問いたします。

そこで、これはあなたに来てもらったのは、基本的な問題だけに限定いたしますが、いろいろたくさんありますが、そこでこの法律全体を見ますと、まあ財政的に言うと、地方財政といいますが、国のほうから出るのですから、一貫すれば国の財政の特別措置になります。この中でいわれる地方財政もこれに対して支出する、負担するといふことになっているのですが、基本的な考え方は、法律論からいくと国の財政ですべて特別措置をやるべきだといふわけで常識的な判断をするのですが、その考え方はどうでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君)　私も先ほどのいまの御意見、いやがらせとは受け取っておりませんが、私も沖繩委員会と大蔵委員会と出まして、いま三つ目の委員会でございます。別段さういふ委員会にはむしろ私はどこにも出るほうでございます。決してさういふつもりではございません。で、御了承願いたいと思いますが、余談はさておきまして、ただいまのお考え方については、まず公害防止事業費事業者負担法というものは、ま

ず公害発生源者たる企業が一義的に負担をすべきである、このことを明確にいたしているわけでありまして、これが国のまず公害対策の姿勢の大前提となるところであります。しかしながら、それについて国の行政が、公共事業等を行ないます場合に、やはり普通の事業でも補助をいたすわけでございますから、それに対応する国の姿勢というものが普通の姿勢であつてはなるまい。であります。まず企業が負担する分というものが先にきまりまして、残りの負担の分割について特例を認めなければ地方自治体がやらなければならぬことであるという、地域住民の要請にこたえるため、不当と申しますが、地方財政の運用上は予期せざる支出を必要とするところにおそれがございますので、そこで、まず基本的な企業負担の第一義の原則を踏まえた上で、さうしてその事業の実施については一義的に国が財政上の特例をとることによつてその姿勢を明らかにしようという意味をここに特例として具体化したものであります。それから、まず第一義的には発生源負担、それからその次に国、そして残りを地方で見てください、その地方についても、特別な出費を伴うものでありますから、交付税等においての格別の配慮をいたしまして、四段がまの考え方をいたしておるつもりでございます。

○山本伊三郎君　それで、さういふ論議をしていふと時間がかりますから言いませんが、現在既存のいま言われた事業者負担の総額ですね、いわゆる公害の元締めをやつておられるあなたとして、現在、事業者負担も入れて、一体公害を防止するための、いま直ちにではないのですが、幾らぐらいの費用が必要とお考えでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君)　これはちょっと即座に推察の数字でも申し上げかねる点がございまして、たとえば下水道整備五カ年計画というものをことしから出発をさせますが、しかしそのときにいへば、下水道整備について、終末処理部門といへば、その前提となる全体の下水道といへば、公害対策というものを全般的に全国

的に展開していきながら、そして周密的に公害防止計画の策定されたところをやつていくという、両者満足させなければならぬ五カ年計画としては、十分でない点があつたわけでありまして、建設大臣とも内々相談をいたしておりますが、これらの点を踏まえて、やはり下水道五カ年計画総額あるいはその計画、さういふものももう一べん再検討しようじゃないかという話もしておるわけでありまして、まあそのように、今後私どもは公害を発生させないということをやつ技術的にも政策的にも行政的にもできると思ふので、それに向かつては全力を傾注しなければなりませんし、あとは国際的に日本がどのような環境保護という地位を確保し得たか、公害を克服した経済成長国としての姿を保ち続け得るかどうか、こういう問題につながつていかなければならぬと思ふ。

したがって予算上の、昭和四十六年度予算というもののからだけの推計でもつて今後の公害防止を完全に行なうための費用が幾らかかるかという点については、積算をして見通しを立ててできないことはありますが、直ちにいまここでどれくらいで済むだろうという数字的な御答弁を申し上げかねる次第でございます。

○山本伊三郎君　それじゃ通産省に聞きますが、公共的な施設、まあ国とか地方公共団体が行なうべき部門も公害防止の費用としてあると思ふ、確かに大臣言われるとおり。事業者が負担する、現在事業者が出しておるいわゆる公害発生源におけるその発生源を防止する費用としてどれくらいのものがあるかという、通産省は工場等産業政策を担当しておられますが、さういふものはどう踏まえておられますか。

○政府委員(森口八郎君)　現在通商産業省所管の業種の公害防止に關します投資額は、大体全投資額の約五割前後であるというのが現状でございます。この投資額は毎年高まつてきておりまして、実は前年度にいたしましたときにはこれは四割程度というものであつたわけでございますが、最近の公害の状態から、毎年この投資割合は高まつてき

ております。私どもはこの割合が、やはりここ数年のうちには五割から大体七ないし八割にまで上昇するのではないかとさう思つております。五割と申し上げましたが、これは全体としてのならした数字でございますので、たとえば石油精製業のように公害に關係の深い業種におきましては、全設備投資の大体一〇%以上十数%が公害防止投資に振り向けられておるといふのが現状でございます。

○山本伊三郎君　四十六年度の設備投資総額は幾らですか、見込みは五%は幾らに当たるのですか。

○政府委員(森口八郎君)　約一千数百億に当たるというふうに考えております。

○山本伊三郎君　四十六年度の設備投資の五%が一、千億、その程度ですか。

○政府委員(森口八郎君)　ちょっと、申し上げました一千数百億という数字について訂正申し上げます。四十四年度について申し上げますと、全調査産業につきまして、四十四年度の実績は千六百九十九億四千四百円でございまして、それから四十五年の、これは見通しでございますが、千三百四十二億三千六百万円でございます。これは実は調査をいたしました企業についてのみ申し上げましたので、全体の数字について申し上げますと、全体の数字は調査をいたしました企業にございまして、公害の投資割合が五%であるといふように申し上げたわけでございます。

○山本伊三郎君　さうすると、年間設備投資に対しての五%でなくて、公害発生源を持つ企業の設備投資の五%、こゝういふ理解ですか。

○政府委員(森口八郎君)　調査いたしましたのは、火力発電、紙パルプ等の公害型業種のみではなく、機械、化学繊維等の公害型業種でない業種も含んでおりますが、五%と申し上げましたのは、調査票を回収いたしました企業の全設備投資において公害防止投資額の占める割合でございます。公害型業種におきましては大体七・五%、先ほどの七・五%というのが投資比率になつておりま

す。  
○山本伊三郎君 それは学者の資料もありますから、そういう議論はきよりは省きますけれども、そういうことでは私は今日の公害発生源の企業の公害防止の設備はともすれば問題にならぬと私は見ております。しかしその議論はきよりはやりません。

そこで山中長官にお聞きしますが、十四の公害立法はこの前の公害国会でできたのですが、その中の、実は調べますと現象面から立法されているわけでございませぬ。公害の現象面から見ると、大気汚染、水質汚濁、海洋汚染、騒音、土壌汚染とか産業廃棄物等やっておりますが、やはり私は公害絶滅ということはまだなかなか今日言うべきでないと思っております。私は発生源、いま通産省のされた発生源企業のいわゆる調査も一応克明にする必要があるのじゃないか。まあ調査はどういう方法でやられたか知りませんが、そこで徹底しなければ、この公害対策というものはほんとうに出てこないのではないかと私思うのですが、なるほど現象面から見ると、大気汚染と言いました、これはまあ企業から出る煙もありましたし、これはまた自動車から出ることもありますが、また自動車の排気ガスもありましたし、いろいろあると思うのです。そういうものもひとつ企業面、発生源の企業別に調査をして、克明に実は費用の算定もしておかなくちゃ、根本的な公害対策のあやまちと申しますか、やってみてもこの程度かということをおっしゃるのです。いままで下水の問題はよくわかりました。これは下水に対しては私必要性はわかりましたけれども、それ以外のそういう問題について、環境庁はできるようなありますけれども、公害対策本部ではそういう試みもされておるのか、またその必要があるかないか、その点どうですか、長官。

○国務大臣(山中貞則君) 必要は私は当然あると思っております。その考え方の問題ですが、これも全く同感でございます。まず企業がその事業場、工場等よりそのような排出をしないということが前提でございます。それから、したがって今回大幅に権限を地方自治体に委譲いたしました規制基準その他についても、地域の実情等を加味して相当きびしいものになります。今後環境庁等でさらに新しい環境基準等に適應する規制基準を設定していく作業を続けていきたいと思っております。その場合において、企業においてはやはりそれに対応する設備をいたさなければならぬので、機械の開発、そのようなものも逐次進んでまいっておりますけれども、こういうものについて、やはり利益を生まない、利潤を生まない部門の投資でございますから、ともすればそれを怠ろうとする心理は否定的でございます。やはり国のほうで、事業団融資等をはじめ産業公債等についての農林漁業金融公庫のワケを設ける等こまかい配慮もいたしております。さらに半面においては、税制の面においても、公害防止施設に対する投資については特別償却を初年度二分の一、三分の一の特例として引き上げよう。さらに五千万以下の資本金の中小企業については、それでもなおきついでであろうから、三年間三〇％ずつ償却を終わるといふ、三〇％三年償却という特例等も開きまして、なるべしこれらのもが中小企業にいわせがいたるために、あるいはまた企業が社会の要請にこたえるために、それをやり得ないために、なおかつ社会からいわゆる好ましくない隣人としての排斥を受けるようなことがあつてはならないという配慮は一応いたしておるわけでありまして、その前提としては、やはり通産行政等の実情、産業実情をよく把握しております省の協力を得て、やはり詳細な調査が必要であることは同感でございます。

○山本伊三郎君 私の考え方としては、国の財政のここに特別措置となつておりますが、国の財政とか地方財政をばくばくど動員したつて、ほんの一次的な施策になるかという、根本的なものにならないという私の考えなんです。そこでいま申しんですが、山中大臣はそうおっしゃるんですが、いまの産業機構というものはなかなか強力ですからね。政府が言つたからといって、ぐさぐさいうことを聞くとか聞かぬかということの問題ですが、これからできるものについては相当きつ、通産省では工場を建てる場合にいわゆる規制措置をやるようでありまして、既存のものについてはなかなかそうはいかないと思つて、中小企業に対する対策はわかりました。この法律にも載つておりますが、中小企業もそうでありまして、大企業に対しては相当強制力のある措置が法律上指導されているようでありまして、はつきりした強制力があるのかどうか、そう簡単にはいかない問題ですが、この点どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは企業に対して、今度は常時小さな、と申しては語弊がありますが、広域自治体の範囲の中において、その責任者たる都道府県知事というものが、その傘下に数千名の国の財源的な配慮を得た立ち入り検査権を持った職員を駆使したしながら、これを常時、地域住民の声を聞いたら直ちにそれらの調査等も行ない、また立ち入り検査その他もいたします。改善命令や、あるいは場合によつて緊急措置等も要請することになっておりますが、これらの問題は今後は法律の実行の問題であつて、いままでの観念的な議論におちいりやすかつた現象的な問題から、今度は公害行政の質の問題、あるいはその実態がどのようにあらわれていくかという問題につながりますので、そこらの点は、法律の権限の大幅な委譲、行政機関の確立ということを通じて、さらに企業者の自覚というものを日々に監視測定、そしてその防止への勧告、そして実施ということをはかつてまいりたいと思つております。

○山本伊三郎君 まだ実は法もできて間もない、基準がまだ十分な設定がないから、地方に行つても、保健所の係員が工場に行つて警告を発してもなかなかそう簡単にはいかない実情らしいです。これは、らしいというふうにしておきますが、きつ、罰則もないし、したがつてこの点は今後の問題として政府に私は要請しておきたいので、大阪の財界方面の意向を聞きますと、非常にこれが厳格にやられると、日本の産業に重大な影響があるということも聞いております。これは率直な意見だと思つて、もし完全に公害の発生源をとめるような装置を直ちにそれを実施すれば、相当多くの生産にも影響する。したがつて、適宜にこの点についてはやらざるを得ないという意見もあるのですが、通産省あたりではそういう問題の受けとめ方、どう行なわれておりますか、通産省としては、こういう問題を改めろということをやつたら直ちに企業を受け入れる態度であるかどうか、これは事実すぐわかるのですから、率直にその点は聞いておきます。

○政府委員(森口八郎君) 昨年末改正されました公害関係法律によりまして、本年度中には新しい法律で直罰規定が企業にかかるとなるわけでありまして、現在具体的な基準の設定等が急がれておりますが、これが設定されました場合には、従来にならぬきびしい規制が企業側にかかるわけでございます。そういうような面から、企業側は当然公害の防止をするための必要な投資をいたさないといふようなこととなるわけでございます。確かに先生がおっしゃいましたように、新しい基準の設定によりまして企業側に相当の負担がかかるというふうに予想されます。私どもが現在いろいろ作業をいたしておりますところでも、一部の産業につきましては確かに相当の負担がかかる、はたしてその負担に耐えていけるかどうかというような業種もございまして、ただ公害の防止ということは、これは現下の至上命題でございますので、私どもとしては、やはりきめられた基準に企業側が対応して公害防止を行なえるように指導していきたくと思つております。ただ山中長官もおっしゃいましたように、私どももいたしましては、やはり公害投資を企業側がしなければいけないというところは当然のことでございますが、なし得る限りやはり国の側におきまして、

必要な資金を政府資金として準備をしておいて、企業側のそういう努力に側面から援助をいたしたいというように考えております。

○山本伊三郎君 私、質問にはちよつとそれているのですが、もしそういう発生源があるというところが明らかになった——中小企業の場合には、一応大阪市あたりでは補助をいたしておりますが、しかし大企業で、これはいぬから直せと言つてすぐにそれに取らつてける状態にあるかどうか、この点はどうですか。

○政府委員(森口八郎君) 現在問題になつております田子の浦でございますが、田子の浦につきましては、現在、とりあへずSS規制をしようというところで、SS規制をいたしておりますが、これに対する企業側の投資は、SS規制だけで約七十五億というように算定をされておりますが、現在田子の浦地区におきます紙パルプの各社におきましては、七十五億の負担をするという前提のもとに、SS規制に違反をしないような設備をするというところで現在工事をいたしておるのが現状でございます。まあ、このような事例は、今後新しい基準が設定されますと、各地に起こることと存じますが、私のほうとしては、やはり業界をできるだけ指導いたしまして、こういうような規制に十分たえ得るような設備投資ないしは公害防止の努力をやらせることにいたしたいというように考えております。

○山本伊三郎君 それは聞いておきましょう。なかなかそれは簡単に、政府が言つたからといって、応じるようないまの態勢じゃないと見ております。戦後ずっと二十数年間経済成長を続けてきたんですからね。それを直ちに全く公害のないような工場に設備をかえるというところは、われわれが責めるだけであつて、現実の問題としてはそれはいかならないことは私は知りつやつておるわけなんです。それは、ここであなたが、できないというようなことを言つて、あなたの首が飛ぶかわからぬから言わないけれども、私は十分察しられます。なかなかそれは簡単にいきません。

そこで、もう一問だけ、もう時間ございせんから。経済企画庁来ておられますか。——経済企画庁に聞きますけれどもね、日本の経済は戦後成長しておることは、これはもう私、いまさら言うまでもないのですが、大体当時の設備投資なり、その他産業投資特別会計から見ましてね、相当な金がつぎ込まれてますからね。それはほとんど重化学工業ですね。計数管理、そういう場合に、もしこの公害という問題がそこに入つてきたときに、日本経済の成長に対して何らかの支障——と言ふことはどうかと思いますが、何かそこに一つの要素というものが入つてくるような気がするのですが、経済成長については影響ないか、企画庁は見ておられますか。

○説明員(内野連郎君) いま先生のおっしゃった点につきましては、三つほどのケースの態様があると思ひます。一つは合理化によつて吸収していく方法でございまして、これがまあ一番いい方法でございまして、第二番目の方法は、公害投資、公害費用を負担することによつて利潤が減る場合でございまして、第三番目のケースが、公害費用の負担が価格にはね返る場合でございまして、このあとの二つについて申し上げますと、企業の利潤が減つた場合には投資は減らざるを得ないという、そういう逆の作用がございまして、また、価格が上がつた場合には需要が抑制されるという、そういうふうな作用がございまして、長期的に少しく長い目で見ますと、おそらく第一のケースで問題が解決されていくことは、非常に企業がまだ大きい経済であろうと思ひますけれども、と申しますことは、いままでの技術体系から、さらに公害を克服していきけるような技術体系あるいは経済構造がこれからの公害克服の試験の中で生れてくるという、そういう方向での問題感でございまして、そういう面に対して期待する学者もやはり多いと思ひますけれども、しかし、目先、すぐこういふ効果が出てくるということもあまり強く期待できるわけでもございせん。ということになりますと、二、三のケースで申しますと、やはり若干成長が公害の克服のために落ちざるを得ないという、そういう関係が当面ありそうに思へるわけでもございまして、かりにわれわれのほうの計算で申しますと、設備投資のうち公害の投資が五割であるものが一〇割になったといたしますと、それだけで経済成長率が、一割も落ちませんけれども、〇・七割くらい落ちる勘定になるわけでもございまして、いずれにいたしましても、現在の至上命題から申しますと、多少成長がスローダウンすることがあつても公害克服を優先させるべきである、そういうふうに考えております。

○山本伊三郎君 あとのことは大臣に聞きたかつたのですけれども、それは経済成長も必要でしよ。私はあながち経済成長ということ否定してありません。高度経済成長による派生的な問題があまりあるから問題はありますけれども、やはり人間社会は経済成長していかなければならない。これは当然でありますけれども、いま言われまして、やはり経済成長をとるか、公害防止によつて人間の生活を美しくする、健康的にするかという二者択一にすれば、やはり後者のほうが必要だと思ひますが、その点をお伺ひしたい。

もう一つは自治大臣として……時間がありませんから、山中大臣、その点だけ意見を聞きました。今度の公害防止関係事業にかかるとの財政上の問題につきましては、この基本法十九条による指定地域に一応限定されたような形です。これは若干のものはそれ以外にも適用されることはわかつておりますが、しかし、よくは考え方として自治大臣に聞きたいのですが、公害の現在あるのを防ぐということよりも、公害対策ということですね、いまだ公害によつてよごされてない地域に対してやはり対策を講ずる必要があるのではないかと、こう思ひます。したがつて、その考え方からいくと、今度の特別措置——特別措置です、それから、どこまでも特別措置でしよけれども、それ以外の地域に対しても適当なやはり施策は必要でないかと思ひますが、この点についてはどういふお考え方ですか。この点、ちよつと両大臣

にお聞きいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 両方とも私答えてもよろしいのですが、あとは自治大臣ということでございますから、まず私どもの、もちろん健康優先という結論は私も同感です。先ほど経企庁から、いわゆる経済理論としての因果関係というところで説明がありましたのも、そのとおり私もそうだと思います。一方において、国際環境を見ました場合に、輸出でもって生活している国としての日本を各国が見る目が、単にアメリカばかりでなく、日本の急速な経済成長、世界市場への進出という裏には、国民の生命や健康というものを犠牲にした、いわゆる公害に投資しなければならぬ部分を、そのままコストの部門で、安いコストでダンピングしているのではないかと、あるいはそうであるという批判めいたことがやや公然とアメリカからヨーロッパまで伝染しつつあるように思ひます。今後、国際会議の重要な議題が私はここらにあると思ひわけでありまして、けれども、これらの誤解を解くためには企業はきちんとせんと、輸出市場というものを失なっていく。日本産業というものは経済成長率どころじゃなくて、日本経済全体の破壊につながるというところでありますから、やらざるを得ないということでありまして、さらにまた、そういうことを怠つておきますと、企業立地というものは困難になつてくる。いわゆる新しい立地を求めようとしてもそれがなかなか認められないし、認められる場合も、企業が欲すると欲せざるにかかわらず、きびしい、法律に關係なく、条例に關係なく、申し合せ的な紳士協定を結ばなければ立地できない、こういう例はすいぶんたくさん出てまいりました。やはり地域住民の協力なくして企業は存在しないということでありまして、さらに、イメージの問題として、公害対策を怠つて人の健康や生命に被害を与へ続けている、あるいはまた、その減少に対してかたくなな姿勢を変えようとしないうる企業については、いわゆる反社会的な企業、場合によっては殺人企業というよ

たために、インフレ・デフレーション、空気が清浄か？とか、まあ、あこーいうものを入れる。入れるけれども、実際にはそれを回す費用というものをちつとも見てくれない。そうなつてくると、電気料がたいへんかさむ。現実に、夏になつてしまえば、教室に子供が一ぱい入つていて、ただ普通の空気だけを送つてくるだけでは、とても耐えられない。結局、二重窓にしてもらつても二重窓をあけ放してしまふ。そうなれば必然的にクーラー、冷たい空気を送る装置というものも入れなくちゃいかぬ。こういうふうに実はなつてくると思ひます。そうしますと、この特例だけではとてもやっていけない。その他の付加的な、それに付随する事業費というものも一緒にいかかつてくる。こういうふうになつてくれば、たいへんその点では市町村の財政というふうなものも今後逼迫してくるのではないか。こういうことはどうしたらかと思ひます。もう少し補助

対象事業といふようなものを多目に見ていかないで、そういう点で市町村の財政というものがますます苦しくなるのじゃないだろうか。そういう点は財政局長はどういうふうにお考えですか。

○政府委員（長野士郎君） 私どもも、全般的にはいまお話のありましたような点についての問題があると考えております。で、お配りいたしましたこの千葉等三県の公害防止計画の表を見ていたが、たゞきましてもおわかりいただけますように、たとゞばこの公害防止事業として「特例対象事業」という欄がございますが、その中に総事業費は二百七十六億ということになっております。ところが、その中で補助対象事業費は百八十八億、ここに一つ一つの問題が私はあると思っております。つまり補助の問題について、やはり同じような事業で補助採択基準というものが一体実態に合っているのかないのか。この点は、なおこれは各団体からの積

上付手紙でございましてから正解なことに必ずしも申しかねるわけでございすけれども、やはりこのような補助特例対象事業の中でも補助の採択になる部分というものが案外に少ないというようなか感じも持つわけです。私どもは関係各省、公青対

策本部を中心いたしましたして、補助採択を實情に即した面でもやっていたべきだということ強く今後ともお願いをしていかなければならないと思ひます。

それからもう一つは、特例対象外の事業が相当な額ある。それからさらには、お話がございまして、その次のページにあります都市施設整備事業八百七十五億、これは純粋にすべて関連をしておりますが、公害防止対策事業のみならず、公害防止計画区域内におきましますところの関連する諸施設の整備ということが出てまいりと思ひます。そうしますと、いまの相当な額になつてくるわけでございます。これが、先ほど来お話がありましたように、これで全部合計いたしましたして千四百億ぐらいのことになつておる。この千四百億ぐらいの中で、補助対象事業になつておりますものは、特例対象事業になりますと百八十八億、二百億足らずということに実はなる現状でございます。この点は、私どもも今後ひとつ関係各省に對ししても十分實態に即した採択をせしめていただくようにお願いをしなければならぬ。また、そういうことで事業の実施というものの実効を確保いたしませんと、現実問題として非常に無理が生ずるだらうというふうに思つております。そういうこともございまして、それからなおまた、これは、これからの仕事——と言いますと少し語弊がございまして、何さま新しい行政措置でございますので、今後とも十分検討いたしながら実態に即するよう改善をはかつてまいります余地が相当あると思つております。

ただ、現状におきまして、まあ三地区のみで考えますと、三地区のこの公害防止計画の中に盛りれております事業を実施いたします上、私どもの見通しにもいろいろこれは見方もございまして、けれども、決して楽とは申しませぬけれども、いまの状況の中で、まあ経済成長その他の問題、景気変動の問題等もありますから必ずしも断言はできませんけれども、これらの事業を少なくとも実

行をするということが一応は可能であるという見通しは実は持つております。しかし、これも計画がことごとくおきくというわけではございません。なおまたこの計画に、変更をいたしましたりあるいは追加するものも出てまいりかと思ひます。いろいろな実態もございまして、まず対象事業の範囲を拡大してもらつたら、それから事業の実態に即したさらに検討をいたしまして、この事業が円滑に実施されまして公害防止の実があげられず、さらに私どもとしても努力をまいらなければならぬ。それから、個々の団体は、先ほど申し上げましたように不交付団体でございますから、交付税上のいろいろな元利償還の措置というものが直接にはここに働いてまいりません。したがういまして、そういう点もありますので、個々の団体の毎年毎年の財政状況等と見合ひながら私どもも弾力的に對処してまいりということもぜひいたしまして、この実効を確保してまいりたい。しかし、何さま新しい行政でございまして、そういう面での改善、改良と申しますか、實態に即するようなくふりもぜひ続けてまいらなければなりませんし、公害防止対策本部を中心いたしました、ぜひそういうふうな努力をお願いをしなればならぬと思ひます。

○竹田四郎君　そういう趣旨は私もそのとおりだと思ひます。それには、スタートをそのつもりになつてやらなく、やはりそういうふうな結果というものを招いてしまふということになると思ふのです。そういう意味で、私も先ほど強く幹線管渠をあげると、あるいは二分の一じゃなくもっと高い補助率にしなければ、せっかく片方ではいままでも超過負担解消の長期計画をつくつてそれをやつてゐる。片方ではまたその超過負担というふうな形のものが次から次へ出てしまふ、こういうことでは全く悪循環が進むだけであつて、これは地方財政にとってはプラスにはならない。かえつてほかのほうにひずみが出てしまふということも考えられますので、財政局長のその趣旨は私も了とすわけですが、特に地方財政も最

近よりやく赤字団体が黒字団体に転化をしてきたという時期だけに、ここで心をゆるめるということになりますれば地方財政の危機というものは再び出てくると思ふのですから、これは特段のひつ配を政府にもう少し強く要求してもらわなければならぬ。今度のこの特例だつて、先ほどの自治大臣のお話ですと、内心はもっと強い要求をしたいやうでありますけれども、どこでけられたか知りませんけれども、あるいは自治省が断念したのかどうか知りませんが、そういう姿勢では私は困ると、こういふふうに思ひますが、これはひとつ特段の配慮をしていただきたいと思ひます。

それから、この際ちよつと聞いておきたいのですが、この法律の二条三項ですか、二条三項の計画地域外での防止事業に對しては五号から七号の適用がありますけれども、地域外では四号の適用といたうはないわけですね。たとえばこういう問題がかなりあると思ひますが、そういう地域で鉄道やあるいは高速道路の間にはさまれてしまつて移動をしなければならぬというやうな学校、そのやうなものは私はかなりあると思ひます。新幹線の沿線の学校で非常にそういう点で列車公害に悩んでゐるというところもあると私は聞いておりますけれども、そういうものについては公害防止対策事業として認められないというふうな解釈されるのか。そういうのは公害防止対策事業ではないけれども、どつかで同じ高い補助率で認められるというものが、五号から七号に限定した理由、特にいまのような問題については一体どうなのか、この点を伺つておきたい。

○政府委員(長野士郎君)　結論から申し上げますと、この学校移転の關係等におきましては、いまの騒音の關係のお話があつたわけでは、いまが騒音關係でございまして、原則として新幹線等の騒音、それから航空機等の騒音、これは別個の措置を考へておるわけではございまして、この公害關係の騒音と申しますのは、工場の騒音、それから建築工事場の騒音、あるいは自動車等の交通

の上での騒音を考え、それ以外のところにつきましては、航空機とか新幹線等につきましては、別個の措置でこの学校移転等の必要があります場合等の対策が講ぜられるようにいたしてあります。

○竹田四郎君　前段の五号から七号に限定した理由というのはどういうことなんですか。

○政府委員(長野士郎君)　五号から七号までの關係は、公害防止計画区域でございまして、総合的に公害防止事業を計画的に実施していくというところでございまして、五号から七号等の問題になりますという、やはり問題の性質上、たとえば河川とか港湾の汚濁と申しますか、それから土壌の汚染というやうなものになりますと、これは公害防止計画区域のみならず、人の健康なり生活の上で放置することのできない害をもたらす、あるいはまたそれがおそれがあるわけではございまして、そういうものにつきましては、やはり緊急に措置をするという意味におきまして、公害の防止計画区域外におきましても取り上げていくやうな道を開く。それから、公害の監視測定の設備、施設の整備という問題は、公害防止対策を打ち出すための前提ともなるべき必要な施設整備でございまして、これも公害防止計画区域だけの問題として考へるのでは實態に合はないというやうなことで、こういうものは計画区域外でもできるやうにしていく必要があるというところで取り出しておるわけではございまして、まあそれ以外の問題は総合的に公害対策を計画的に実施していくやうな公害防止計画区域の事業として考へてまいりたい、こういうことではございまして。

○竹田四郎君　たとえば、どうして一号の終末処理場とか、そういうやうなものを實際には適用からはずして、これは普通は十分の四ですか、ということになつたんですね。終末処理場なんか考へると、ある一つの地域にかなりの団地が過去からあつた。そういう家庭排水が川をよこしてしまつて、川を非常にきたなくしてしまつたという地域もあるわけですね、場所によつては。そういうところは、当然その河川をきれいにしていくという

立場から、そういう終末処理場をそこにつくらせる。それについては特別補助をやっていくというところが私は必要だろと思うんですがね。たとえば先ほどの神奈川県の場合に言いますと、相模川以西においてそういう地域がないとは言えないわけですね。具体的に相模川というところによれば、酒匂川とかあるのは相模川というところによれば、これは流域下水道との関係も出てくるでしようけれども、そういう地域でなくて、小河川でそういう場合はあり得るわけですね。そういうものをはずしてしまっているという点なんか、私よくわからないんですけれども、現実には公害が発生している。

○政府委員(長野士郎君) 公害防止計画区域におきましては、総合的に各種の公害防止事業を行なっていく必要があるという点での事情に着目いたしまして財政上の特別措置をするということになるわけですが、いまのようなお話の場合もあり得るわけですが、それは下水道の施設整備ということを行なう、それから、まあ河川なりなんなのも必要であるならば、しゅんせつその他の事業を行なっていくという二つの事業に力を注ぐというこの必要はございますが、そういうことになるわけですが、それから、そういう点では下水道の施設整備については、他の団体、一般の例と同じく問題に扱っていいとおる。それが不十分じゃないかというまあ御議論になるわけですが、これは一つ一つの考え方でございます。これは先ほどのまたお話しに舞い戻るようなところになるかと思ひますけれども、結局、総合的にやる場合の特別な措置をこれと考える。そして、あくまでも地域外のものは例外的に考えるが、例外的に考えるものの中で、人の生活なり健康の維持上放置することのできない事情に限ってはやはりかさ上げの措置をとった。それ以上の関連におきましますところの問題、確かにあります。そういう場合、たとえばいまお話しのごいしました公共下水道の整備、あるいは終末処理場の整備というものは通常の補助率ということ

で整備してもらおう、こういうことにいたしておるわけでございます。

○竹田四郎君 もう時間が、あとの人に御迷惑かけてはいけなからやめたいと思ひますが、これも私は実はおかしいと思ひます。そういう地域というのは、大田市町村の財政上の能力というもののところある地域じゃないわけですね。どちらかというところ、交付税をもらうほうの団体にそういうところは多いわけですよ。ですから、その辺も、これは将来、いましていいことではないけれども、将来は考慮してもらわれないと、何か都市的な人たちにについてはあまり考慮をされない、農民的な立場には非常に考慮を払うというふうな感じを、ひが目かもしませんが、そういう感じを現実を受けるわけですね。そういう意味で、この点を、先ほどの諸問題と同じようにひとつ考えていただかなければいけないと思ひます。

そこで、最後になりますが、これはこの事業そのものに公害基本法ではないのですが、まあ、これは確かに公害基本法ではない公害ではございませんけれども、特に運輸省の方にお聞きしておきたいと思ひますが、港灣の近代化というものがものすごく激しい勢いでいま行なわれてきているわけですね。そうしてシーランドとかなんとかという形で定期的にコンテナ船がアメリカ大陸と日本の大陸をピストン輸送して往復する。そういうコンテナを積んだトレーラーというものが既成市街地に入ってくるわけですね。従来の港灣地域というものは、これは非常に狭い地域に限られている。そういうことで、港灣の対象事業としてそういうものがあまりやられていない。まあ、具体的に横浜あたりへ行きますと、本牧埠頭、山下埠頭から桜木町の駅の管区というふうなものまでたつたの混雑ですね、朝晩、どうにもならぬわけですね。しかも、トラックも非常に大きな車種である。むしろこれも私は一つの大きな意味で、排ガスだけでなく、それうして混雑して、バスは通れない。人は横断できない。タクシーを拾おうと思つたつてタクシーも来やしない。こういうのも私は一つの交通公害だ

と思ひます。片方は港灣の近代化だけを運輸省は進めておられるけれども、一体そういう面に対する配慮というのは港灣局としては全然考えていないのじゃないかというふうに私は思ひます。そういう広い意味での交通混雑による交通公害というものをなくしていくためには、これは沿線のもののはたまたまのじゃない。これはただ単なる交通規制、あるいは自動車のエンジンによる規制というだけでは私は済まされたいと思ひます。しかも、そういうトレーラーというものはかなり内陸地帯までそれが進んでいくわけがあります。私なんかは、港灣地帯というものと、そういう市街地をはずして専用道路というものを将来つくっていくべきじゃないか。港灣地帯という考え方も、いままでのほんとうの水きわに面したくわすかの地域だけを港灣地帯というふうな形で考える考え方をやめて、港灣関係の考え方というものを、もつたとすれば内陸にデポをつくり、そこへ港灣から専用の道路を持っていくという形で既成市街地の交通混雑というものを私は緩和するように考えてもらわなければいけないと思ひます。これはただ建設省の道路局で考えるべき問題ではなしに、私はむしろ運輸省の港灣局で考えるべき問題だ、こういうふうに思ひます。そういう考え方をというのとは一体港灣局あたりでは考えておられるのかどうか。これからおそろく、東京湾の貨物一つとつてみても、おそろくいまの三倍近く、あるいは四倍ぐらゐになると思ひます。十年か十五年の間になると。これが入ってきたら処置なしと、こういうふうに思ひますので、その辺の解決策というものは何かお考えですか、どうですか。

○説明員(大久保喜市君) ただいま先生の御指摘のとおり、最近港灣の取り扱い貨物量が非常に大量化してまいりまして、それと同時に、輸送の近代化と申しますか、コンテナ輸送とか、それから港灣に出入りする貨物そのものも、トラックそのものも大型化してきておる。こういうような事情でございます。それで、現実の横浜市内のその海

岸に近い地域、まあ横浜市中で申しますと中心部でございますが、そういうところの道路の混雑状況、御指摘のとおりでございます。それで、私も、実はこれは先生もよく御存じだと思ひますが、港灣法という法律に基づきまして、港灣の開発、管理、運営のルールがきまつておるわけでございます。港灣管理者は、地方公共団体が主体となりまして、港灣管理者が行なっているわけでございます。私どもといたしましては、港灣管理者の立てた計画あるいは港灣管理者がやろうといたします整備事業、これを指導し助成するという姿勢をとっておるわけでございます。

それで、ことに横浜の場合には、わが国でも代表的な外国貿易の港灣でございます。そういうことからいたしまして、私ども非常に気を付けて港灣の計画を進めてまいつたわけでございます。また、港灣管理者といたしましては、港灣管理者のいわゆる港灣法に基づいての管轄区域といいますが、その管理区域といふものは、港灣区域とそれから臨港地区と、先生御指摘のように、きわめて限られた区域でございますが、横浜の場合には市が港灣管理者になっておりまして、しかも、その市といたしましては、横浜は港灣都市である、港都であるということで、横浜の港都としての都市計画をその港灣との関連において立てておるわけでございます。それにもかかわらず御指摘のような状況にあるということは、私ども非常に残念に思っているわけでございますが、私どもといたしましては、重要港灣につきましては、港灣法四十八条に基づきまして、港灣の計画を港灣管理者から提出を求めまして、港灣審議会にはかり、その検討をやるようにいたしております。

それで、この港灣審議会には建設省はじめ関係各省の次官クラスの方にその委員となつて加わつていただいて、港灣の計画が、御指摘のような都市、その地域全体に非常に影響を及ぼすものでございまして、関係各方面とその整合性のとれた計画をいたすように配慮いたしておるわけでございます。しかし、それは申しまして、現実には

は、何ぶんにも最近の経済成長に伴いまして港湾の取り扱い貨物量の伸びがきわめて急速に伸びてきておる。それに対しまして、港湾の施設の近代化というものも、コンテナリゼーションあるいはカーフェリーとか、急速に質そのものも変わつてきておりまして、一方、港湾は貨物流通の拠点でございますが、貨物流通の拠点として考えますと、当然背後の道路の機能が確保されませんと、道路が確保されませんと、港湾の機能も果たされないということでございますが、現実には、港湾のすぐ周辺の地域は、古くから都市が発達して人口稠密になり、道路を通すにも空間がきわめて少ないという現実がございます。そういう点でなかなか計画の面では苦慮いたしているわけでございます。それで、私どもいたしましては、先ほど申しましたような形で、港湾管理者といたしましては極力その道路関係の方々と計画上の折衝を十分重ね、都市計画との整合性、道路計画との整合性、そういうものを保つように努力いたしております。また、運輸省港湾局といたしても、地方段階で解決いたしたいものにつきましては、建設省御当局ともよく折衝いたしましてその改善に努力いたしておるわけでございます。

それで、ただ、先ほど申しましたような、その道路用地の確保が非常に困難をさわめているという事実から、私ども、東京湾区域を例にとつてみますという、昭和四十二年に個々の港湾の計画を審議いたしておりましたが、その道路網との整合性、陸上交通網との関係の確保が非常にむずかしいということがはつきりしておりますので、東京湾全体についての東京湾の港湾整備の基本構想というのを港湾審議会に一応事務局当局の案を御説明いたしまして御了承をいただいたわけでございますが、その中において、港湾の貨物量の見通しからしますと、陸上の道路あるいは鉄道というのが、現在持たれている計画では足りないということで、港湾のサイドから見ると港湾にこういう道路が必要だと、たとえば湾岸道路、東京湾横断

道路とか、そういうような構想を打ち出しまして、それで関係方面の御理解をいただくようにつとめたわけでございます。ところが、四十二年の時点では、コンテナリゼーションが、うわさは出ておりましたけれども、まだその緒についたばかりでございますして、御指摘のようなシーランド方式のような、コンテナが、トレーラでもつてずつと奥地にジャシーで運んでいくという、そんなスタイルがどうもまだびんときておりませんでした。そういうことで、最近急速に湾岸道路を回しまして、湾岸道路から、わりあいと道路の通しやすいところを市街地をぶち抜いて奥地のほうに持っていく、そういうような輸送方式を考えるべきではないかというような御指摘もいただいております。私も、私ども自体も、計画の手法としてはそういうことを考えなければならぬと思っております。ただ、現在の法律の体系から申しますと、湾岸法の適用される区域は港湾区域と臨港地区に限られておりますので、私どももいたしましては、現時点におきましては、その道路所管の建設省方面によく実情を御説明し御理解をいただくように努力をいたしまして、港湾サイドからこういうような道路が要るんだということで御説明いたしまして、道路網計画の手直しもお願いをいたすようにつとめているわけでございます。

それで、一応横浜港につきましても、計画としては道路網計画に見合ったような形で港湾計画をいたしておるつもりでございますけれども、その計画が現実の需要に見合うようなテンポで実現していないという事実がございますために御指摘のようなことが各所に起こっていることは、私どもとしては非常に遺憾に思っております。私どももいたしましてでもできるだけ、たとえば海岸道路によって、とにかくハイクラスの道路を確保するということのための道路用地は、港湾区域内の埋め立て地の中に道路用地を、建設省方面とも御相談の上、これを確保するように港湾管理者を指導いたしております。そういうような状況にございますので、私どももいたしましては今後とも御

指摘のような線で前向きに努力いたしてまいりたいと思いますが、ただ御指摘のような専用道路、インランド・デポの専用道路を港湾の事業としてやるということにつきましては、やはりいろいろなとまだ問題があらうかと思ひます。少なくともその計画の面では、こういうような需要が出てくるということを開係方面に深く御理解いただくように私どもも極力努力いたしまして、結果的には、御指摘のようなそのインランド・デポと港湾を結ぶハイクラスの道路の確保、そういうようなことにつとめたいと思ひます。そういたしませんというと、街路の混雑、いろいろな交通事故の発生等の危険も予想されますので、われわれといたしましては極力努力いたしたいと思ひますので、御了承いただきたいと思います。

○竹田四郎君 實際、これは日本の港湾管理者と  
いうものは大体力が弱いのです。それにまかして  
おくだけで、あとの海上輸送とかあるいは港湾の  
建設等についてはどんどんどんどん進められてい  
く。世界的な近代化の波が港湾には押し寄せてい  
るわけですよ。それを、こゝやつて、道路の部面だ  
から建設省に頼むと言つたつて、建設省はほかに  
やらなくちゃならぬ仕事がりんとあるわけです。  
そういう点で港湾区域そのものの考え方というも  
のを、もつと広げてもらわなければ、もう非常に急  
速に貨物量はふえるわけですから、もうぜひとも  
インランド・デポと結ぶ専用道路というものを、つ  
くつて、とにかく港湾の貨物と一般の貨物という  
ものを、はつきりと区別していく。そういうふう  
にしていかないと、今後これは東京湾にしても大阪  
湾にしても、あるいは伊勢湾にしても同じだと思  
いますけれども、その周辺道路も交通麻痺を起こ  
している。一種の公害に将来なっていく。そうい  
う点は十分検討していただきたいということを強く  
要望して、私の質問はこれで終わります。たい  
へん長く、失礼しました。

○藤原房雄君　だいぶ時間もおそくなりましたので、二、三に問題しほりましてお聞きしたいと思いますが、本日は公害の防止に關する事業に係る

国の財政上の特別措置に関する法律案でございますが、午前中からいろいろな角度から条文につきましては質疑がありましたので、この法案そのものの以前に、公害に対する考え方といいますか、基本的な問題について二、三総理府——ほんとうはこれは長官にお聞きしなければならぬことかとも思いますが、お聞きしたいと思います。

最初に、現在起きている公害についてどう対処するかということについては、昨年の末十四の法律をつくりまして、いろいろこれから対処することになっておりますが、先ほどもちょっと山本委員等からお話ございましたが、公害に対する積極的な取り組みというこゝろいう観点から、公害の総点検というものををして、それに対する積極的な姿勢というものがぜひとも必要であろう、こゝろ思ふわけであります。わが党といたしまして、昨年これをやつてまいりましたが、政府が今日まで考へている公害総点検について、お考えまた今後の計画等ございましてらお伺いしたいと思ひます。

○説明員(植松守雄君) 公害の問題が、ことに昨年の後半から最も大きな社会的な政治的な問題になったわけでございます。そこで公害対策本部がございまして、昨年七月三十一日に発足したのでございまして、それまで各省はばらばら行政という批判を受けておったわけでございますが、公害対策本部といいたしましては、できるだけその設置の目的に沿うべく努力をしなきゃならない。そこで昨年早速取り組みましたのは、まさにいまおっしゃいました公害総点検ということでございまして、緊急予備費と申しますか、実際には調整費を使った部分が多いのでございまして、まず予備費を取りまとめまして、それで厚労省、農林省、通産省等々所管の官庁にこれを配賦いたしましたわけでございます。それに基づきまして、最近のたとえばカバウムの点検の結果の調査の結果が発表されておるわけでございますが、その他全国各地にわたりますして主要な海域、河川等について点検をいたしましておるわけでございます。それからさらに今年

度に入りましても、たとえば最近の問題といたしましては、例のPCB汚染というのが強く指摘されておるわけでございまして、これもごく最近、関係の各省に集まってもらいまして、その対処方について、さらに相当の実態調査につきまして至急措置すべく、これも科学技術庁を入れます近々に着手をいたしたいというような態勢になつておるわけでございまして。

○藤原房雄君 この公害が及ぼす影響というものは、これは非常に広範囲にわたつております。特に人体に及ぼす影響も、これはもう見過すことのできない重大問題でございまして。さらに漁場の汚染という、こういう点では、直接漁業者の被害というものが出ておるわけであります。こういうことからいたしまして、現在の被害状況といふことが、こういう実態というものは早急に把握しなければならぬし、それに対する対策というものをこれは講じなければならぬ、こう思ふのであります。まあこの法律は公害対策基本法をもとにして、その十九条の二項によつて公害防止計画、それに基づくものに対するかさ上げということでございますが、現実ほとんど日進月歩公害が進んでいくというふうな状況からしまして、実態の掌握、そしてそれに対する対策、このことからいたしまして、公害の総点検は是非でも早急に進めなければならぬことだと思ひます。漁業被害につきましても水産庁でも週日中間報告しておりましたが、こういう点につきましても公害に対する取り組み方というものがやや消極的であり、より積極的でないといけないという、こういう考え方を私は持つておるわけでありますが、その点についてはいかがでしょうか。

○説明員(植松守雄君) いま御指摘のとおりだと思います。で、昨年は、先ほど御説明いたしましたように、緊急準備費というふうなことで、とりあえず必要な箇所の点検は各省それぞれ予算をつけまして実施をいたしたわけでございまして。ことに入りましても先ほど申しましたような措置を講じておるわけでございまして、もとより

これでは十分ではございません。それで、今度環境庁というのが設置されるように法案を提案いたしておるわけでございまして、環境庁ができますれば、すべての対策はそこで一元化されるということになるわけでございまして。従来しばしば消極的な権限争議と申しますか、たとえばヘドロの問題でございまして、場所によつてはどの省が所轄するかよくわからぬというふうな場合もなきにしもあらずであつたわけでございまして、それはすべて環境庁では、たとえばヘドロでございしますと、水質保全局というところで一括して所掌できるようなことになるわけでございまして。その他、たとえば最近の安中のカドミウムの問題等につきましても、企画調整局——これは仮称でございしますけれども、公害保健課というふうなものを設けまして、そこで全国の重要な公害の箇所についての点検を常に怠りなくやつていくというふうな組織の整備、これを環境庁設置の際にも重要な項目として考えておるわけでございまして。そういうふうに、確かにこれは行政官庁の組織とそれから予算というものが確保されなければならぬわけでございしますけれども、おっしゃるような点が重要であること、それからまた、しばしばそれが後手後手になりがちであつたということは御指摘のとおりでございまして、今後十分この問題に取り組んでまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 これからの取り組み方については積極的に進めていただきたいと思ひますのであります。さて、この公害のことにつきまして去年十四の法律が出ました。いろいろ審議されました。そのときに数多くの問題が提起されたわけでありますが、公害対策に対する国の責任という、こういう問題でいろいろ議論がございました。これに対して政府の統一見解が出されたわけであります。が、しかしながら、当時は、この問題につきましましてはいろいろ議論がございまして、まあ政府も公害に対しては積極的な姿勢というものが示されておりますが、しかしながら事業者の無過失賠償責任、これらにつきましても現在まだ法律として出

すと言いがらきまつていないという現況、こういうことから見まして、ほんとうに公害に対する積極的な姿勢というものを、現在なおこの姿勢を持ち続けているのかどうかという、こういう非常に疑問に思ひます。もつとも強い姿勢で臨まなければならないと思ふわけでありますが、その点につきましましてはどうお考えか、ちよつとお聞きしたいと思ふのであります。特に事業者の無過失賠償責任のことについては、現在どこまで進んでおるか、この点ちよつとお聞きしたい。

○説明員(植松守雄君) 昨年の公害国会におきまして十四法案が制定されたのでございまして。それで、それに基づき政令につきました。すでに一政令が施行になりました。さらに費用負担法につきました。これは来月の中旬までには制定できる見込みでございまして。そのほか、五月から六月にかけて原則として全部政令を施行するというところで、いませつかく努力をいたしてまいります。

それからまた、それに続きますところの昭和四十六年度の予算の編成におきましては、御承知のように、公害関係の予算九百三十億、財政投融資千七百億、それぞれ四〇%ないし五〇%の対前年度の伸びでございまして。まだ十分な金額ではもちろんございせんけれども、一つの公害予算というものが緒についたのではないかと、こういうふうに考えております。

それから、いま御指摘の無過失賠償の問題でございまして、これは確かに残された大きな制度上の問題でございまして。で、民法の原則に対する大きな例外であるということで、法務省も相当慎重にかまえておるわけでございまして。そこで、現段階は公害対策本部が中心になりまして、各省と相当数多くの会合を持つております。と申しますのは、やはり問題は、一口に無過失賠償と申しましても、公害にはいろいろな態様がございまして、で、どういふ態様について無過失賠償を認めるのかが一番適当であるかということの検討、そのために各省との協議、それから地方団体を通ずる相当広範囲な実態調査をいたしております。それから

ら、あとは司法秩序との調和ということが重要でございまして、法務省との協議でございまして、これもこの一カ月くらいの間に五回ばかり会合を持つて、相当立ち入った調査をいたしておるつもりでございまして。

そこで、政府内部におきましては、まあ大体において成果を得ておるということでございまして、できるだけ山中長官も今国会に提案したいということを言明をいたしておりますので、その方向でわれわれも間に合わせたいということ、で、せつかく努力いたしておる段階でございまして。

○藤原房雄君 次に、公害対策に対する国の責任に対するこの問題については、政府の統一見解が出たわけでありますが、これについてお伺いしたいと思ふのですが、「国は公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施の責任を持つこと」と、こういうふうな言葉を進めておるわけですが、具体的にどういふことを進めていくのかということ、こういう基本的な考え方、そうしてまた、現在こういうことについて具体的な何かがございしたらお伺いしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○説明員(植松守雄君) この総合的な施策策定と申しますと、たとえば制度上の整備という問題がやはり必要だと思ひます。それは十四法案に続きまして、今国会においては悪臭防止法、それからさらに企業の公害防止体制の整備、さらにはいわゆる地方財政上のかさ上げ法案もその一つでございまして、政府としても必要な法案を国会に提出して御審議願つておるわけでございまして。それからさらに、やはり何と申しましても予算措置ということが重要であらうかと思ひます。先ほど申しましたように、まだまだ十分でございまして、従来と比べますと格段の増額計上ができたというふうな思つておるわけでございまして。それから、あとは実施面であらうかと思ひます。その実施面につきましましては、公害問題は、昨年の法律改正によりまして原則的には地方団体に権限が委譲されてお

るわけでございます。そこで、それが十分に地方団体として執行できるような体制を考えなければならぬ。そのために、たとえば自治省の地方交付税の算定におきましては、公費担当職員について千八百四十名でございますが、増員を来年度は見込むというような措置が自治省においてもとられておるわけでございます。その他地方団体についての各種の行政指導という問題がございますが、これは現在各省に分かれておるわけでございますが、それぞれ研修等の措置がとられておるわけでございます。要するに、国といたしましては、制度上のあるいは予算上の仕組みをつくっていく、そうして基本的な問題について実施の責任を担当するところの地方団体に対する援助、指導、こういうことについてとめていくというように理解しておるわけでございます。そういう方向で努力をいたしておるつもりでございます。

○藤原房雄君 国がその制度上の整備または予算上の問題について、地方団体に対していろいろなバックアップをする、こういうふうな受け取ったわけではあります。これは午前中からいろいろ審議がございましたように、多様化する公害、そしてまた、非常に規模が大きく、日進月歩、この大きな経済成長の中で、地方自治体のその負担というものはたいへんなものである、こういうことからいたしまして、このたびのこの法律で一応かさ上げということで、それはそれなりの役割りはあろうかと思うのでありますけれども、積極的な地域住民の健康を守るという観点からの施策として、予算措置としてまだまだ不十分の点は多々あるうかと、こう考えるわけでありまして。

国が積極的に公害対策に対して責任を持つと言ふからには、さらにもっときめのこまかい施策、さらにまた予算上の措置がなされなければならぬと思ふわけでありまして、その具体的な問題といたしまして、現在田子の浦のことが非常に新聞をにぎわしておりますので、このことについて二、三お聞きしたいと思ふのであります。田子の浦が、去年国といたしまして非常に積極的な

解決に乗り出すということでございましたが、現状はあまり芳しくないように受け取っておるわけでありまして、この田子の浦のヘドロの処理の問題につきまして、現況をあらましお伺いしたいと思ふのであります。

○説明員(植松守雄君) 田子の浦の問題につきましては、御指摘のとおり昨年国が県の要請を受けまして、この解決方へ乗り出したわけでございまして、この解決方へ乗り出したわけでございまして、その後非常にいろいろの紆余曲折があつたわけでございまして。当初は外洋投棄ということで、黒潮の軸流の外側に投棄するということが、諸般の準備を進めておつたわけでございまして、非常に大きな反対にあひまして、結局地元といたしましては、その方法はあきらめたというところであつたわけでございまして。その後いろいろ県当局を中心として検討いたしました結果、富士川にこれを投棄するという案が現状においては最も妥当ではないかというところになつたわけでございまして。現在田子の浦港内に約九十五万トンのヘドロの堆積がございまして、そのうち三十三万トンを富士川の川原に投棄をする。ここで一種の天日乾燥をいたしまして、現在九〇％ぐらいの含水量を持つておるヘドロでございますが、これを七〇ないし八〇ぐらいの含水量にする。そういたしますと、容量にいたしますと三分の一に減るわけでございまして。そこで、それを今度はたとえば将来埋め立て等に使うべく一時異有地等にそれを蔵置をしておくとしようということで当面処理していただくこととございまして。これは、しかし現在あるヘドロの、しかも、三分の一程度の処理にしかすぎないわけでございます。

そこで、より基本的な対策といたしましては、何と言つても発生源対策と申しますか、この田子の浦周辺に所在する百五十余りの製紙工場等を中心とした工場の発生源の対策が重要でございまして。そこで、昨年の十月に経済企画庁におきまして、いわゆる水質基準の設定をしております。この水質基準は相当きびしいものでございまして、ことしの七月から一もうあと数カ月でござい

ますが、七月から発効するということになつております。そこで、先ほど通産省からも説明がありましたように、相当巨額の投資をいたしまして、企業は七月一日のその規制の日に間に合ふべく各種の排水処理施設の設置に努力をいたしております。他面、中小企業につきましては、岳南排水路というのを設けてまして、そこで受け入れて処理をするというところで、これは建設省が中心に、その岳南排水路、終末処理場の建設のための各種の準備、設計、用地の確保等について努力をいたしておる段階でございまして。それで、昨年以來それにつきましては相当の効果がございまして、いつとき、去年のたとえば八月と比べますと、全体のSS——浮遊物質量は半分ぐらいに減つておるというふうな状況になつておるわけでございまして。それからさらに、現に港内にあるヘドロは、先ほど申しましたように、三十三万トンばかり富士川原で処理する計画でございすけれども、その三分の一の処理ではございすけれども、重点的に、この港内機能の維持回復という観点から、重要な箇所についてしゅんせつをするということにいたしまして、現在いろいろ障害を受けておる港内機能はおおむね回復するというふうに考えております。それで、しかしまだ相当のヘドロが残るわけでございまして、これは夏場にかけてましては、硫化水素の発生によりまして十分な対策に実は手がつけ得ない状況でございまして。そこで、秋口になりましたら残りのさらに処理を考慮していかなければならない。しかし、その間に発生源対策は完全に効果を上げてまいりますから、現在のような泥沼状態にあつたヘドロ問題につきましても何とかひとつ解決のきざしがつかめつつあるのではないかと、こう考へておるのが現状でございます。

○藤原房雄君 確かに去年、ヘドロの処理につきまして知恵をしぼつて何とか対策を講じようといふことで、いまいろいろお話がありましたとおりの進んできたことは事実でございまして。これにもいろいろ問題がありますが、時間もございませぬし、また本日の趣旨でもございせんので、詳細のことについては後日に譲りたいと思ひますが、現在公害防止をするにあつて、国の財政上の特別措置は、公害を除去するために多額の経費がかかる、それをどうするかというところでございまして、幾らお金がかかってもとにかく公害が除去されればいいのだということではなくして、おのずとその区分がございまして、幾らお金がかかってもいいというところは決まてないわけでございます。現在約百万トンですか、ヘドロが滞留しておると、こう言われておりますし、また毎日三千トン近いヘドロが流れておると、こう言われておるわけでありまして、昨年相当なお金をかけて処理したその処理量というものは、非常に少ない。コストといひますと、あまりにも経費がかかり過ぎておるという、こういう面が大きく指摘されると思ふのです。こういう点から、いろいろなヘドロ除去のための対策、処置として手違ひがあつた。いろいろなことについては聞き及んでおるのでありますけれども、こういう経過からいまして、非常に政府の取り組み方というものが、何とかしなきゃならないということではありますけれども、有効適切ではなかつたといふふうに考えられるわけでありまして、これは集中的に県の要請によつて国が対策に乗り出したわけでありまして、普通ならば、こういうことはとてもできませんが、普通ならば、こういうことはとてもできません。また、いままでもそうでありました。それから実際の軌道に乗つてヘドロが除去されるには相当に金額がかかるだらう、こう考へるわけでありまして。これについてはどうしようとお考へておるのか、経費の面からしてお伺いしたいと思ふので

○説明員(植松守雄君) 御指摘のように、昨年度この百万トンのヘドロの処理のために準備いたしました金は八億二千万円でございまして、そのうち七億が企業負担、一億二千万は県費ということ

になつてゐるわけでございます。ところが、この積算の根拠になりましたのは、当初、黒潮の軸流の外側に捨てるといふ外洋投棄を考へておつたわけでございますが、それが御承知のような事情で外洋投棄が中止になりまして、急遽、富士川原に投棄するといふ案に変わつたわけでございます。確かにその意味で申しますとコスト高になつてゐるというところは否定できないかと思つたわけでございます。つまり外洋投棄のために船の改装をするといふようなことをいたしたわけでありまして、そのために金がかかつてゐる。もつとも改装いたしました船はそれだけむだになつたわけでございます。それで、硫化水素の発生する海中のヘドロでございますから、それを富士川原に運搬するためにその船がそのまま使えるといふようなメリットはもちろなつたわけでございます。それにいたしましても、ジグザグコースをたどつたがゆゑに、確かに処理量に比べて金がかかつてゐるということも事実でございます。

今後、残つたヘドロをどういふ形で処理するか、これはまだ案のところ県当局でも十分な成案を得るに至つておりません。先ほど申しましたように、この夏場にかへましてはヘドロのしゅんせつといふことは実際問題困難でございます。その間、十分にこれまでの失敗のあとを踏まえて、これまでの経験を生かして最も合理的な方法といふものを考へなければならぬ。その場合に、いまこれは一つの案でございます。また十分に練れたものではございませんけれども、やはり脱水機等を使用して、現在のヘドロを先ほど申しましたように含水率七〇〇程度に脱水する。そうしますと、容量は三分の一になりますから、それは田子の浦周辺にある県有地においても管理できないではないくらいに容量になるわけでございます。そこで、そういうような脱水機によつてこれを陸上処理していくといふような案も一つの方法ではないかといふように考へてゐるわけでございます。しかし、これにつきましては、脱水機の腐食の問題等がございます。また、どういふ機種を使うのが

いいのかという技術的な検討の問題もございす。また、どこでそういう作業をするのかという問題もございす。これらにつきましては鋭意詰りなければなりません。また、そのために全体のコストを考へなければなりません。しかし、これまでの経験を踏まへながら最も適切な方法を今後考へていきたい。とりあへず港灣機能を阻害するような状態を一日も早く除去するために富士川原で処理して、時間をかせいで、それからそういう方策を検討していきたい、こういうことを考へております。

○藤原房雄君 この港灣の機能整備、こういう点も一つございす。もう一つは、駿河湾の漁場が破壊された、サクラエビ等の漁場が。これが一つ大きな問題であつたと思ひます。こういう緊急な課題もございまして、にわかに大きな問題となつてクロウズアップされたわけでございます。この浮遊物の排出基準につきましては、先ほどお話がございましたように、いろいろきびしい基準をきめられたようでございす。それがいかにかに有効に効果があがつてくるか、これが一つ心配されるところでございす。また企業が自主的に操短するといふことでございす。聞くところによりますと、実際に生産実績が上がつてゐるということからいたしまして、いままでと交わらないやうに流れがあるのではないか、こういうことを考へます。決して先ほどお話のあつたやうに事態は急激に好転するとは考へられなない、私はこう思ひます。それから、確かにいままでは紆余曲折がありまして、八億もお金がかつたわけでありまして、この八億何千万円といふお金を使得、ヘドロの処理ができたのはわずかに五万トン内外といふふうについております。が、こういうことからいたしまして、今後、港灣の機能が整備される、それからまた漁民の方々が、先ほど言ひましたこの漁場を回復する、これらいろいろ当分の問題が解決されるには、相当な経費がさらにこれから上積みされるだらう、こう考へるわけでありす。

ここで私はこの詳細のこまごましい問題については、これはまた後日機会がありましたらいろいろ見解を述べたいと、こう思ひのであります。が、最初に申し上げました公害対策に対する国の責任といふこの見解の中での第一義的責任といふ、「国は公害の防止に關する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施の責任を持つてゐるのである」との意味で、「第一義的な責任を有するものである。」この「第一義的な責任」といふことは一体具体的に何をあらわすのかといふ、この当面したこの問題を、国は第一義的責任として何をどうするか、どう対処するのか、財政上、特にきょうは財政問題が中心なものであります。そういう問題を中心にして、この問題につきましてどのようにお考へか、見解をまずお聞きしたいと思ひます。

県として一億二千万、企業として七億、こういう多額なお金を使つて、およそ五万トン内外しかヘドロの処理ができなかつた。これはいろいろな事情があつたけれども、これからはこれらに踏まえてより効率的なヘドロの処理をするといふことでありまして、しかし問題があまりにも大きい。そしてまた多額の費用のかかる現時点におきまして、国として相当な責任ある立場としてこの問題に取り組んでいくべきである、こういう観点からお聞きするわけでありまして、いかがですか。○説明員(植松守雄君) 確かに、先ほど申しましたやうに、十分効率的な金の使ひ方ではなかつたといふことは御指摘のとおりだと思ひます。しかし五万トンばかりありませんで、いま三十二万トンの処理を予定をいたしておるわけでございます。また富士川原投棄は進行中でございます。はたして所期どおりの目的を達成できるかどうか、これはまだ確定ではございませんが、そういう計画でやつておるわけでございます。それから、先ほどの企業の操短等のお話でございます。いまから、ちよつと念のために数字を御紹介しておきますと、去年の七月にいわゆるSSの、浮遊物質の負荷量は一日当たり千六百一十トンであつたのでございす。それが約五割と先ほど

申し上げましたが、五百四十トンぐらゐに去年の暮れの数字でなつておるわけでございます。それから企業のほうも、最近の不況がこれは加つたわけではございませんけれども、田子の浦地域における紙、板紙、ちり紙の生産は、去年の八月と比較しまして最近大体九〇〇〇と云ふところの生産量になつております。そこで全体といたしまして、田子の浦に対するSSの浮遊物質の堆積量は、去年と比べますと相当大幅に減つてゐるというのが実情でございます。

そこで、今度はその財政上の問題でございますけれども、これにつきましては、基本的にはこれは事業者負担といふことになるわけでございます。ただし事業者負担と申しまして、七億の金をにわかに事業者が用意できるわけのものじやございません。そこで、昨年は特別にこれは転貸債という形で、国の資金運用部を中心とする金を、財政資金を出しまして、県、市、事業者という形の転貸の方式によつてその資金繰りをつけたわけでございます。それから、先ほど申されました第一義的な責任といふ問題でございますが、これはまあやはり公害現象といふのは地方の現象でございますから、もちろん地域における住民福祉について責任を持つ地方団体がその解決に當つたことは、これは當然でございます。その場合に財政上の措置として、地方団体の財政に余るといふような場合には、国は当然各種の方面からそれについてめんどうを見なければならぬ。この財政特例もその一つでございます。さらに具体的に田子の浦につきましても先ほど申しましたやうな各種の財政上の援助をするといふやうなこともその一つの例、具体的な例だつたと思ひます。その一つの例、具体的なやうなことであらうかと考へるわけでございます。○藤原房雄君 まあ実際の今回の法律で特別措置が受けられるのは、基本法の十九条の二項によつて公害防止計画を立て、その所要手続を経たところに限るわけでありす。まあこのほか二、三ないところもございす。非常に限られた範囲内で

ある。この田子の浦のこういふ非常に重要な問題をかかえながら、実際さういふ手続を経なければこの特例が認められないという、現在日本列島にはいろいろな公害に悩むところがございす。田子の浦だけではございせん、実際の法の定めるところによつて特別措置が講ぜられるところというのは、非常に限定され、非常に時間的な経過も必要である、こういうことからいたしまして、一つ考えられることは、国の第一義的な責任という、こういうことが言われているわけであり、まずけれども、この責任の取り方といひますか、非常に緩慢な感じがするわけでありす。こういうことでもっと地域住民の立場に立つた考え方が必要ではないか、こういう気がするわけでありす。

つきましては、田子の浦、いろいろな問題がございす、最近新聞に報じられております二次公害といひます、河川敷に投棄したそのために、地域の学校の生徒がたいへん迷惑を受けておる、こういうことが報じられておりますけれども、これも因果関係といひものがまだはつきりしないようでありす、これはもちろん判明すれば、こういう問題については何らかの形で処理するようになると思つておりますが、この点についてはいひかがですか。

○説明員(植松守雄君) 一部の新聞に御指摘のような点が伝えられたわけでございます。ただし、その南中学校といふところの生徒がどの痛みを訴えたといふようなことではございす、この南中学校は、まさに県が今回の富士川投棄に当たつて監視測定網を張つておるところでございまして、そこでは硫化水素は検出されておらないのでございす。また、硫化水素について新聞で報道されておるような現象が生ずるためには、おおむね五〇PPMくらいの濃度のものがそこに存在しなければならぬといふことではございまして、どうもこれはこの測定結果と合わないのではないかと考へております。他面、現地で実際にこの富士川へ投棄の作業をいたしておる

作業員でございす、これは現在われわれと県の方で協議をして、〇・三PPMが数時間続くような状況にもしなければ、作業は中止するといふようなことになっておるのでございすけれども、どぶくさいにおいはいたして、特に硫化水素特有のおいはなかったといふような報告を受けておるわけではございす。したがうして、また南中学校におけるところの原因が何であるかといふことにつきまして、県当局にその調査を依頼をいたしておるわけではございすけれども、たとえば亜硫酸ガスの被害といふようなことも考えられるのではないかと、いふことを申し上げておる。いづれにいたしましても、その因果関係はきつめて重要でございすから、十分納得のいく原因の突きとめをいたしたいと考へております。また、田子の浦及び富士川原の双方にわたつて、その二次公害あるいは作業の過程におけるところの公害といふことが発生しないように、それについての十分な測定網を張るといふような体制を講じておることをございす。

○藤原房雄君 この田子の浦のことに関連しまして、去年問題になりましたのは宮城県塩釜の水産加工団地の問題で、たいへん地域の方々の問題になったのでありますが、これは公害防止事業団の仕事が所期の目的を果たせなかつたといふこと、これは設計のミスだと言われておりますが、そういうことであつたのかどうか、費用をどう負担するかといふことがたいへん地元では問題になりまして、議会等におきましても議論を呼んだのでありますが、こういうことは特殊な問題であると言へばそれまででありますけれども、そういう問題が起きたときに、どこまで国、県、市で財政的な負担をするのかといふ、これが現在定まつていないだけに話し合いがなかなかつかない。こういうことで昨年の春たいへん問題になりました、秋に至つてよりよ話がついたのであります、こういうことなんかについては、政府としてはどう考へなんでしょうか。

○説明員(植松守雄君) ちょっとと私、塩釜の具体的な例がどういふ形であつたか、確かに事業団の設計ミスがあつたといふことは何つております。何つておりますが、それがどういふ形で、いまだういふ段階であるのか、あるいはどういふ方向で解決されようになっているか、十分承知いたしておりましたので、さつそく調べまして、後刻お答えいたしたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) お示しの具体の例につきまして、私ども詳細を承知をいたしておりませんので、調べましてあとで御連絡、御報告を申し上げたいと思ひます。

○藤原房雄君 いずれにいたしましても、地方自治体の限られた財政内のごときでございまして、公害を防止しようといふ積極的な姿勢で水産加工団地をつくつた。また各地方自治体ではそれ相應の対策を講じておるわけではございす、いかにせん公害防止にはたいへん多額な費用、経費を必要とするといふことで、ひとつ失敗し、または順調にものが運ばないといふことになる、これはえらい財政負担になりまして、問題を惹起するといふ、こういうことで、なかなかその話し合い、折り合いがつかなかつた、こういうことがあつたわけではありますが、終始一貫私がここで申したわけは、たいへん公害対策といふのは費用のかさむものでございまして、現在これを二分の一にかさ上げをするといふことではございす、本来この公害防止といふものにつきましては、もつと手厚い――野党三党でこれは昨年の暮れ、法案を提出しまして以来、四分の三といふことを主張したわけではありますが、四分の三程度の国の援助がなければ、これはもう地方自治体としては十分な対策は講じられない。これはいろいろな具体例の中からそういう点がはつきりしてきておる、この思ふのであります。そういう点につきまして、今回のこの法律案におきましては確かに一歩の前進ではあるかと思ひますけれども、公害除去といふこの目的のために、幅広いといひますか、より積極的な日本列島を包む公害の総点検という観点と、もう一つは地方に大きく権限を委譲した、そ

れに対応する財政的な裏づけにつきましても十分の措置が講ぜられなければならない、こういう点を強く感ずるわけでありす。この点につきまして大臣に御所信をお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 先生が公害問題につきまして、ことに総点検といふ点を中心に、熱心にいろいろ御議論を願つておる点につきまして深く感謝をいたす次第でございす。総点検につきましては、自治省をいたしまして先般各地方公共団体に当たりまして調査をいたし、ごく簡単なものであります、公害全国地図のようものを発表したわけでありす。今後は、おそらく創設される環境庁におきまして、この点さらに作業を進めさせ、精密を期せられると思ひますが、自治省をいたしまして、その責任範囲におきまして、この作業をさらに徹底をして、公害対策の推進に資したいと考へております。

公害防止事業推進に要する財政上のいろいろな負担、ことに地方公共団体の負担に対する国の第一義的責任からする財政援助につきまして、今回提案のような内容を盛り込んだ法律案をつくつたわけでありまして、この点につきましては午前中からいろいろ御議論がございまして、私どもも十分御趣旨を体しまして、今後補助対象事業なり、その補助率なり、あるいは詳細な対象事業内容、それから起債の充当率、ないしはこれに対するいろいろな交付団体との措置の関係改善を要する点を感じております。

七〇年代は内政充実の年代であり、かつその中心の課題の一つとして、公害対策問題が大きくクローズアップをした。住民の健康を保持し、かつ善良な環境保全にとめることは、この内政充実の時代であると言われた今日におきまして、地方行政財政を運用する者に課せられた大きな責任であると感じております。この点につきましては先ほど山本先生から山中総務長官に御質問もありました。それに対する山中君のお答え、私も同様に考

えておるのであります。さればこの財政負担の点につきまして、国の援助につきましては、さらにひとつ検討いたしまして、御趣旨の点につき、これがなるべく実現できますように、いま直ちに約束はできませんが、われわれとしても誠意をもって検討に当たりたいと思つて、公害対策事業の積極的推進はもちろんです。いまだに公害に汚染されていない地域、あるいはそういう状態の確保及び万全を期する点につきまして一その努力を尽くしたいと考えております。

○委員長(若林正武君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(若林正武君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○竹田四郎君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案について反対の意見を申し上げます。

反対理由の第一は、国が公害防止に対する財政負担の第一義的な責任をとるといふ、昨年末の公害国会における内閣の統一見解があつたわけでありまして、本法律案の国庫補助負担率は、この統一見解に違反しております。公害をなくせといふ国民の声に全くこたえていないものではないのであります。公害は、今後いかなる種類のものが表面化してくるか、だれもわからないのであります。今日問題化されているものについてはすみやかに解消すべきであります。

本法律案は、以下さらに述べる諸点を見ても、真実に公害除去の態度を示しているものでなく、ただ単にややこしい法律文を並べるだけで、公害をなくせといふ国民の期待を裏切るものであります。負担率を大幅に引き上げ、事業費の四分の三に引き上げるべきであります。

第二の反対理由は、公共下水道の幹線管渠につ

いて負担の特例を認めようとする点であります。国の四十六年度の公害防止対策費についても、下水道整備事業が主要な部分を占めており、すでに政府の承認を得た三地域の公害防止計画においても、下水道事業が大部分を占めております。公共下水道事業の主たる部分である幹線管渠設置事業についての特別を除いた点、政府の公害に対する態度を示していると思われまゝ。すみやかに特別措置に含めるようにすべきであります。

第三に、公害債の元利償還について、その額の二分の一を地方交付税法による基準財政需要に算入するということですが、公害発生地域の地方自治体はその大部分が不交付団体になつていて結果、その実際の利益を受けることにはならないのであります。同時に、二分の一算入という低率では許されないものであります。少なくとも八〇％を算入されるようにすべきであると考へます。

第四には、特別の対象となる事業の種類がきわめて少ないのであります。住居、病院、社会福祉施設等についても、地盤沈下防止対策としての上水道、工業用水道についてもその対象にすべきであり、緩衝緑地のみに限られるべきではないと存じます。公害防止事業をもっと広く考へるべきであると思ひます。

第五に、補助対象事業としての採択基準が低く、地方自治体側としては、対象事業だけでなく、いかなる公害であれ、その措置をとらなければならぬし、財政需要も今後ますます多くなつてくること予想され、地方自治体の広義の超過負担を多くするものであります。これでは健全な地方財政の維持運営することは困難になるであります。再び地方財政の危機を招きかねないことを危惧するものであります。

以上、主要な点についてだけ理由を述べ、反対の討論といたします。

なお、この際、公害防止計画の策定を促進するとともに、実質的に公害を解消する措置をすみやかに執行するためにも、公害諸法の中に規定されている政令を早く出すべきことを希望して、終わります。

○熊谷太郎君 私は、自由民主党を代表し、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対し賛意を表するものであります。

さきの臨時国会におきまして公害関係の諸法が制定され、公害対策の推進、地方への権限の委譲等を中心とする公害行政体制を整備する措置が講じられ、また、公害防止対策事業費の費用負担につきましては、公害防止対策事業費事業者負担法によつて事業者の負担責任が明確にされることとなつたのであります。本法律案は、公害防止対策事業費についての公費の負担関係について政府の財政責任を明確にし、公害対策の一その推進をはかるものであると考へます。

すなわち、公害防止計画の作成された地域を中心とし、特定都市下水道や終末処理施設の設置改築事業、緩衝緑地等の設置事業、廃棄物処理施設の設置事業、公立義務教育諸学校の移転及び施設整備事業、河川・港湾等の浄化事業、汚染農用地等の土壌改良事業、公害監視測定施設等の整備事業などについて国庫補助負担率の引き上げ等を行ない、また、計画地域外に対しても、河川等の浄化事業、土地改良事業、公害監視測定施設の整備事業で緊急を要するものについて、自治大臣が指定して同様の国庫補助負担の特例措置を適用することにしてあります。

さらに、これらの公害防止対策事業及び下水道事業については、地方債に対する政府資金の優先充当、元利償還金の地方交付税への算入等、地方団体に対する財政措置を講ずることにしてあります。でありまして、公害対策の推進上、適切な措置であると考へます。

以上の理由から、私は本法律案に賛成いたします。であります。公害対策の推進は、住民の健康や生活を守り、福祉を向上するために緊急を要することであり、公害防止対策事業費の充実強化はかられるよう、本法律の適切な運用を期待いたします。

以上をもつて私の賛成討論を終わります。

○藤原房雄君 私は、公明党を代表し、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に反対の討論を行なうものであります。

今日、公害は、複合公害といえる都市公害をはじめ、大気、水質及び土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等、全国の随所に発生し、このままでは、やがて「公害列島の汚名」を冠せられることになりまゝ。これもGNP至上主義、企業優先の政府の無策が招いたゆゆしい問題と断ぜざるを得ないのであります。

わが党は、公害防止のための諸施策が地方団体を主体として実施されており、しかも一刻も看過できない実情であることにかんがみ、地方団体が実施する公害防止対策事業に対する国の財政上の責任を早急に確立すべきであるとの立場に立ち、日本社会党、民社党と共同して、公害防止事業の実施を促進するための地方公共団体に対する財政上の特別措置に関する法律案をさきに衆議院に提出し、政府が一義的な責任を果たす積極的な措置を要求してまいつたのであります。しかるに、ただいま議題となつております政府案は、この野党共同提案の意図するところから著しく後退したものであり、政府の公害防止対策に取り組む基本姿勢を疑わざるを得ないのであります。

まずその第一は、国庫補助負担率のかさ上げの対象が、公害対策基本法第十九条第二項の公害防止計画に基づく公害防止対策事業に限定されている点であります。ただ例外として、計画地域以外の公共用水域の浄化事業や重金属汚染による土壌対策、監視測定施設の整備等について自治大臣が指定し、限定的にかさ上げの特例措置を適用することとしているにすぎないのであります。公害防止対策事業の根幹ともいえる下水道事業を取り上げてみましても、特定公共下水道、都市下水道の一部及び終末処理場の設置または改築を対象としているのみで、まことに不備であります。地方公共団体が公害防止に関する施策を講ずる費用につ

いて国が必要な財政上の措置を講ずるという基本法第二十三条の規定に基づいて検討し直す必要があると考えます。

第二は、国庫補助負担率のかさ上げが、ほとんど二分の一にすぎず、事業者負担分を除いて、国と地方が費用を折半するという形をとっている点であります。これでは膨大な公害防止対策事業を消化しなければならない地方団体の財政に多大な負担をしいることとなるのは明らかなことであります。私どもは、国が一義的な責任を果たす上からも、補助負担率の特例は四分の三とすることを要求するものであります。

第三は、地方債の元利償還について、基準財政需要額への算入が五〇％にすぎない点であります。辺地債や同和対策事業債と同様にランクし、算入率を八〇％とすべきであると考えます。

第四は、地盤沈下対策が全く度外視されている点であります。東京海岸等に見られる地盤沈下は、単に高潮対策事業等の施策で解決される問題ではありません。公害対策として基本的な施策を講ずる措置のないのは、まことに遺憾なことと言わざるを得ないのであります。

以上、本案に反対する理由として数点を指摘いたしました。本案に示された政府の財政措置はその基本的態度に問題があるとともに、個々の施策についてもきわめて不十分なものと言わざるを得ないのであります。

これをもつて私の反対討論を終わります。

○委員長(若林正武君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若林正武君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○増田盛君 私は、ただいま可決されました公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党及び第二院クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、わが国の公害発生の実情にかんがみ、すみやかに公害対策基本法第十九条に基づく公害防止計画の策定を指示するとともに、地方公共団体における公害防止事業費の急激な増加に伴う財政負担を軽減するため、左記事項について検討すべきである、

一、地方公共団体における公害防止施策の実施状況等にかんがみ、補助対象事業の範囲拡大

に努めるとともに、その特例補助率、補助採択率、補助基本額及び地方債充当率を引き上げる等の特別措置の充実に努めること。

なお、不交付団体については、地方債等について適切な財政措置を行なうよう配慮すること。

二、公害防止計画が定められていない地域において実施される公害防止事業についても、その適用事業の範囲の拡大に努めるとともに、当該地域における公害防止対策事業の指定に当つては、都道府県知事及び関係市町村長の意見を十分反映せしめること。

三、公共下水道の管渠部分についても、特例補助対象に含めるよう努めること。

以上でございます。何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○委員長(若林正武君) ただいま増田盛君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(若林正武君) 全会一致と認めます。

よつて、増田盛君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、秋田自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。秋田自治大臣。

○國務大臣(秋田大助君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重いたしました。今後善処したいと存じます。

○委員長(若林正武君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(若林正武君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の特例その他国の財政上の特別措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、公害対策

基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条  
第一項に規定する公害をいう。

2 この法律において「公害防止計画」とは、公害  
対策基本法第十九条第二項の規定による内閣総  
理大臣の承認を受けた公害防止計画をいう。

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、  
国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて  
実施する事業その他公害の防止のための事業で  
次に掲げるものをいう。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第  
二条第二号に規定する下水道の設置又は改築  
の事業で次に掲げるもの

イ 下水道法第二条第三号に規定する公共下  
水道で特定の事業者の事業活動に主として  
利用されるものの設置又は改築の事業

ロ 下水道法第二条第五号に規定する都市下  
水路の設置又は改築の事業(汚いその他  
公害の原因となる物質のたい積を排除する  
目的をあわせ有して実施されるものに限  
る。)

ハ 下水道法第二条第六号に規定する終末処  
理場の設置又は改築の事業(イに掲げるも  
のを除く。)

二 工場又は事業場が設置されており、又は設  
置されることが確実である地域の周辺の地域  
において実施される緑地その他これに類する  
政令で定める施設の設置の事業

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和  
四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に

規定する廃棄物の処理施設の設置の事業

四 公立の義務教育諸学校(小学校、中学校又  
は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部  
若しくは中学部をいう。)の移転又は施設整備  
の事業で、公害による被害を防止し、又は軽  
減するために実施されるもの

五 汚いその他公害の原因となる物質がたい  
積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、  
港湾その他の公共の用に供される水域におい  
て実施されるしゅんせつ事業、導水事業その  
他政令で定める事業

六 公害の原因となる物質により被害が生じて  
いる農用地又は農業用施設について実施され  
る客土事業、施設改築事業その他政令で定め  
る土地改良事業

七 公害の状況は把握し、及び公害の防止のた  
めの規制の措置を適正に実施するために必要  
な監視、測定、試験又は検査に係る施設及び  
設備の整備の事業

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める  
事業

(公害防止対策事業に係る国の負担又は補助の  
特例)

第三条 地方公共団体が公害防止計画に基づいて  
実施する公害防止対策事業(政令で定める事業  
を除く。以下この条において同じ。)に係る経費  
については、他の法令の規定にかかわらず、国  
は、別表上欄に掲げる公害防止対策事業の区分  
に応じ、それぞれ同表下欄に定める国の負担又  
は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)に

より、その一部を負担し又は補助するものとす  
る。国が公害防止計画において定められた公害  
防止対策事業を地方公共団体に負担金を課して  
行なう場合における当該公害防止対策事業に係  
る経費に対する国の負担割合についても、同様  
とする。

2 前項の場合において、公害防止対策事業に係  
る経費につき適用される他の法令の規定による  
国の負担割合が別表に定める国の負担割合をこ  
えるときは、当該公害防止対策事業に係る経費  
に対する国の負担割合については、同項の規定  
にかかわらず、当該他の法令の定めるところに  
よる。

3 第一項の規定は、公害防止計画が定められて  
いない地域において実施される公害防止対策事  
業で第二条第三項第五号から第七号までに掲げ  
るもののうち、自治大臣が主務大臣及び環境庁  
長官と協議して指定するものに係る経費に対す  
る国の負担又は補助についても、適用する。

(公害の防止のための事業に係る地方債)

第四条 公害防止対策事業で前条の規定の適用を  
受けるものにつき地方公共団体が必要とする経  
費については、地方財政法(昭和二十三年法律  
第百九号)第五条第一項各号に規定する経費に  
該当しないものについても、地方債をもつてそ  
の財源とすることができる。

2 公害防止対策事業で前条の規定の適用を受け  
るもの並びに公害防止計画に基づいて実施され  
る下水道法第二条第三号に規定する公共下水道  
及び同条第四号に規定する流域下水道の設置及  
び改築の事業につき地方公共団体が必要とする  
経費の財源に充てため起こした地方債につい  
ては、国は、資金事情の許す限り、資金運用部

資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積  
立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をする  
ものとする。

(元利償還金の基準財政需要額への算入)

第五条 前条第二項に規定する地方債で自治大臣  
が指定したものに係る元利償還に要する経費  
は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十  
一号)の定めるところにより、当該地方公共団  
体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に  
用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(公害防止事業団等)についてこの法律の適用)

第六条 公害防止事業団が政府の補助を受けて公  
害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第  
十八条第四号の規定に基づき公害防止計画にお  
いて定められた第二条第三項第二号に掲げる事  
業を行なう場合における当該事業に係る経費に  
対する政府の補助は、同号に掲げる事業に係る  
経費に対する国の負担割合の例により算定する  
ものとする。

2 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四  
条第一項の規定による港灣局は、この法律の適  
用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

第七条 公害防止対策事業に係る経費の一部を公  
害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律  
第百三十三号)の規定により事業者負担させ  
る場合におけるこれらの事業に係る国の負担又  
は補助の額の算定の基礎となる額の算定、第三  
条の規定により国が負担し又は補助することと  
なる額の算定及び交付その他この法律の施行に  
関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日等)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た  
だし、第三条第三項の規定は、昭和四十六年七  
月一日から施行する。

2 この法律は、昭和五十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに定められた公害防止計画に基づく公害防止対策事業及び第三条第三項の規定により同日までに自治大臣が指定した公害防止対策事業については、なおその効力を有する。

(適用)

第二条 第三条(別表を含む)の規定は、昭和四十六年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る国の負担金又は補助金(以下「補助負担金」という。)から適用し、昭和四十五年度分の事業で翌年度に繰り越したものに係る国の補助負担金については、なお従前の例による。

(昭和四十六年度の特例)

第三条 昭和四十六年度に限り、同年度分の事業として実施される公害防止対策事業に係る国の補助負担金につき第三条の規定によつて算定した国の補助負担金の額が通常の国の負担割合によつて算定した国の補助負担金の額をこえることとなる場合(同条の規定により新たに交付さ

れることとなる場合を含む)には、当該公害防止対策事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう)は、そのこえることとなる部分の額(新たに交付されることとなる場合にあつては、その全額)を昭和四十七年度に交付するものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第四条 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則中第二十五項を第二十七項とし、第二十四項の次に次の二項を加える。

25 当分の間、地方団体に對して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

| 経費の種類                          | 測定単位  | 単位費用  |
|--------------------------------|-------|-------|
| 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債償還金 | 千円につき | 五〇〇〇円 |

26 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

| 測定単位                           | 算定の基礎                                                                      | 表示単位 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------|
| 公害防止事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債償還金 | 公害防止事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)第五条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金 | 千円   |

第五条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

第六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の六の次に次の一号を加える。

十三の七 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

(漁港法の一部改正)

第七条 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号に次のように加える。

又 漁港浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

第四条中「図るための事業」の下に「及びこれらの事業以外の事業で漁港における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港灣法の一部改正)

第八条 港灣法の一部を次のように改正する。

第二条第五項中第九号を第八号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

九 港灣浄化施設 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設

第二条第七項中「復旧する工事」の下に「及びこれらの工事以外の工事で港灣における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

(港灣整備緊急措置法の一部改正)

第九条 港灣整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「除く」の下に「及びこれらの事業以外の事業で港灣における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」を加える。

別表

| 事業                                    | 区分                       | 国の負担割合 |
|---------------------------------------|--------------------------|--------|
| 第二条第三項第一号の下水道の設置又は改築の事業               | 二分の一                     |        |
| 第二条第三項第二号の緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業   | 二分の一                     |        |
| 第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業              | 二分の一                     |        |
| 第二条第三項第四号の公立の義務教育諸学校の移転又は施設整備の事業      | 二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合 |        |
| 第二条第三項第五号のしゅんせつ事業、導水事業その他政令で定める事業     | 二分の一                     |        |
| 第二条第三項第六号の客土事業、施設改築事業その他政令で定める土地改良事業  | 二分の一以上三分の二以内の範囲で政令で定める割合 |        |
| 第二条第三項第七号の監視、測定、試験又は検査に係る施設及び設備の整備の事業 | 二分の一                     |        |
| 第二条第三項第八号の政令で定める事業                    | 政令で定める割合                 |        |

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方財政法の一部を改正する法律案(衆)

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三を次のように改める。

(地方公共団体が住民にその負担を転嫁してはならない経費)

第二十七条の三 地方公共団体は、法令の規定に基づき当該地方公共団体の負担に属するものと

されている経費で次の各号に掲げるものについて、住民に對し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

一 小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校(以下この条において「公立学校」という。)の職員の給与に要する経費

二 公立学校の施設の建設事業に要する経費

三 公立学校の施設の維持及び修繕に要する経費

四 公立学校における教育の教材その他の設備に要する経費

第二十七条の四の見出しを削り、同条中「市町村は、」の下に「前条に規定するもののほか、」を加える。

附則

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気ガス消費税の撤廃に関する請願(第一八八二号)(第一八八九号)

一、新都市計画法に基づく市街化区域農地に対する固定資産税に関する請願(第一九八八号)

一、特別区自治権拡充に関する請願(第二〇七二号)

特別区自治権拡充に関する請願

第一八八二号 昭和四十六年三月十三日受理  
電気ガス消費税の撤廃に関する請願

請願者 静岡県沼津市大手町一四一東静地

紹介議員 山本敏三郎君 栗原 祐幸君

電気ガス税を廃止されたい。

理由

電気は、日常生活に不可欠のもので、諸産業に欠くことのできないエネルギーであり、また、民生安定の一大要素であるのに、その消費に對し、消費税をかけることは、税制としての原則を逸脱しているものである。(参考資料添付)

第一八八九号 昭和四十六年三月十五日受理  
電気ガス消費税の撤廃に関する請願

請願者 静岡県沼津市大手町一四一東静地

紹介議員 栗原 祐幸君 山本敏三郎君

この請願の趣旨は、第一八八二号と同じである。

第一九八八号 昭和四十六年三月十六日受理  
新都市計画法に基づく市街化区域農地に対する固定資産税に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議會議長 吉田忠雄

紹介議員 堀本 宜実君

新都市計画法に基づく市街化区域内の農地に對し、今般、保有課税の適正化を図るという趣旨から、その税負担を周辺宅地なみに引き上げようとする地方税法の改正案が提出されたが、市街化区域内にある農地については、なお耕作を継続しなければならぬ事情にある農家もあること及び今日の農業のおかれていきまひし環境を考慮されて、その税負担の緩和を図り、関係農家の営農に寄与するよう、該農地の固定資産税課税についてさらに十分な緩和措置を講ぜられたい。

第二〇七二号 昭和四十六年三月十七日受理  
特別区自治権拡充に関する請願

請願者 東京都世田谷区経堂一ノ二六ノ一

紹介議員 松下 正壽君 占部 秀男君 木村精八郎君 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一三七七号と同じである。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和二十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の三」を「第六十三条の二」に、「第六十四条の四」を「第六十四条の五」に改める。

第二条第三号中「縁石線又は」を「縁石線若しくは」に改め、「工作物」の下に「又は道路標示」を加え、同条第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三 二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四條第一項に規定する道路をいう。以下同じ)又は自動車専用道路(道路法第四十八條の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ)の本線車道により構成する車道をいう。

第二条第四号中「道路標示」の下に「(以下「道路標示等」という。))」を加え、同号の前に次の一号を加え、同条第七号の二を削る。

三 四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

第二条第十四号中「人力又は」及び「文字又は」を削り、「進め、注意、止まれ又はその他の」を「交通整理等のための」に改め、同条第二十二号を

第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならぬこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

第二条に次の二項を加える。

2 道路法第四十五條第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、総理府令・建設省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす又は小児用の車を通行させている者

二 自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪の自転車(これらの車両で側面付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く)を押して歩いている者

第四条の見出しを「公安委員会の交通規制」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という)は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標示等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができ、この場合において、緊急を要するため道路標示等を設置するいとまがないとき、その他道路標示等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標示等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができ、

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路



加え、同条第六項を削る。

第十七条の三の見出し中「歩道通行」を「歩道通行等」に改め、同条第一項中「公安委員会が歩道又は交通の状況により支障がないと認めて指定した区間の」を「道路標識等により通行することができると認められている」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の場合において、二輪の自転車又は、前二項の場合において、二輪の自転車又は軽車両」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第二項」を「第三項」に改める。

2 軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することとを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

第十八条の見出しを「（左側寄り通行等）」に改め、同条第一項中「次項において同じ。」を削り、「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に、「の規定により道路の中央に寄るとき、若しくは同条第四項の規定により道路の」を「若しくは第四項の規定により道路の中央若しくは」に改め、同条第二項中「ときは、歩行者の通行を妨げないよう」を「場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行」に改め、同条に付記として次のように加える。

（罰則）第二項については第百十九条第一項（第二号の二）

第十九条第二項中「公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて指定した道路の区間」を「道路標識等により並進することができる」と改め、同条に改める。

第二十條第一項を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同項に次のただし書を加え、同項を同条第一項とする。

ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当

該道路の左側部分（当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路）に三以上の車両通行帯が設けられてゐるときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。

第二十條第三項を削り、同条第四項中「第三十條第二項の規定により道路の中央に寄るとき、同条第一項、第三項若しくは第四項の規定により道路の左側」を「第二項若しくは第三十四條第一項から第四項までの規定により道路の左側端、中央に」、「第三十四條の二第一項の規定による通行の区分を」第三十五條第一項の規定に、「第二十條六條の二」を「第二十六條の二第三項」に、「第二項及び前項後段」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加え、同条の付記中「第二項、第三項及び第四項については」を削る。

2 車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されてゐるときは、当該通行の区分に従ひ、当該車両通行帯を通行しなければならない。

第二十條の次に次の一項を加える。

（路線バス等優先通行帯）

第二十條の二 道路運送法第三條第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されてゐる車両通行帯が設けられてゐる道路において、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してき

たときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出なければならぬ。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分に当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 前条第一項本文の規定は、前項の車両通行帯の直近の右側の車両通行帯又は道路の部分を通行する自動車については、適用しない。

（罰則）第一項については第百二十條第一項第三号、同条第二項

第二十一條第一項中「次条を」次条第一項に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三 道路標識等により軌道敷内を通行することができると認められてゐる自動車が通行するときは、

第二十二條から第二十四條までを次のように改める。

（最高速度）

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されてゐる道路においては、その最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四條同法第三十一條において準用する場合を含む。第六十二條において同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されてゐる道路においては、その最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

（罰則）第百十八條第一項第二号、同条第二項

（最低速度）

第二十三條 自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されてゐる道路（第七十五條の四

に規定する高速自動車国道の本線車道を除く。）においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行してはならない。

（急ブレーキの禁止）

第二十四條 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

（罰則）第百十九條第一項第一号の三）

第二十五條の見出しを「（道路外に出る場合の法）」に改め、同条第二項中「右に横断」を「道路外に出るため左折又は右折を」に改め、「（軽車両及びトロリーバスを除く。）」を削り、「前項」を「前二項」に、「道路の中央」を「それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に」、「したときは」を「した場合には」に改め、「車両は」の下に、「その速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合を除きを加え、進行」を「進路の變更」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「右に横断する」を「道路外に出るため右折する」に改め、「道路の中央」の下に「（当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路の右側端）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第一項及び第二項については」に、「第二項」を「第三項」に改める。

車両は、道路外に出るため左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

第二十五條の二第一項中「あるときは」の下に「道路外の施設若しくは場所に入出入するための左折若しくは右折を」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されてゐる道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

第二十六條第二項を削る。

第二十六條の二の見出し中「及び制限」を削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。

第二十六條の二を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

第二十六條の二の付記を次のように改める。

(罰則) 第二項については第百二十條第一項

第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第二項

第二十七條第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「車両は」を「乗合自動車及びトロリーバスを除く。」に改める。

第二十八條第一項中「この条及び次条」を「この節に改め、ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「以下」を削り、「方向」の下に「又は後方」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 車両は、他の車両を追い越そうとする場合において、前車が第二十五條第二項又は第三十四條第二項若しくは第四項の規定により道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、前項の規定にかかわらず、その左側を通行しなければならない。

第二十九條中「してはならない」を「始めてはならない」に改める。

第三十條各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

第三十條第一号中「交差点、踏切、」を削り、同条第三号中「横断歩道」を「交差点(当該車両が第三十六條第二項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く)、踏切又は横断歩道及びこれら」に改め、同条第四号を削る。

第三十一條の次に次の一条を加える。

(乗合自動車の発進の保護)  
第三十一條の二 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨けてはならない。

(罰則) 第百二十條第一項第二号  
第三十三條第一項中「直前で停止し、」を「直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、」に改める。

第三十四條第一項中「左側」を「左側端」に、「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要がある」と認めて交差点又はその直近の部分に指定した場合においては、その指定した「道路標識等により通行すべき部分が指定されている」とときは、その指定された「に改め、同条第二項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要がある」と認めて交差点の部分に指定した場合においては、その指定した「を「道路標識等により通行すべき部分が指定されている」とときは、その指定され

た」に改め、同条第三項中「左側」を「左側端」に改め、同条第四項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要がある」と認めて交差点又はその直近の部分に指定した場合においては、その指定した「を「道路標識等により通行すべき部分が指定されている」とときは、その指定された「に改め、同条第五項中「左側」を「左側端」に、「したときは」を「した場合においては」に改め、「車両は」の下に「その速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合を除き」を加え、「進行」を「進路の変更」に改める。

第三十五條を削り、第三十四條の二の見出しを「(指定通行区分)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「車両は、交差点で直進し、左折し、又は右折しようとする場合において、その通行している道路について前項の規定により」を「車両(軽車両を除く)」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を「前項の規定による」に改め、同項を同条第二項とし、同条の付記中「第二項については」を「第一項については」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条を第三十五條とする。

第三十六條を次のように改める。

(交差点における他の車両等との関係等)  
第三十六條 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行してくる路面電車

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、その通行している道路が優先道路(道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。)である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等(優先道路を通行している車両等を除く)は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に應じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) 第一項については第百二十條第一項第二号 第二項から第四項までについては第百十九條第一項第二号の二

第三十七條の見出しを削り、同条第一項中、第三十五條第一項の規定にかかわらずを削り、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同条第二項を削る。

第三十八條第一項を次のように改める。

車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項にお

いて同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

第三十八条第二項中「交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止」を「横断歩道(当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道による歩行者の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。)又はその手前の直前で停止」に、当該横断歩道の直前で停止」を「その前方に出る前に」に改め、同条第三項中「交通整理の行なわれていない」を削り、同条の付記中「第二号の二」を「第二号、同条第二項に改める。

第四十条第二項中「(高速通行路を除く)」を削る。

第四十一条第一項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条の二」を「第八条第一項、第十七条第五項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項、第二十六条の二」に改め、同条第二項中「第六十八条」を「第二十二條に改め、同条第三項中「第十八条並びに第二十条第二項及び第三項」を「第十八条第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条第一項及び第二項、第二十条の二並びに第二十五条の二」に改め、同条第四項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条の二」を「第十八条、第二十条第二項、第二十条の二、第二十三条並びに第二十五条の二」に改める。

第四十一条の二第二項中「進行」を「通行」に改め、同条第四項中「第十八条、第二十条第二項及び第三項、第二十五条第一項、第二十六条の二」を「第十八条、第二十条第二項、第二十条の二、第二十三条並びに第二十五条の二」に改める。

「第八条第一項、第十七条第五項、第十八条、第二十条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条の二」に、「第三十四条の二第二項、第三十八条第三項」を「第三十五条第一項、第三十八条第一項前段及び第三項」に改める。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

(徐行すべき場所)

第四十二条 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき(当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。)

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

(指定場所における一時停止)

第四十三条 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。

この場合において、当該車両等は、第三十六条第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則 第百十九条第一項第二号、同条第二項)

第四十四条中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、同条第三号

中「手前」を「前後」に、「前に」を「それぞれ前後」に改め、同条第七号を削り、同条の付記中「第百二十条第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十五条第一項中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、「第六号に掲げる場所においては」を削り、同項第四号中「消火栓の下に」指定消防水利の標識が設けられている位置」を加え、同項第六号を削り、同条第二項中「第四十八条第一項」を「第四十七条第二項又は第三項」に改め、「三・五メートル」の下に「(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)」を加え、同条の付記中「第百二十条第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十六条中「公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて」及び「(第四十四条第一号及び第七号並びに前条第一項第五号及び第六号に係るものを除く。)」を削り、「指定した場所においては、前二条」を「道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされているときは、これら」に改める。

第四十七条の見出し中「停車」の下に「又は駐車」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加え、同条の付記中「第百二十条第一項第六号」を「第百十九条の二第一項第二号」に改める。

2 車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

3 車両は、車道の左側端に接して路側帯(当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標識によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。)が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

第四十八条から第五十条までを次のように改める。

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

(罰則 第百十九条の二第一項第一号、同条第二項)

(駐車時間の制限等)

第四十九条 車両は、道路標識等により同一の車両が引き続き駐車することができるときは、制限されている道路の部分においては、当該制限されている時間をこえて駐車してはならない。

2 公安委員会は、前項に規定する道路の部分(駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)第二条第一号に規定する路上駐車場(第百十条の二において「路上駐車場」という。)が設置されている道路の部分を除く。))について、総理府令・建設省令で定める構造のパーキング・メーターを設置し、及び管理することができ、この場合において、公安委員会は、総理府令で定める者にその管理を委託することができる。

3 車両は、第一項に規定する道路の部分に駐車する場合において、当該道路の部分について前項のパーキング・メーターが設置されているときは、当該車両の駐車につき政令で定めるところにより当該パーキング・メーターが作動されている場合でなければ、駐車してはならない。

4 第一項に規定する道路の部分について、駐車場法第五十四条第四項に規定する路上駐車場管理者により第二項に規定する構造のパーキング・メーターが設置されているときは、当該パーキング・メーターは、前項の規定の適用については、第二項のパーキング・メーターとみなす。

(罰則 第一項及び第三項については第百十九条の二第二項第一号、同条第二項)

九条の二第二項第一号、同条第二項)

(交差点等への進入禁止)

第五十条 交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点（交差点内に道路標識等による停止線が設けられていないときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。）に入つた場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差点道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入つた場合においてははその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

（罰則）第二百一十條第一項第五号、同條第二項

同条に次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第二項及び第三項については」に改める。

3 車両の運転者は、第一項に規定する行為を終つたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図に係る行為をしないのかかわらず、当該合図をしてはならない。

第五十四条第一項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第五十七条第一項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）」に改め、同条第二項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改め、同条第三項中「積載重量若しくは積載容量」、「重量又は容量」及び「重量及び容量」を「積載重量等」に改める。

第六十二条中「運転者は、」の下に「その装置が

はならない。

第五十四条第一項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第五十七條第一項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）」に改め、同条第二項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改め、同条第三項中「積載重量若しくは積載容量」、「重量又は容量」及び「重量及び容量」を「積載重量等」に改める。

第六二条中「運転者は、」の下に「その装置がを加え、」により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）をの規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第

一項において「整備不良車両」という。）に改める  
第六十三条第一項中「前条の」及び「以下次条第

二項において同じ。」を削り、同条第二項中「図る」を「図り、又は他人に及ぼす迷惑を防止する」に改

め、同条第三項中「危険」の下に「又は他人に及ぼす迷惑」を加える。

第六十三條の二を削り、第六十三條の三を第六十三條の二とする。

第六十六條の付記中「第二号」を「第三号」に改める。

第六十七條の付記中「第十一号の三」を「第十二号」に改める。

第六十八條及び第六十九條を次のように改める。

第六十八條及び第六十九條 削除  
第七十一條中「前三條」を「前條」に改め、同條第二号中「白色に塗つたつえ」を「同項の規定に基づく政令で定めるつえ」に改め、同條第四号中「乗車している者」の下に「の転落」を加え、「貨物の転落」を「物の転落若しくは飛散」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 安全を確認しないで、ドアを開き、又

は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為に

より交通の危険を生じさせないようにするた  
め必要な措置を講ずること。

第七十一条第五号の次に次の一号を加え、同条の付記中「及び第四号から第六号まで」を、「第四号

から第五号まで及び第六号」に改める。

五の二 自動車又は原動機付自転車を離れると

きは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにする

ため必要な措置を講ずること。

第七十一条の二第二項中「公安委員会が指定」

た」を「道路標識等により指定された」に改める。  
第七十二条の付記中「第十一号の四」を「第十二

第七十四条第二項中「第六十八條」を「第二十二

第七十四条の二に次の三項を加え、同条の付記「条」に改める。

第七十五条の三中对し、「の下に」第十七条第一項及び「を」、「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、「第三章第一節」を「第八条第一項、第三章第一節」に改める。

第七十五条の四を次のように改める。

第七十五条の四 自動車は、法令の規定によりそ

の速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で運転してはならない。

第七十五條の五を削り、第七十五條の六中「高

速通行路又は自動車専用道路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五條の七の見出しを（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）に改め、同条

第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、一入

車道に入ろりとする場合にあつては、道路標識等により指定された本線車道に入ろりとする場合に

限る。」を加え、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該交差点において、交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

第七十五条の七第二項中「高速通行路」を「本線車道」に、「ときは」を「場合又はその通行している

本線車道から出ようとしている場合においては、「進行」を「通行」に改め、同条を第七十五条の

六とし、同条の次に次の一条を加える。  
(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられている

ときは、その加速車線を通行しなければならぬ。

2 自動車は、その通行している本線車道から出ようとする場合においては、あらかじめその前から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならぬ。この場合において、減速車線が設けられていないときは、その減速車線を通行しなければならぬ。

(罰則 第二百一十一條第一項第五号)

第七十五條の八第一項第二号中「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、同条第二項に後段として次のように加え、同条の付記中「第二百一十條第一項第六号」を「第二百一十九條の二第一項第二号」に改める。

この場合において、同条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と読み替へるものとする。

第七十五條の九第一項中「第七十五條の四第二項」を「第七十五條の五及び第七十五條の七」に改め、同条第二項中「第七十五條の四第二項及び次条」を「第七十五條の四及び第七十五條の五」に改める。

第七十五條の十を削り、第七十五條の十一第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五條の十とし、第四章の二第三節同条の次に次の一条を加える。

(座席ベルトの装着)

第七十五條の十一 自動車の運転者は、高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を運転するときは、当該自動車に備えられている座席ベルトを装着し、及び当該自動車に乗車している他の者に装着させるようにつとめなければならない。

第八十五條第五項中「大型免許、普通免許若し

くは大型特殊免許によつて運転することが出来る自動車」を「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車」に改める。

第九十條第一項中「合格した者」の下に「(当該運転免許試験に合格した日から起算して一年を経過していない者に限る)」を加え、「で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でないと認めるもの」を削り、同条第三項中「判明し、かつ、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる」を「判明した」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を保留され、又は第三項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八十條の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することが出来る。

第九十三條第二項中「同条第九項後段(第九十條第七項において準用する場合を含む)」を「第九十條第七項若しくは第九十三條第九項」に改める。

第九十六條第二項中「当該免許によつて運転することが出来る自動車」を「普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同条第四項第一号中「当該免許によつて運転することが出来る自動車」を「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同項第二号中「大型免許、普通免許又は大型特殊免許によつて運転することが出来る自動車」を「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車」に改める。

第九十七條第一項中「仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで」を削り、「第二号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 自動車等の運転について必要な知識  
第九十七條第二項中「前項」を「前二項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる事項についての運転免許試験は、第八十條の規定により国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で行なう。

第九十八條第一項中「及び法令、自動車の構造及び取扱方法」を「知識」に改め、同条第三項中「適合しなくなったとき」の下に、「又は指定自動車教習所を管理する者が第六項の規定に違反したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第八十條の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

第九十九條第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削る。

第一百一條の二の次に次の一条を加える。  
(更新を受けようとする者の義務)

第一百一條の三 免許証の更新を受けようとする者は、第八十條の二第一項第四号に規定する講習を受けるようにつとめなければならない。

第九十三條第九項を次のように改める。  
9 公安委員会は、第二項又は第四項の規定による免許の効力の停止を受けた者(第八十八條第一項第三号に該当するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた者を除く)が第八十條の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することが出来る。

第七十條の五第二項中「同条第九項後段」を「同条第九項」に改める。

第七十條の五第二項中「第八十條の三」とし、同条の前に次の二条を加える。

(交通の方法に関する教則の作成)  
第八十條 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することがで

きるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一 法令で定める道路の交通の方法  
二 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が励行することが望ましい事項  
三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車又は原動機付自転車の運転に必要な知識  
(講習)

第八十條の二 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行なうものとする。

一 安全運転管理者に対する講習  
二 第九十條第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第三項若しくは第九十三條第二項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第九十七條の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第九十三條第四項の規定による六月をこえない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者(同条第二項第一号又は第九十七條の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く)に対する講習  
三 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習  
四 免許証の更新を受けようとする者に対する講習

2 公安委員会は、総理府令で定める者に前項に規定する講習の実施を委託することが出来る。  
第九十九條の次に次の一条を加える。

(情報の提供)  
第九十九條の二 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報を提供するようにつとめなければならない。

2 公安委員会は、総理府令で定める者に前項の情報の提供に係る事務を委託することができ

第百十條の二の見出しを「特定の交通の規制等の手続」に改め、同条第一項前段中「第七條第一項、第二十二條第二項又は第四十二條」を削り、同条第二項中「交通公害の防止を図るため第七條第一項の規定」を「第四條第一項の規定に基づき第八條第一項の道路標識等」に改め、「又は制限し」及び「又は制限」を削り、同条に次の五項を加える。

3 公安委員会（第五條第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。）は、第四條第一項の規定に基づき、第二條第一項第三号、第三号の四、第四号若しくは第七号、第八條第一項、第十三條第二項、第十七條第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七條の三第一項、第二十二條第一項又は第二十三條の道路標識等（第十七條第五項の道路標識等にあつては総理府令・建設省令で定めるものに限る、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度をこえる最高速度に係るものに限る。以下この条において同じ。）により交通の規制を行なうとするとときは、当該規制の適用される道路（第十七條の三第一項及び第二十二條第一項の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。）の管理者の意見をきかなければならない。ただし、第八條第一項の道路標識等による交通の規制を行なう場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、すみやかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4 公安委員会は、高速自動車国道又は自動車専用道路について、第四條第一項の規定に基づき、前項本文に規定する道路標識等又は第十七條第四項第四号、第三十條、第四十二條若しくは

は第七十五條の四の道路標識等により交通の規制を行なうとするときは、前項本文の規定にかかわらず、当該道路の管理者に協議しなければならない。同項ただし書の規定は、当該協議について準用する。

5 公安委員会は、第四條第一項の規定に基づき、第四十四條又は第四十五條第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきいたうえで、期間を定めて行なわなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をすることができるとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6 公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分について、第四條第一項の規定に基づき第四十九條第一項の道路標識等により車両の駐車時間を制限しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきかなければならない。

7 公安委員会は、駐車場法第三條第一項に規定する駐車場整備地区内において第四十九條第二項のパーキング・メーターを設置しようとするときは、同法第四條第一項の規定により路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者の意見をきかなければならない。

第百十二條第四項中「前三項の手数料の額は、千円」を、第一項から第三項までの手数料の額は一件について千円、前項の手数料の額は講習一時間について五百円に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百三條第九項前段（第九十條第七項又は第百七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による」を、第百八條の二第一項第一号から第三号までに掲げる」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第九十一條又は第百一一條第二項後段（第百一一條の二第三項、第百二條第三項又は第百七條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により運転することができない自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、審査手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第百十三條の見出し中「道路使用許可」を「道路使用許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、条例で定めるところにより、第四十九條第二項のパーキング・メーターを自動でさせようとする者から手数料を徴収することができる。

第七章第百十四條の四を第百十四條の五とし、第百十四條の三を第百十四條の四とし、第百十四條の二の次に次の一項を加える。

（高速自動車国道等における権限）  
第百十四條の三 この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道又は自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行なわせることができる。

第百十八條第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第三号」を「第二号」に改める。

二 第二十二條（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

第百十九條第一項第一号を次のように改める。

一 第四條（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六條（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

第百十九條第一項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第七條（信号機の信号等に従う義務）、第八條（通行の禁止等）第一項又は第九條（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反した車両等の運転者  
一の三 第二十四條（急ブレーキの禁止）の規定に違反した者

第百十九條第一項第二号中「第二項」の下に「第三十八條（横断歩道における歩行者の優先）」を加え、同項第二号の二中「（自転車道の通行区分）第一項」の下に「第十八條（左側寄り通行等）第二項」を加え、「第三十六條（優先道路等にある車両等の優先）第二項若しくは第三項、第三十八條（横断歩道における歩行者の優先）」を「第三十六條（交差点における他の車両等との関係等）第二項、第三項若しくは第四項」に、「第七十五條の六」を「第七十五條の五」に改め、同条第二項中「第一号」を「第一号の二」に改める。

第百十九條の次に次の一項を加える。

第百十九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四條（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五條（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八條（駐車又は駐車の方法の特例）又は第四十九條（駐車時間の制限等）第一項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者

二 第四十七條（停車又は駐車の方法）又は第七十五條の八（停車及び駐車場の禁止）第一項の規定の違反となるような行為をした者

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十條第一項第一号中「第六條（混雑緩和の措置）第一項」を「第六條（警察官等の交通規制）第二項に改め、同項第二号中「第二十五條（横断の方法）第二項」を「第二十五條（道路外に出る場合の方法）第三項」に改め、「（車両距離の保持）」の下に

「第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項」を、「（他の車両に追いつかれた車両の義務）」の下に、「第三十一条の二（乗合自動車等の発進の保護）」を加え、「第三十四条の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第三項」を「第三十五条（指定通行区分）第二項」に、「第三十五条（先入及び左方の車両等の優先）」を「第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項」に、「（直進及び左折車両等の優先）」を「（交差点における他の車両等との関係等）」に、「第七十五条の七（高速通行路に入る場合における優先関係）」を「第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）」に改め、同項第三号中「第二項、第三項若しくは第四項」を、「第二十条の二（路線バス等優先通行帯）第一項」に、「（進路の変更の禁止及び制限）」第三十四條の二（直進、左折及び右折車両の通行区分の指定）第二項又は第七十五条の四（通行区分）第二項若しくは第三項」を「（進路の変更の禁止）第三項又は第三十五条（指定通行区分）第一項」に改め、同項第四号中「による公安委員会の処分」に違反した」を「の違反となるような行為をした」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五 第五十条（交差点等への進入禁止）又は第五十二条（車両等の灯火）第一項の規定の違反となるような行為をした者

六及び七 削除

第二百二十条第一項第八号中「第五十三条（合図）第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項第九号中「第四号の下に」、「第四号の二」を加え、同項第十一号及び第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号とし、第十一号の四を第十一号の二とし、第十一号の五を第十一号の三とし、同項第十二号を次のように改め、同条第二項中「第七号、第八号又は第十一号」を「又は第八号」に改める。

十二 第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為をした者

第二百二十一条第一項第一号を次のように改める。

一 第四条（公安委員会の交通規制）第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六条（警察官等の交通規制）第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七条（信号機等の信号等に従う義務）若しくは第八条（通行の禁止等）第一項の規定に違反した歩行者

第二百二十一条第一項の次に次の一号を加える。

一の二 第八条（通行の禁止等）第五項の規定により警察官が付した条件に違反した者

第二百二十一条第一項第五号中「第十七条の三（自転車の歩道通行）第二項」を「第十七条の三（自転車の歩道通行等）第三項」に、「第二十五条（横断の方法）第一項又は第二十五条（道路外に出る場合の方法）第一項若しくは第二項」に改め、「第四項」の下に「又は第七十五条の七（本線車道の出入の方法）」を加え、同項第九号中「第六十三條の二（装置不良車両の運転の禁止等）第四項において準用する場合を含む。」を削り、同項第九号の二中「第六十三條の三」を「第六十三條の二」に改める。

第二百二十三條中「第十一号、第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

第二百二十六條第四項中「第二百四條の三第一項」を「第二百四條の四第一項」に、「第二百二十條第一項第五号（第五十二條第一項に係る部分を除く。）第六号若しくは第七号の罪にあたる行為又はこれらの罪に係る第二百二十條第二項」を「第二百十九條の二」に改める。

別表中「第二百八條第一項第三号」を「第二百八條第一項第二号」に、「法令で定める最高速度又は第二十二條第二項若しくは第二十三條の規定に基づき公安委員会が定める」を「第二十二條の規定によりこれを定める速度で進行してはならないこととされている」に、「第一号（第七條第三項に係る部分を除く。）」を「第一号の二」に、「又は第二項

（第七條第三項に係る部分を除く。）」を「若しくは第二項又は第二百十九條の二」に改め、「第四号」の下に「第四号の二」を加え、「第十号から第十一号まで」を「第十号、第十号の二」に、「第一項第五号」を「第一項第一号の二、第五号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十四條の二に第七項を加える改正規定、第九十七條から第九十九條までの改正規定、第九十七條の次に一條を加える改正規定、第九十八條を第九十八條の三とし、同条の前に二條を加える改正規定（第九十八條の二第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第九十二條の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

（交通の規制等に係る経過措置）

第二条 改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行の際現にその効力を有し、かつ、改正後の道路交通法（以下この条において「新法」という。）第四條第一項の規定に基づく交通の規制に相当するものは、当該交通の規制とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第五十一條第二項、第三項、第五項又は第六項の規定により行なつた措置に要した費用の徴収については、新法第五十一條第八項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に大型自動車免許を受けている者で、大型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することができ、自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものの運転することのできる大型自動車については、新法第八十五條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正）

第三条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二十八号」を「第二條第一項第十八号」に改める。

第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條 削除

第八條第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第五條第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した」に改め、同項各号、同条第二項第三号及び第四号並びに同条第三項を削る。

第九條中「前条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号」を「前条」に改める。

第十條及び第十一條を削る。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（次項において「旧法」という。）第六條第一項又は第二項の規定に基づく指定又は制限で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、改正後の道路交通法第四條第一項の規定に基づく交通の規制とみなす。

2 旧法第六條の規定又はこれに基づく処分違反した行為に関しては、旧法第六條、第七條、第十條第二項及び第十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七條中「第八條」とあるのは、「第八條の三」とする。

（罰則に係る経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防法等の一部改正）

第六條 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項中「第七十五條の七第二項」

を「第七十五条の六第二項」に改める。

2 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百四十一条第一項中「第二条第九号」を「第二条第九号」に改める。

3 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二条第八号」を「第二条第八号」に改める。

4 駐車場の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条第九号」を「第二条第九号」に改め、同条第五号中「第二条第八号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

5 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第三号中「第五号」の下に「第七号の二」を加える。

6 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に改める。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法の一部改正

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年

法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七条第二項中「組合員」の下に「(その組合の組合員であつた者のうちから、地方公務員法第五

十二条の職員団体又は地方公務員労働関係法(昭和二十七年法律第百八十九号)第五条(同

法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)で当該

組合の組合員である職員が組織するものが推薦した者を含む。」を加える。

第四十四條第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料

の総額を三十六(当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合

員期間の月数)で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改め、同条の次に次の二

条を加える。

(年金を受けるべき遺族の範囲)

第四十四條の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、

子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生

計を維持していたものとする。

は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時

から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の

廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員

又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これ

らの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

(年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲)

第四十四條の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、

子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により

生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入に

より生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、

子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第八十八條第六項中「第八十八條第五項」を「第八十八條第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項を」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 第四十四條の三第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、同項中「その者の退職の際第八十三

条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第

二項第一号に掲げる金額(公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額)」とあるのは、「その者の退職の際第八

十三條第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同

条第二項第一号に掲げる金額」とする。

第九十八條の次に次の一条を加える。

(年金者遺族一時金)

第九十八條の二 次の各号の一に該当するときは、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務に

関する業務に就いて、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

十 年金者遺族一時金

よらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額）とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額（同項第一号に該当する場合においては、第九十七条の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く。）の十二分分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第百条中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金の特例）

第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第二項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

第百十三条第二項各号列記以外の部分中「掛

金」の下に、「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五」、国の負担金百分の二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金、」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公務員企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）を「職員団体」に改め、「同項第一号」の下に、「第二号」を加え、「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

第百十六条第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。

第百二十三条第二項本文中「組合員」の下に「（組合員であつた者のうちから職員団体が推薦した者を含む。）」を加える。

第百三十五条中「以下この章」を「第百三十七条及び第百三十八条」に改める。

第百四十条第三項を削り、同条第四項後段中「地方公共団体の機関又は職員団体」を「国若しくは地方公共団体の機関又は職員団体」に、「公庫等」を「国の機関又は公庫等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（退職した者についての短期給付の特例）

第百四十条の二 組合員期間（政令で定める期間を含む）が十五年以上である者が退職した場合に、その者は、退職の日の翌日から十日以内に、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組

合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定（第四章第二節第三款の規定を除く。）を適用する。

この場合においては、第二号第一項第三号中「職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなること）を除く。」とあるのは「第百四十条の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなること」と、第三十九条第二項中「翌日」とあるのは「翌日（第百四十条の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日）」と、第四十八条第一項中「第百十五条第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第百四十条の二第四項の規定により掛金」と、第百四十四条第二項及び第三項中「給料」とあるのは「第百四十条の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者（以下「任意継続組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるとする。

一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。

二 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。）の資格を取得したとき。

三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者（船員保険法第二十條の規定による被保険者を除く。）の資格を取得したとき。

四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。

五 任意継続組合員でなくなること希望する旨をその組合に申し出たとき。

4 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛金を組合に払い込まなければならない。

5 船員組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

6 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。

第百四十一條第一項後段中「並びに地方公共団体」を、「地方公共団体」に、「の負担金」を「の負担金をもつて」に、「及び組合の負担金」を「の負担金及び組合の負担金をもつて」に、「同項第一号、第三号及び第四号」を「同項第一号から第四号まで」に、「同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」を、「前条第二項後段中「掛金の標準となつた給料」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定給料」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第百四十二條第二項の表のうち第二條第一項第五号の項中「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第四号」に改め、同表のうち第六十三條第一項及び第三項、第六十五條第一項、第七十一條（見出しを含む）、第七十二條、第七十三條、第七十八條第三項第二号、第八十二條第三項第二号、第八十八條第四項及び第五項、第九十二條第一項、第百十四條第二項及び第三項並びに第百十五條第一項及び第三項の項中「第八十八條第四項及び第五項」を「第八十八條第四項及び第六項」に改め、同表のうち第八十八條第六項の項中「第八十八條第六項」を「第八十八條第七項」に改め、同表のうち第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」を、「国の負担金及び地方公共団体」に改め、同表中第百十三條第二項各号の項及び第百十三條第四項の項を次のように改める。

|                    |                               |                                                                     |
|--------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 第百十三条第二項第一号        | 国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十    | 国の負担金百分の七十                                                          |
| 第百十三条第二項第二号        | 国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の四十二・五 | 国の負担金百分の六十二・五                                                       |
| 第百十三条第二項第三号から第五号まで | 地方公共団体の負担金                    | 国の負担金                                                               |
| 第百十三条第四項           | 職員団体の事務にもつぱら従事する職員である組合員      | 専従職員（国家公務員法第百八条の二の職員団体（以下「職員団体」という。）の事務にもつぱら従事する職員である組合員をいう。）である組合員 |
| 第百十三条第四項           | 職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金          | 及び職員団体の負担金                                                          |
| 第百十三条第四項           | 「職員団体の負担金」                    | 「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」とする。                 |

第百四十二条第二項の表中第百十三条第三項、第百十六条第一項、第百三十四条（見出しを含む）、第百三十六条第二項及び第百三十九条の項を次のように改める。

|                |             |             |
|----------------|-------------|-------------|
| 第百十六条第二項       | 国若しくは地方公共団体 | 国           |
| 第百十三条第三項       | 地方公共団体      | 国           |
| 第百三十四条（見出しを含む） |             |             |
| 第百三十六条第二項      |             |             |
| 第百三十九条         |             |             |
| 第百四十条の二第二項後段   | 掛金の標準となつた給料 | 掛金の標準となつた俸給 |

第百四十二条に次の一項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する国の職員である組合員に係る第百十三条第二項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての国の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

第百九十九条中「第五号」を「第四号」に改め

項の項中「第八十八条第五項」を「第八十八条第六項」に改め、同表中第九十七条の項の次に次のように加える。

|                   |      |      |
|-------------------|------|------|
| 第九十八条の二第一号から第三号まで | 公務傷病 | 業務傷病 |
| 第九十八条の二第二号        | 公務業務 | 業務業務 |

第百二条の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中「又は第九十三条第一項第二号」を「第九十三条第一項第二号又は第九十八条の二第一項第二号」に改める。

第百三十三条第二項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第三項第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の三十七・五」に改め、同項第二号中「遺族年金又は」を「遺族年金、」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同項第一号中「百分の十五」を「国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「地方公共団体の負担金百分の百」に改める。

附則第十八条の次に次の一条を加える。  
（退職した者が職員団体の役員である場合の取扱）

第十八条の二 昭和四十三年十二月十三日において職員（第百四十二条第一項第一号に規定する職員（国家公務員共済組合法第百二十六条の四第一項に規定する職員を除く。）を含む。以下この条において同じ。）であつた者のうち地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公務員法第六十六条第一項ただし書の規定により職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事した者が退職した場合において、当該退職の日の翌日において職員団体の役員であるときは、その者は、当該退職の時に退職しなかつたものとみなし、職員団体の役員である間当該退職の際組合員であつた組合を組織する職員であるものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第百十三条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六条第一項、第百三十四条、第百三十六条第二項及び第百三十九条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号、第二号及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する者に対するこの法律の規定の適用については、必要な事項及び同項の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第二十五条の次に次の一条を加える。  
（年金者遺族一時金の特例）  
第二十五条の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第一項第二号中組合員期間が二十年とあるのは、警察職員であつた期間が十五年と、同項第三号中二十年未満である者」とあるのは、二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く。）として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しなかつたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。



し、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第六十七条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第八十六条中「第六十七条第二項の下に」と、第八十五条の三第一項中「第四十六条の五」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第四十六条の五」を加える。

第五十五条の二を第五十五条の四とし、第五十五条の次に次の二条を加える。

(警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に關する特例)

第五十五条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満である者で第八十九条第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 警察職員であつた期間が十五年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八十九条第一項又は第二項の規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の二第二項第三号の規定は、適用しない。

(警察職員の年金者遺族一時金の額に關する特例)

第五十五条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第八十九条第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第六十六条中「年数」の下に」と、第五十五条の三第一項中「第四十六条の五」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第四十六条の五」を加える。

第五十二条の二を第五十二条の四とし、第五十二条の次に次の二条を加える。

(消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格に關する特例)

第五十二条の二 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満である者で第一百十條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

き。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満である者が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第一百十條第一項又は第二項の規定による退職年金を受ける権利を有することとなる場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の二第二項第三号の規定は、適用しない。

(消防組合員の年金者遺族一時金の額に關する特例)

第五十二条の三 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額とし、当該年金者遺族一時金からの控除については、第四十六条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時金の額が、前条の規定を適用しないものとして算定した年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額を年金者遺族一時金の額とする。

3 第一百十條第四項の規定は、前項の場合において、前条の規定を適用しないものとして算定するときについて準用する。

第一百二十一条中「第一百十條第二項」の下に」と、第一百二十條の三第一項中「第四十六条の五」とあるのは「第五十五条第一項において準用する第四十六条の五」を加える。

第一百二十四條第一号中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金に改める。」「第一百二十四條の十六中「第二條第一項第三号」を「第四十四條の三」に改め、同條の次に次の二条を加える。

(業務傷病による死亡に係る年金者遺族一時金の規定の適用)

第四百四十三條の十六の二 新法第二百二條において準用する新法第九十八條の二の規定中同

條第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に關する部分の規定は、団体共済組合員が施行日以後業務により病氣にかかり、又は負傷し、当該業務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る団体共済組合員期間)

第四百四十三條の十六の三 新法第二百二條において準用する新法第九十八條の二第二項第三号の規定による年金者遺族一時金(業務による廢疾年金を受ける者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る団体共済組合員期間は、施行日まで引き続く団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に關する法律の一部改正)

第三條 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に關する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條の次に次の二条を加える。

第十一條の二 更新組合員(施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう)又は団体共済更新組合員(施行法第四百四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)で昭和四十四年十月三十一日までに退職することとなるものうち、昭和五十一年五月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項(同法第二百二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二

号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合（新法第三条第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）又は団体共済組合（新法第七十四条第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。）に申し出たときは、新法第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同条第三項（新法第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十四年十一月一日から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号）の公布の日（以下「一部改正法の公布の日」という。）の前日までの間に退職したときは、その者に対しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「一部改正法の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、一部改正法の公布の日の前日において消滅する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八條第二項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第三項第一号中「百分の一・四」を「百分の一・七」に改める。

第八十條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改める。

第八十一條第四項及び第五項中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第八十七條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「百分の一」を「百分の一・二五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第九十條第四項中「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同条第五項第二号中「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第九十一條中「百分の三十」を「百分の三十七・五」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に、「百分の十」を「百分の十二・五」に改める。

第九十三條第一項第一号中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改め、同項第三号中「百分の十」を「百分の十二・五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同項第四号中「百分の十」を「百分の十二・五」に改め、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改める。

第九十七條中「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第二百二條第二項中「百分の三十五」を「百分の四十三・七五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に改める。

第二百六條第一項中「百分の一」を「百分の一・二五」に、「百分の二・五」を「百分の三・一三」に改める。

に改める。

第二百二條の二第三項中「百分の四十」を「百分の五十」に、「百分の二」を「百分の二・五」に改める。

附則第二十条第二項中「百分の三十五」を「百分の四十三・七五」に、「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改め、同条第四項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

附則第二十二條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

附則第二十四條第一項及び第二十五條第一項中「百分の一・五」を「百分の二」に、「百分の〇・五」を「百分の〇・七五」に、「百分の一」を「百分の一・二五」に改める。

別表第二を次のように改める。

| 組合員期間       | 日数   |
|-------------|------|
| 一年以上 二年未満   | 三〇日  |
| 二年以上 三年未満   | 六〇日  |
| 三年以上 四年未満   | 九〇日  |
| 四年以上 五年未満   | 一二〇日 |
| 五年以上 六年未満   | 一五〇日 |
| 六年以上 七年未満   | 一八〇日 |
| 七年以上 八年未満   | 二一〇日 |
| 八年以上 九年未満   | 二四〇日 |
| 九年以上 一〇年未満  | 二七〇日 |
| 一〇年以上 一一年未満 | 三〇〇日 |
| 一一年以上 一二年未満 | 三三〇日 |
| 一二年以上 一三年未満 | 三六〇日 |

|             |      |
|-------------|------|
| 一三年以上 一四年未満 | 三九〇日 |
| 一四年以上 一五年未満 | 四二五日 |
| 一五年以上 一六年未満 | 四六〇日 |
| 一六年以上 一七年未満 | 四九五日 |
| 一七年以上 一八年未満 | 五三五日 |
| 一八年以上 一九年未満 | 五七五日 |
| 一九年以上 二〇年未満 | 六一五日 |

別表第四の中欄中「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・五」に改め、同表の中欄中「〇・五」を「〇・六二五」に、「〇・四」を「〇・五」に、「〇・三」を「〇・三七五」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法第七條第二項及び第二百二十三條第二項本文の改正規定並びに同法附則第十八條の次に一條を加える改正規定並びに第三条の規定は公布の日から、第四条の規定は別に法律で定める日から施行する。

（長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に關する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員等共済組合法の退職（死亡を含む。次項において同じ。）をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金（それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一条の規定による

改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「新施行法」という。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者で施行日以後三年内に地方公務員等共済組合法の退職をしたものに係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）及び第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この項において「旧施行法」という。）の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

（遺族に対して支給する給付に関する経過措置）  
第三条 新法及び新施行法中遺族に対して支給する給付に関する部分の規定は、前条の規定の適用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（掛金、負担金等に関する経過措置）  
第四条 新法第百十三條第二項及び第四項、第百十六條第一項、第百四十條第四項、第百四十一條第一項（新法第百四十一條第二項において準用する場合を含む。）、第百四十二條第二項及び第七項、第百四十三條第三項及び第四項並びに附則第三十二條の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金、負担金及び補助金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第五条 前三条に定めるもののほか、第一条の規定による地方公務員等共済組合法の改正及び第

二条の規定による地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。  
（日雇労働者健康保険法の一部改正）  
第六条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第百四十條の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。  
第十八條第一項中「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を削る。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約七百億円の見込みである。

四月二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、区長公選制実現に関する請願（第二三四六号）

第二三四六号 昭和四十六年三月二十三日受理  
区長公選制実現に関する請願  
請願者 東京都杉並区和泉二ノ一〇ノ五  
宮島東一外二千七百四名  
紹介議員 阿部 憲一君  
この請願の趣旨は、第四八〇号と同じである。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。  
一、へき地における消防目的の入湯税値上げ反對に関する請願（第二六五六号）  
一、個人県民税に係る徴収取扱費の交付改善に関する請願（第二六九七号）（第二六九八号）

第二六五六号 昭和四十六年三月二十九日受理  
へき地における消防目的の入湯税値上げ反對に関する請願

する請願  
請願者 福島県田村郡小野町谷津作字小治郎八二福島県南温泉旅館業組合連合会内 二瓶章  
紹介議員 石原幹市郎君  
消防目的のための入湯税値上げについては、市街地を形成する過密温泉以外の地域には適用しないよう措置されたい。

理由  
一、消防予算は住民全体の負担でまかなうべきであり、温泉旅館の利用者だけに税負担を課すことは不合理である。  
二、特に、へき地の零細な温泉の、少ない利用客に課税することは、とうていその予算需要を満たしえないから、無意味である。

第二六九七号 昭和四十六年三月三十日受理  
個人県民税に係る徴収取扱費の交付改善に関する請願

請願者 長野県大字南長野長野県議会議長 尾崎秀男  
紹介議員 小山邦太郎君  
市町村に対する個人県民税に係る徴収取扱費の交付は、地方税法の規定により払込金額の七パーセントと、納税通知書一通につき三十五円とされているが、この取扱いは市町村の規模、税額の多寡等により必ずしも均衡がとれたものではないから、これが交付について実情にそつた改善処置を早急に講ぜられたい。

第二六九八号 昭和四十六年三月三十日受理  
個人県民税に係る徴収取扱費の交付改善に関する請願  
請願者 長野市大字南長野長野県議会議内 白田潔  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第二六九七号と同じである。